

となんですよ、そういうところにあつたんですよ。しかし米ソ対決が始まってからアメリカの姿勢はがらつと変わったんだから、昭和二十六年、占領中ですよ、内閣総理大臣吉田茂さんは、靖国神社に内閣総理大臣吉田茂と記名して参拝されているんですよ、こんなことを申し上げたわけでございまして、同時に、神道排除をねらったわけでございまして、神道にかかわりあるような記事は教科書から全部抹殺しろと命令を下したのですよと、そしてその結果は、神話や伝説も教科書から消えていったのですよ、こういうことも申し上げたわけでございまして。

その当時の経過を私は御理解いただくと思つて客観的に申し上げたわけでございます。

○竹下内閣総理大臣 今奥野大臣からお答えになつたとおり、いわば歴史的な経過を御説明になつたというふうに承知しております。

【六八一】第百十二回国会衆議院決算委員会議録第
四号（昭和63年4月25日）

（発言者）

渡部行雄（委員）

宇野宗佑（國務大臣。外務大臣）

〔発言順。敬称略〕

○渡部（行）委員 次に、外務大臣にお伺いいたしますが、今度閣僚の靖国神社参拝に関して、その後で、國務大臣である奥野国土庁長官が、この靖国神社参拝問題やあるいは橙小平氏の言動云々という発言、さらには侵略者とは実は白人そのものじゃないかといった趣旨の発言をして、今大きな国際問題にまで発展しておりますでございます。こういう閣僚の発言というものが軽々になされていいものかどうか。しかも、今の時期は何かこの間コソムの問題や光華寮の問題で非常に日中関係がぎくしゃくしてきた。しかも、今竹下総理は八月に訪中すると言われておりますし、そして外務大臣自体も今月の三十日に訪中される、こういうふう聞いておるわけですが、こういう重大な時期に伊東自民党総務会長はその地ならしにわざわざ訪中されてやつと帰ってきたばかりである。そして総理に進言されておる。こういう中で閣僚の一員がこういう全く常識もなければ国際感覚もない、本当にこれが日本の大臣をしておるのかと疑われるくらいひどい発言をしておることについて、外務省としても、今までの築き上げた日中関係の友好というのがまさに音を立てて崩れようとしているのではないかと私は思うのですよ。そういう非常な御努力に対して、このような発言についてどういふふうに思いますか。

○宇野國務大臣 私も閣僚の一員として同僚の閣員がいろいろとお話をなさる、そのことが外国の新聞で非難されておるといふことは非常に遺憾なことである、かように存じております。

○渡部（行）委員 それは遺憾なことには間違いないわけですが、外務大臣としてはこういう問題をどういふふうに対処していくおつもりなのか、その辺のお考えをお聞かせ願いたいと思ひます。

○宇野國務大臣 現在といたしましては中国のそうした公式の新聞で批判が加えられておるといふ段階でございます。我々といつたしましては、やはり外交はいずれの国とも私たちは仲よくやっておりますし、特に中国につきましては日中平和友好条

約十周年記念であるといふふうな大切な年でもございますから、したがいまして、伊東さんも行つていただき、私も行き、また総理がその締めくくりで行きになることとございますので、公式にそうした他国の方々のことを申し上げるということにつきましては、だんだんとこれが大きくなるというようなことは余り好ましいことではございませんから、どのような見解をお持ちであるか、そうしたことはやがて私が参ることに明らかにされるかもしれないし、そんなことでございまして、今日ただいまからいろいろとこれに對しましてございまして、言うことは私は差し控えておきたいと思ふのであります。

靖国神社の問題に関しては、先般、公式参拝ということ非常に物議を醸したということも十分承知いたしております。私も学徒出陣でございますから、個人的な意見を申すのならば、多くの友人が祭られておりますからその人々には私はやはり感謝をしなければならぬと思ひますが、しかし、かつての戦争を引き起こした、またその戦争がアジアの方々に御迷惑を与えた、戦場と化したという等々を考えますと、政府といつたしましてはそうした反省の上で立つての行動も必要である、こういうふうな考えておりますから、総理を初め私たちは靖国神社に公式参拝はいたさないということ、まあ総理はまだ決めていらっしゃるかもしれませんが、私はそういうことで、しばしば議会で話しまして今後慎重を期さなければならぬのではないかと、かように存じております。過般、総理と一緒にフィリピンに行きましたときにも、やはりアジアの方々は、経済大国日本は軍事大国になるんじゃないかという潜在的な意識をお持ちであり、中には公然とそれを口にされる国の人たちもおられるわけですから、我々といつたしまして、経済大国たりといえども軍事大国にならない、これが今日の政府といつたしましてはつきりした私たちの主張でございますので、そうした意味において国内の行事でありましてやはり政府としては慎重であつた方がよい、このように私も考えております。

○渡部（行）委員 これは余りにも反響が大きいと私は思うのですよ。韓国の新聞でも指摘されているし、批判されている。中国もそうであります。しかし、今度は、この侵略者は本当は白人だ、こういうことまで言及されると、まさに極東裁判のやり直しを要求しておるようなものだと思うのですよ。私はこういう問題については、これは外務大臣からはどうこうする

わけにいかないでしょうが、きょうはそのものを本人を呼んで、本人がどういう責任を感じておるのか、その責任を男としてどういうふうにとらうとしているのか、その辺をはっきりさせたいと思つて呼んだわけですが、このとおり、憲法まで無視して逃げるような大臣を日本国の大臣として認めていられるのだから、こういうふうには私は思うのです。これは私の発言で終わらせても構いませんけれども、外務大臣も国会内でのそういう批判は十分中国側にも伝えて、日本としての真意をはっきりと理解してもらふようにしていただきたい。

【六八二】 第一百十二回国会参議院内閣委員会会議録
第七号（昭和63年4月26日）

（発言者）

野田哲（委員）

小淵恵三（国務大臣（内閣官
房長官））

吉川春子（委員）

谷野作太郎（政府委員、外務
大臣官房審議官）

大臣官房審議官

【発言順。敬称略】

○野田哲君 私ども、今周辺諸国に非常に気を使った措置の法案を審議しているわけですが、政府の一員である閣僚が周辺諸国との関係をぶち壊すような発言が最近またまた行われていくことは大変私は残念に思うし、問題に感じているわけでありませぬ。

そこで具体的に伺いますが、四月二十二日に奥野国土庁長官の発言を新聞等で拝見したわけでありませぬけれども、発言の内容は省略いたしますが、このことに中国あるいは韓国で非常に厳しい批判の声が上がっている。このまま放置をすると中国との友好関係も憂慮せざるを得ない、こういう懸念を持たれていくわけですが、政府としてはあの奥野国土庁長官の発言についてどういうふうな受けとめておられるのか。内容的に問題があると考えておられるのか、あるいは別に問題はないと受けとめておられるのか。政府の方は全く手をこまねいてかわりがないような態度をとっておられるわけですが、竹下内閣としてはこの問題についてどう対処されようとしているのか、まず官房長官の見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣（小淵恵三君） ただいま御指摘の奥野国土庁長官の発言ぶりにつきまして、中国あるいは韓国の新聞等で批判的な反応を招くというに至りましたことに対しては、遺憾の意を表すところでございます。

発言の内容はそれぞれ申しませんが、一つは日中問題に関連してかと思ひます。政府といたしましては、日中共同声明で述べられている過去の歴史に対する認識にいささかの變化もないということをご改めたいと思ひます。

もう一点、靖国神社参拝の問題でございます。公式参拝を願う国民の、遺族の感情を尊重することは政治を行う者の当然の責務でございますが、この問題に関しましても国際関係を重視

し、近隣諸国の国民感情にも適切に配慮しなければならぬという点につきましても十分近隣諸国の感情の存するところにも配慮しながら政府としても対処しておりますことでございます。

○野田哲君 官房長官からは今そのような御答弁があったわけですが、新聞の報道によりますと、あるいはまた参議院で開かれた委員会での奥野国土庁長官の発言によりますと、釈明も弁解もしない、こういうふうな報じられているわけですが。官房長官としては、日中共同声明の中に含まれている歴史の認識に變化はない、そして近隣諸国に対しては適切な配慮が必要だと、こういうふうな言われているわけですが、御本人は全くそんなことは配慮されていない。釈明する必要はない、こういう態度では、これは政府の態度と御本人との間にはかなり認識、見解に乖離があるんじゃないですか。

○国務大臣（小淵恵三君） お話にありましたように、国土庁長官、昨日衆議院の委員会におきまして発言の趣旨につきまして改めて述べられておるところでございます。その御答弁ぶりによりましていささかも中国等に悪口を言う意思はなかつたということでありませぬ、若干、記者会見における発言等につきましても、その真意を把握されぬままに各国内に報道されたといふことにつきまして遺憾の意を表されておるところでもございませぬので、私どもといたしましては国土庁長官が御発言されましたことにつきまして、委員会における弁明につきまして、それを了としておるところでございます。

○野田哲君 委員会での弁明、私はあれは弁明ではない、強弁を繰り返したただだと、こういうふうな思ひます。今官房長官も述べられました、日中共同声明の趣旨、特にこの中で「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。」と、こういうふうな表現されているわけですが。そしてまた、一九七八年八月十二日に署名された日中平和友好条約でも、日中共同声明の諸原則が厳格に遵守されるべきことを確認し云々と、この共同声明の中の「中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。」、こういう立場ではなくて、むしろこれを回避している、他国のことに転嫁をしている、こういうふうな印象が持たれるわけでありまして、明らかにこれは日中共同声明の原則、この共同声明に述べられた趣旨に反している行動ではないか、こういうふうな思ひますが、長官、

いかがでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) これも昨日の委員会での発言ぶりでございますが、我が国が侵略国家でなかったというようなことは私は一言も触れておりませんと、こういうことを申されておるわけでございます。日中間の過去の問題につきましては、私は十分国土庁長官としては御認識をされておるものと思っております。ただ、御発言、会見ぶりは、我が国のみがそのような烙印を押されておることにつきましては、歴史の長い経過の中では西欧諸国におきましても中国に対するいろんな形での行為は存在したということが前段に述べられておることは承知をいたしておりますが、結論を申し上げますと、そのことをもって我が国の対応が阻却されるものではないという考え方を申し述べておると、こう考えております。

○野田哲君 報道の中で私どもの知る限りでは、我が国だけが侵略者としての烙印を押されるということはいかがなものかと、白人がアジアを侵略したのではないかと、こういうふうなことで、これはいささか私は開き直りだ。御本人がここには今おられないことですから発言についての真意をさらに伺うというわけにいきませんが、政府としてはこの問題については風がおさまるのをじっと待つと、こういうことなんでしょうか。その点いかがですか。

○国務大臣(小淵恵三君) これも昨日の委員会の経過を申し上げて恐縮ですが、奥野大臣の委員会での御発言を受けまして総理といたしましても、奥野大臣がこの御答弁の中で申し上げられたことも一つの奥野大臣の歴史観かもしれないが、いろいろとそうした発言が摩擦を呼んでおることに対して反省しておられるということでありまして、自分も率直に今聞いておつてそのことを受けとめておるといふ御答弁をされておられますので、今のところは奥野長官の発言、答弁ぶりに対して政府としては素直にこれを受けとめていきたいというふうな思っております。

○野田哲君 奥野さんの発言が問題になるのは初めてのことでないわけですね。当院では鈴木内閣の当時に非常に問題になって予算委員会でもかなり紛糾した経過もあるわけでありまして、反省の態度が見えないとこういうことですが、官房長官や総理の方ではいろいろ気を使っている。しかし、本人は全くこれは釈明、取り消し、陳謝、こういう意思はない。開き直っている、こうとしか思えない。私はやはりこれは適切な政府としての処置をとられるべきだと、こういうふうな思うわけであり

ます。

特に、昨年九月には衆参両方で、日中国交正常化十五周年に当たり、日中友好関係の一層の増進に関する決議というのを行っていることは御承知のとおりであります。その中でも、共同声明及び友好条約の諸原則及び精神に基づいて両国の一層の親善の増進を図る、こういう決議を行っているとあります。これに対して当時の中曽根総理大臣は、「今後とも、日中共同声明及び日中平和友好条約の諸原則及び精神に基づき、日中友好関係の維持発展に最大限の努力を払ってまいらる所存であります。」、こういうふうな内閣としての意思を表明されているわけでありまして、明らかにこの奥野さんの発言というのは日中共同声明の中に盛り込まれている「過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。」、こういう理念に立ったものとは思えない。このことを指摘をしておきたいと思えます。これは、私がここで質問をこの問題について終えたからといって、この議論が終わるということにはならないと思う。いずれいろんな分野でこれは問題にされるであろう、こういうふうな点を指摘しておきたいと思えます。

(略)

(略)

○吉川春子君 奥野国土庁長官は、四月二十二日の靖国神社春季例大祭に参拝した後の発言に対して韓国や中国から寄せられた非難について反論をしています。またさらに二十五日の衆議院土地問題特別委員会でも、自分の真意が伝わっていないなどと述べておられます。これら一連の発言は竹下内閣の方針や見解と一致しているんでしょうか。

○国務大臣(小淵恵三君) これまた野田、峯山両委員に今お答えをいたしたところでございますが、国土庁長官の発言につきましていろいろと海外の新聞等で指摘をされておることにつきましては、遺憾の意を表しておるところでございます。発言ぶりの那辺のところを御指摘いただいておりますか定かでありませんが、奥野長官昨日の委員会におきまして、いろいろと誤解を招いた点があるとすれば注意をしておかなければならない、こう申し上げておりますので、政府としてこの発言の問題につきまして今の時点では御本人の弁明を了しておるところでございます。

○吉川春子君 奥野長官は、日本だけが侵略国家の烙印を押さ

れていることが残念でたまらなかつた、日本が侵略していないとは言っていないなどと述べておられます、日本が侵略国家であるということをお認めの発言をしておりますが、竹下内閣はかつて日本が他国、アジア、とりわけ中国を侵略したということをお公式に認めておられるんですか。

○政府委員(谷野作太郎君) 私からかわつてお答え申し上げます。過去の内閣におきまして幾つかの御答弁例がございますけれども、最近の例では、さきの内閣におきまして中曽根総理御自身が以下のように衆議院の本会議で述べておられます。すなわち六十一年九月の衆議院の本会議におきまして、過般の太平洋戦争、これはやるべからざる戦争であり間違つた戦争である、そして中国に対しては侵略的な事実は否定することはできないと自分は考えておる、そのように御答弁された例がございます。

理化するに等しい発言は重大であります。総理、あなた御自身はかつての十五年戦争を侵略であったとお認めになるのかどうか、明確にしてください。また皇国史観に立つて憲法違反の靖国神社公式参拝を当然視するなど、たび重なる暴言は許されるべきではなく、厳正に対処すべきではありませんか。総理の見解を伺います。

(略)

○国務大臣(竹下登君) 最初の御質問は、さきの戦争は侵略戦争か等々、奥野発言に関するものであります。

戦前の我が国の行為について、これが侵略であるという厳しい国際的批判を受けてきていることは事実でありまして、この事実は政府として十分認識する必要があると、いつもお答えしておるとおりであります。政府としては、かかる事実を踏まえて平和への決意を新たにするとともに、このようなことを二度と起こさないよう心がけていきたい、このように常日ごろ申しております。

それから、奥野発言につきましては先ほども和田さんにお答えを申し上げましたが、御指摘の奥野国土庁長官の発言が、中国の新聞等の批判的反応を招くという事態となったことは遺憾であります。政府としては、現在においても日中共同声明の中で述べられている過去の歴史に対する認識にいささかの变化もないということを確認したいと思えます。

なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既にたびたび明らかにしておりますように、公式参拝の実施を願う国民感情、これらを尊重すること、これまた政治を行う者の当然の責務であります。そして一方、国際関係を重視して近隣諸国の国民感情にも配慮しなければならぬ、このような考えをたびたび申し上げておるところであります。

(略)

(略)

○大木正吾君 (略)

法案の内容に入る前に、本法案の提出責任者であります奥野国土庁長官の最近の反中国発言について伺います。

奥野長官が、靖国神社参拝に関連して中国の鄧小平氏を名指して誹謗し、重要な日中外交関係に背を向ける発言をいたしました。このことは見逃し得ない外交事件であります。そして、昨年の九月十八日の本院本会議における決議に反するばかりで

はなく、侵略戦争を正当化することがとき言動でありまして、ことに許しがたい問題であります。この機会に、奥野長官の発言の取り消しと謝罪、そして事態の責任を明確にすることを求めるものであります。総理並びに奥野長官の明確な見解を求めるものであります。

(略)

○国務大臣(竹下登君) まず、本法律案の質疑に入る前に御発言がございました。

御指摘の奥野国土庁長官の発言が、中国の新聞などの批判的反応を招くという事態となりましたことは遺憾に存じております。

政府としては、戦前の我が国の行為が国際的には侵略であるという厳しい批判を受けているという事実を十分踏まえ、日中共同声明の中で述べられておる過去の歴史に対する認識にいささかの变化もないということを確認したいと存じます。

なお、靖国神社公式参拝問題に関する政府の立場は、既に明らかにされておりますように、公式参拝の実施を願う国民や遺族の感情を尊重することは政治を行う者の当然の責務でございますが、他方、国際関係を重視し、近隣諸国の国民感情にも適切に配慮しなければならぬというものであります。これが基本的考え方でありまして、

(略)

○国務大臣(奥野誠亮君) 先日、記者の方からお尋ねを受けまして、私が答えるに当たりまして、中国の悪口を言うつもりはないとお断りをして申し上げましたことからも御理解いただけますように、誹謗の意思は全くございません。

また、私はさきの戦争において近隣諸国に大変な迷惑をかけたと考えておりますし、国会においても何回かお答え申し上げてまいつてきております。

私は、国際社会に処するに当たりましては、私たちアジアに生を受けた者がまずお互いに理解を深め合い、力になり合っていくかなければならない、こういう考え方をもち、物の本にも書いておる人間でございます。日本国民は、みんな中国人民には深い親近感を持っていると思えます。それだけに、日中両国は単に迎合し合う、単に反発し合うだけではなしに、考えの違いにも論議を重ね、理解を深める努力をすることこそが日中の真の友好を打ち立てる道ではないかと思っております。 (略)

【六八六】第百十二回国会衆議院外務委員会議録第
十号(昭和63年4月27日)

(発言者)

岩垂寿喜男(委員)

宇野宗佑(国務大臣、外務大臣)

〔発言順。敬称略〕

○岩垂委員 これは最初の発言ではございませんけれども、奥野さんの今度の事件というか発言に関連して、靖国神社への公式参拝について中国側が誤解しているがというふうにおっしゃっておられます。これは、中国側が靖国神社に対する公式参拝について意見を述べたことがございます。

御存じだと思えますけれども、中国は一般的な戦死者を親族が悼むことを理解できるし、同情もできる、賛成しないのは被害者加害者を混同することだ、半世紀にわたって中国と敵対し侵略してきた戦争犯罪人を合祀する靖国神社に閣僚が公式参拝することになることになれば、侵略を免罪し侵略戦争を擁護することになる、それぞれの民族の感情を理解しなければいけないというふうな言っているわけですが、いかがでしょうか。それがそのとおり受けとめられると思えますが、いかがでしょうか。

○宇野国務大臣 私も多くの同窓生が戦没いたしました靖国神社に祭られておりますから、そうした靖国神社に祭られておる方々に対しては敬けんな祈りというものは常に抱いておりますが、しかしやはり内閣の一員として、特に外務大臣という立場から、いろいろと誤解を受けるようなことがあってはならない。特にやはり中国を初めアジアの方々は本場に戦地になつたわけですから、そこらの方々の戦争を憎む心というものには戦後四十三年たつたとはいえ決してそう簡単に消えるものではない、私はこのように思っています。

したがって、靖国神社を崇敬する、みたまを崇敬するという気持ちには私は変わりございませんが、公式参拝ということになると、これはやはりいろいろな問題を近隣諸国に与えるましてや経済大国、軍事大国になるんじゃないかというふうな危惧の念を寄せられる方々もいらっしゃるから、私といたしましては、公式参拝はいたしません。慎みたい。これが私の気持ちでございます。

○岩垂委員 奥野さんは、昭和六十二年八月十七日の靖国神社に参拝する会ですか、集団参拝をされまして、そのときに記者

会見をなさって、要約ですけれども、今の中国を見ていると、中国は日本の伝統に対する挑戦ではないかと思う、外務当局はテールをたたき合っても話し合ってほしいというふうに述べておられます。この言葉と今回の発言というものを並べてみると、奥野さん、やはり確信犯だな、こんな感じがいたします。大臣、外務当局がこんなことでテールをたたき合うというお気持ちはないでしょうか。いかがですか。

○宇野国務大臣 私はいりやうした問題は奥野君自体の問題であると考えておりますし、やはり外務省同士のというような話にならないように、私みずからの誠意も、また竹下内閣全体の総意もいろいろな方法によってお伝えしていくということが大切だと考えております。

○岩垂委員 昭和六十一年八月十四日に発表された中曽根内閣の官房長官の談話がございます。これは大臣も御存じのとおりですから、私は言いません。

ただ、ポイントだけ言いますと、「靖国神社がいわゆるA級戦犯を合祀していること等もあって、昨年実施した公式参拝は過去における我が国の行為により多大の苦痛と損害を蒙った近隣諸国の国民の間に、そのような我が国の行為に責任を有するA級戦犯に対して礼拝したのではないかとこの批判を生み、ひいては我が国が様々な機会に表明してきた過般の戦争への反省とその上に立った平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれる恐れがある。」ということを指摘しています。

つまり、近隣諸国の国民感情というものを配慮しなければならぬという立場で、中曽根総理は当時靖国神社への公式参拝をお取りやめになりました。これは御記憶のとおりです。その際に、首相が、これは新聞記者に語った言葉ですけれども、A級戦犯合祀問題への対応についていろいろな改善策を検討中だというふうに述べておられます。

それから、これも昭和六十一年一月なのですが、日本に來られた当時の異学謙外務大臣、今の副総理に金丸さんが、今の靖国神社のあり方は疑問があるというふうにお話しになって、靖国神社とは別に戦争犠牲者を悼む場を設けることを政府・自民党内で検討しているというふうに伝えられたと報道されています。

政府及び与党の首脳が中国の外務大臣に対してこういうことを公式におっしゃっているわけですが、その後この検討はどうなっていますか。同時に、この総理なり金丸さんの御発言について宇野大臣はどんな御認識を持っていますか。

○宇野国務大臣 全く現在の所管外の話でございますので、あだこうだという話になりまして、またそれが誤り伝わったりしたら大変でございますから、金丸さんの発言は金丸さんの発言であった、かように私は思っておりますので、それに關しましてこの場においてコメントするのは差し控えたいと思います。

○岩垂委員 金丸さんの御発言はともかくとして、中曽根さんが、当時の総理大臣がいろいろ対応策を検討中だとおっしゃった言葉については、内閣継続の原則から見ても当然のことというふうな考えでよろしゅうございますか。

○宇野国務大臣 その当時、党内でいろいろ議論がありました。が、その議論の中の一つに、中国が指摘されておるように、戦犯がなぜあそこへ入ったのだということに対しては、党内におきましても多大の疑念を抱いていた人たちが多かったということも申し上げることはできません。

○岩垂委員 奥野さんは「鄧小平氏の発言に国民みんなが振り回されているのは情けないことだ。」と言っておられます。かつて、鄧小平氏に対して雲の上の人だとか頭がかたくなつたというふうなことを発言なさった外務省首脳もおられますけれども、それを平易に翻訳して言うと、鄧小平さんが誤解して発言をした、日本国民がそれに振り回されているという意味にしかとれないのです。

一國の指導者に対して竹下内閣の閣僚がこうした非礼な発言をする、あるいは礼儀をわきまえない発言をするということは、外務省首脳が発言などを含めて考えてみると重ね重ねという感じがしないわけでもありませんが、その点では外務大臣はどんなお考えでおられますか。

○宇野国務大臣 一般論で申し上げて、他國の方々を公式の場と申すより記者懇談か何かだったので、そうしたところにおいてすら誹謗に値する言辞を弄したということは、これは一般論といたしまして当然慎まなければならないことである、かように思います。

したがって、中国の新聞はそうしたことをも含めまして批判を加えたのではないだろうか、そのことは遺憾だ、こういうふうな申し上げておる次第でございます。

【六八七】第百十二回国会衆議院決算委員會議録第五号（昭和63年5月9日）

（発言者）

渡部行雄（委員）

奥野誠亮（国務大臣（国土庁長官））

「発言順。敬称略」

○渡部（行）委員 奥野国土庁長官がお見えになったようですから、一応ここで大蔵省関係は打ち切って、早速奥野大臣にお伺いしたいと思えます。

大臣は、この間の靖国神社公式参拝に関する発言についていろいろと國際的な一つの問題を醸し出したようでございますが、これについては現在どのようにお考えですか。

○奥野国務大臣 中国の新聞がいろいろ反発しているようでございます。私自身は十分用心して申し上げているつもりでございますけれども、報道の仕方にもあるのじゃないかな、しかしそのこと自身は残念なことだったな、こう思っているわけでございます。私は、国民の皆さん方に御理解を深めてもらいたい、こんな気持ちでいろいろ前提を置いて申し上げているにもかかわらず、中国の新聞が反発する、いわんや韓国が反発する。私は韓国に関する反発を招くような中身は全くないのに、やはり報道の仕方によるのだな、こう思っているところでございます。

○渡部（行）委員 私は、奥野大臣はそれこそ昔の東京帝国大学を卒業されて、大臣も何回かなされて、本当に常識と良い良識といえずぐれた方だと思っておったわけですが、あなたほどの人物がいまだに自分の言ったことについて中国や韓国がなぜあんなに騒ぐのだろうか、理解に苦しむということは、私はその理解に苦しみますよ。一体、自分のやっていることがどういふものを意味しているのかということをお考えのことがあるでしょうか。私はあなた個人の衆議院議員奥野さんの発言ならば我慢しますけれども、あなたは閣僚の一人なんです。国務大臣なんです。その方が國際的な発言をして、それが一つの大きな問題となつて國家関係がぎくしゃくするようになれば、これでもあなたも全然その内容が理解できないとおっしゃるのですか。

○奥野国務大臣 私が進んで発言したわけじゃないんですけど、記者の方からお尋ねがあったわけでございます。私は、もう政治部の記者の皆さん方は大人になつていけばあります。

か、そんなことを聞く時代は過ぎていくんじゃないかという意味合いで申し上げたわけでした。そういたしましたら、実は社の方からぜひ聞けとこう言うてきているものだからぜひ答えてください、こういうことから始まっている点も御理解をいただいております。

○渡部(行)委員 大臣、本社の方から聞けと言われたから聞いたという、話をしたという、こういう関係を言われましてけれども、しかし何も聞かれたら答えなければならぬという義務はないんですよ、どんな国民でも。聞かれたから必ずそれに答えなければならぬという義務はないんです。ましてやあなた大臣として自分のとった公的行動がどういう波紋を投げるかということくらいはわかっているはずで。しかもこれは初めてじゃないんですよ。あなたは前に大臣をやったときもこういう問題があったのです。だから私は、これは偶然ではなくて何かあなたが意図した、そういう行動ではなかったかと思うわけですが、その点についてはどうでしょうか。

○奥野国務大臣 これは人の考え方、いろいろあると思うのでございますけれども、私は強い聞かれればなるだけ率直にお答えして関係はスムーズにしていきたいな、こう思っているわけでございます。私の発言の中身についてどこが不適切であったとおっしゃっているのか私にはわかりませんが、海外において反発が起きていることについては残念だと申し上げているわけでございます。私の発言の中身についていろいろおしかりございますなら遠慮なしにおしかりをいただいたら結構だと思います。

○渡部(行)委員 私の発言したことが悪いんだと言われますが、あなたは靖国神社に戦争を起こした張本人のA級戦犯が祭られていることは知っています。これは極東裁判でも侵略戦争の責任を負わされて絞首刑にされた方々ですよ。この方々の命令によって命を亡くした別の将兵がいるわけですよ。被害者と加害者が一緒に祭られている靖国神社にあなたは何の矛盾も感じませんか。

○奥野国務大臣 私は記者の質問に答えました際に、我が国の神道においては人間が死ねばみんな神様になるんですよ、こういうことも申し上げました。そういうことで祖先を神として祭っているのですよということも申し上げました。靖国神社には亡くなった方々を神としてお祭りしているんだというふうに考えているわけでございます。ここは渡部さんと私と全く考え方の違う点だと思います。我が国では国会で遺族に対しまして

は年金が支給されており、また巣鴨で拘禁されておった方の中にはその後において国政の上で重要な役割をなさっている方々もたくさんあるわけでございます。

東京裁判をどう評価するかということでございますけれども、私は勝者が敗者に加えた懲罰だ、こういうふうな理解をしているわけでございます。しかし日本が過去いろいろ迷惑をかけていることはたくさんあるわけでございますので、それは謙虚に反省して今後の我が国の行方によい反省の指標にしていかなければならないということは十分考えているつもりでございます。

○渡部(行)委員 これは私は重大な発言だと思うのです。この東京裁判が勝者が敗者に加えた懲罰である、この言葉の裏にはあなたは侵略戦争を認めないという思想があると思いますが、そのとおりですか。

○奥野国務大臣 全く別問題でございます。同時に、私は侵略戦争という言葉を使うのは大変嫌いな人間でございます。言葉の使い方は個人個人どう使ってもいいと思うのでございますけれども、侵略という中には侵入して土地を取り上げる、土地を奪い取る、財産を奪い取る、侵略の略にはそういう言葉が含まれておる、そういう意味合いで日本では古来使われてきているように思っているものでございます。私自身は侵略戦争という言葉を使うのは大変嫌いでございますけれども、海外ではいろいろ言っておられるわけでございます。したがって、侵略戦争であったとかなんとかいうことの論争をするつもりはございませんけれども、私の気持ちを率直に申し上げさせていただきますと、侵略という言葉を使うのは嫌だし、あの当時日本にはそういう意図はなかった、こう考えておるものでございます。

○渡部(行)委員 侵略戦争という言葉が好きだとか嫌いだとかで私は言っているのじゃないですよ。あの盧溝橋事件以来——満州国をつくり上げたのは日本じゃないですか。現実の歴史が示しているでしょう。日本の国土からみんな将兵が出ていって中国の国土の中で何千万という中国人を殺りくしたんじゃないですか。これは侵略じゃないですか。こういうことについてもつと、私はあなたは良識ある解釈がされると思うのです。

そしてもう一つは、日本は全員神道ではないのですよ。それぞれ憲法によって宗教の自由、信教の自由が保障されているのです。それをあなたはまるで日本全国が神道によって統一されているような発言をされましたが、その点についてはどうなんでしょうか。

○奥野国務大臣 侵略戦争であるという問題は、大東亜戦争に關して言われていることだと私は理解しておるわけでございます。そういう意味合いにおいて、あの戦争、不幸にしてアメリカとイギリスに対して当時は宣戦を布告したものでございまして、日中戦争と言われておりますけれども、昭和十二年の盧溝橋事件から問題が発展していったわけでございますけれども、政府は常に不拡大方針、不拡大方針を指示してまいりましたことも私からあえて申し上げる必要はないと思うわけでございます。

同時に、私は日本人が全部神道だと申し上げているわけじゃないでございます。神道というものはこういうものだとし申し上げたわけでございます。同時に、参りたくない者は信教の自由も保障されているのだからそういう人はお参りにならなくていいじゃありませんかというところは新聞記者の席でも申し上げておるわけでございます。殊にキリスト教などは一神教でございますから他の宗教に礼拝することもできないだろう、こう思っておるわけでございます。

○渡部(行)委員 先ほども言ったように、あなた個人が個人の立場でいろいろ言うなら私は何も口をつける資格はありませんよ。ただ、日本国の大臣だから私は言うのです。あなたは自分が大臣であるという重要な公的な職責を忘れてるんじゃない、ありませんか。大体、侵略戦争というものの歴史も否定する、そしてかつまたA級戦犯というこの事実も否定する、そういう考え方。それはあなたの個人的な一つの自由でしょうか、そういう事大臣として自分が行動する際には国民の利益、国民の考え方、そして国家の、いわゆる閣内の意思、そういうものが代表されなければならぬのではないのでしょうか。閣僚というのは勝手ばらばらな行動をしていいのでしょうか。そうでないからこそ今度外務大臣が中国に渡って大変気まずい思いをされたら、こういう問題については帰国してからよく言うておく、こういう話まで報道されております、これは遺憾であるという言葉さえ出ているわけですよ。それは明らかに国際問題に対してあなたの発言は非常に遺憾な発言であったということの意味しているのではないのでしょうか。

そしてあなたは具体的に指摘しろと言われますが、少なくとも大臣は自分の言っていることが仮に正しくとも、仮にそういうふう感じててもその言葉が相手の国の文化や歴史の中で必ずしも正当に理解されると思われなさいのです。その証拠に毛沢東の批判でさえ中国においてはなかなかできません。最近それが政権がかわってきてもたら聞かなくなることがありますけれども、

しかし、ましてや今の、実際には元首的存在と言っても過言ではないかも知れませんが、鄧小平の名前を出して、そしてこの鄧小平に引きずられるようなことでは困る。どこが日本が引きずられたのですか。どこが引きずり回されたのですか。しかも中国の歴史、中国の習慣、そういうのは名前を出して批判するときには最後のときなんです。それまでは名前を出さないのです。いろいろな比喻によって非常にえんきよく、間接的に批判してくるのが中国の慣習です。それをまともに日本の大臣が向こうの最高実力者と言われる鄧小平の名前を挙げてそういう批判をするのはおかしいのではないですか。

○奥野国務大臣 中国の国民の立場に立って物を言うのなら言わない方がよかったですとおっしゃる。それはあるいはわかるかも知れません。私は日本国民の立場に立って日本国民に理解を求めるためにあえて質問に対してお答えをしたわけでございます。侵略戦争と呼ぶ、呼ばないという、これは言葉の使い方でございますから、私、先ほど申し上げましたようにこのことについて論争する意思はございません。また、中国が侵略戦争と呼んでいることもそのとおりだと思います。同時に、戦犯という言葉も、極東国際軍事裁判で戦犯と呼ばれたこともそのとおりだと思います。そのことまで私は否定しておるつもりはございません。しかし、国会においてはその後全会一致でいろいろな立法措置が講じられたことは御承知いただいていると思います。私は、内閣の一員でありまして、率直に私の考え方を述べていただくわけを、そのことが閣内の一致を乱すとか乱さないとかいう問題にはかかわりはないもの、こう考えているわけでございます。

○渡部（行）委員 私は何も思想、信条を曲げると言っているのではないのです。あなたが大臣の立場として国際関係にぎくしゃくをもたすようなことをしてもらっては困るということなんです。現実にはぎくしゃくしては困るのですか。中国では大変失礼な話だといって怒っているではないですか。韓国もそうではないですか。それは韓国に触れなくともあなたの思想の中にはいわゆる右翼的な、そして好戦的な思想が入っていると判断したから韓国まで腹を立てているのではないのでしょうか。そしてまた現実には外務大臣が行くやさき、そしてこれから竹下総理も訪中するわけですが、そういう前にタイミングとしても私は政治家のやるべきタイミングではないと思うのですよ。そういうところで一つの問題を醸し出して、そしてそのために外

交渉が非常に難航する、あるいはおもしろくない思いをしなから帰ってこなければならぬ、こういうことでは困るのではないですか。あなたは一体責任を全然感じませんか。

○奥野国務大臣 先ほどお答えしましたように、私のお話した中でどの点がいけないのだということをおっしゃっていただきますとわかるのですけれども、私にはわからないものがございますから、いんわんや韓国がなぜ反発をするのか一層わからないということをお話でもお答えしてまいりました。中国の問題につきましては、殊さら私は中国の悪口を言うつもりはありません。また共産主義の関係者は宗教のことについての理解は薄いと思えますよとお断りをして、それなりの配慮をして申し上げたつもりでございます。

私は、参議院の本会議で社会党の方のお尋ねに對しまして答えさせていたしたのでございますけれども、日中兩國は非常に大切な関係にあるわけでございますので、殊に日本国民は中国人に深い親愛の感を持つておられるのでございます。それだけに日中兩國はいたずらに迎合し合うのではなく、いたずらに反発し合うのではなく、考えの違ひは議論をして理解を深めていくことこそ真の日中友好の道につながると思っておりますと答えさせていたわけでございますけれども、そういうことで、ときに激論になりましても日中兩國ができる限りお互いの理解を深める努力をし合うことが大切だ、中国の立場に立って常に物を考えていかなければならないというふうには私は思っていないわけでございます。

○渡部（行）委員 私は中国の立場で物を考えよなんて一言も言ったこともないし、私自身、そんなことを思ったこともありません。

問題は、日本の国がかわいいからそここの国際場裏の中で波風を起こさないように、そして平和な日本をつくり上げたい、そういう意味であなたが今国際関係に波風を起こしておるから、そういう行為は悪いのではないか、問題があるのではないかと指摘しているのです。具体的に言いなさいって、私は言ったでしょう、一つは、

もう一つは、あなたはA級戦犯を祭っている靖国神社に堂々と国務大臣という肩書で参拝しているでしょう。これは何を意味するかというその裏側ですよ、問題なのは、軍国主義が日本に復活しつつあるという認識が中国や韓国にあるときに、それを刺激するような大臣の行動が問題じゃないかと私は言っているのです。まだ日本は完全に国際的に信頼されている国家に

はなっていないのです。そういう過去の歴史の流れの中から大臣としての行動は当然考えられるべきじゃないでしょうか。だから現実には外務大臣が謝罪しているではないですか。そのことについてはどう思います。

○奥野国務大臣 犯罪者でございますと遺族には年金を差し上げられないのでございます。それをあえて絞首刑に処せられた方々の遺族に對しましても年金を差し上げる立法措置を日本国会がとったわけでございます。そういうような事情もございませぬし、神道は犯罪者であれ何であれ亡くなった方はみんな神と祭られてございます。そういう考え方に立って靖国神社で祭られておられる方々、私は靖国神社にだれを祭ろうかは靖国神社がお決めになることだと考えておるわけでございます。あえて政治がそれに介入してまいりますことは政教分離の憲法の精神にも反することじゃないかと常日ごろ考えているものでございます。

そういう意味合いにおいて国のために命をささげた方々につきましてはそれなりに慰霊の誠を尽くす、そして私たちが今後さらには力を尽くしてこの国を発展させていきますとお誓いを立てることは何も悪いことじゃないと私は考えているわけでございます。もちろん違つた宗教を持つておられる方々に参拝を強制することはこれまた不適当だと考えるわけでございます。その参拝している者に対して、おまえは公的な立場で参拝したのか私的な立場で参拝したのか、こう聞かれますと、もうそんなことを言うのはやめたらどうですかと申し上げたくなる気持ちには私は御理解いただけたらと思うのであります。そんなことを言い出したのは敗戦のときに、昭和二十年の十二月に占領軍が命令を出して始まっているのですよ、こう申し上げたのであります。それまでは公的な身分で参拝するか私的な身分で参拝するかそんなことは問題になつたこともない。私自身素直な気持ちで参拝しています、そんなこと意識したことはありません、こう申し上げておりました。占領軍の考え方も、米ソ対決が始まりだんだん変わつていったのですと申し上げたのです。だからあの命令を出しておきながら、占領下、昭和二十六年に吉田総理大臣は内閣総理大臣吉田茂と記名して靖国神社にお参りになつておられるのであります。占領軍は何にもとがめていないのであります。そういう経過も我々よく理解しながら、今後の日本を過さないように期していきたい。私なりにやはり政治家として心配すべきことは心配していかねければならぬ、そういう気持ちもございまして、率直にお答えをさせていただきます。

ようなわけでございます。

○渡部(行)委員 最後に、時間もありませんからこれで終わりますが、私はあなたの答弁は非常に支離滅裂だと思えます。大體、公式参拝が憲法に違反するか違反しないかということはずっと議論されてきておるとおりでございます、あなたが公的立場で参拝をしたから問題になるのであって、それは私人として参拝するのはだれも問題にしませんよ。毎日参拝したついでにんです。

それから今度恩給の問題ですが、これは罪人にはくれない。しかし、私はこれは内閣委員会でしたことがあります。A級戦犯になぜ恩給をくれるのか、これは間違ではないかということ、すぐに外しなさいということを追ったことがありません。A級戦犯と認めない、認めさせないという方向で流れているからそういうことが問題になるんじゃないですか。

それから信教の自由にしてもそうです。真言宗は真言宗、あるいはキリスト教はキリスト教、それぞれにみんな自分の子供や親族が亡くなった場合祭つてそして霊を慰めているでしょう。そのことにだれが文句を言いますか。ところが、そういう問題を令度は逆に、信教の自由を違反しているんじゃないか、靖国神社参拝に文句をつけるのは違反しているんじゃないか、個人のなから構いませんよ。公的だから違反していると言っているのであつて、むしろあなたの行動が信教の自由を侵し、憲法の立場を踏みにじつていると私は思うのですが、その点はいかがですか。(発言する者あり)あなたは黙っていなさい。理事のくせして何だ、その態度は。

○奥野国務大臣 公的参拝、私的参拝というような問題は、昭和二十年十二月の占領軍の神道指令に発しているわけでございます。この神道指令は占領軍の命令でございますけれども、この中で、公務員は国家公務員であれ地方公務員であれ、公務員の資格でいかなる神社にも参拝してはならない、こういう命令が下つたわけでございまして、その命令の下つている中で、昭和二十六年に吉田内閣総理大臣は内閣総理大臣吉田茂と記名して靖国神社に参拝されているわけでございます。その辺の問題がどこから起こってきたかということをお理解いただきたいと思つて、あえて答えたわけでございます。

日本の神道は多神教でございます。やおよろずの神様がいらつしやいます。しかしキリスト教は一神教でございます。他の宗教にお参りすることはできません。だからしばしば宗教戦争がヨーロッパで行われていることも言うまでもないことだと考

えておるわけでございます。仏教も多神教でございますし神道もそうでございます。私は一神教の方に靖国神社にお参りしろと言つたわけでもございませぬし、また神道はすべて亡くなれば神様でございますので素直に参つてしかるべきだ、こうも思つておるわけでございます。

いずれにいたしましても、私はあなたとは考え方はかなり違つたわけでございまして、あなたの考え方はあなたの考え方として私はあえて批判する意思はございません。しかし、私にもまた私なりの考え方があるんだということは御理解をいただいております。

○渡部(行)委員 時間がありませんからこの程度で終わります。きょうは大変ありがとうございました。私もこれで矛をおさめたわけでございませぬから、これからもひとつよろしく願ひします。

(略)

【六八八】第百十二回国会衆議院内閣委員会議録第十号(昭和63年5月10日)

(発言者)

野坂浩賢(委員)

小淵恵三(国務大臣(内閣官房長官))

「発言順。敬称略」

○野坂委員 竹下内閣の大番頭であります官房長官が御出席でありますから、この法案の審議に入る前に、内閣としての態度、考え方をただしておきたいことがあります。

予算委員会やあるいはきのうの決算委員会で問題になりました奥野国土庁長官の靖国問題に関する発言、この問題については、きょう閣議も開かれたと思うのでありますが、踏み込んだ御発言をなさつておることは先刻御承知のことだと思つています。今月三日の日の中の外相会議で、中国側は奥野発言に対して不快感を表明しております。外務大臣が、私も竹下総理も中国の新聞で批判を受けたことは遺憾だと国会で答弁をしております。こういうことを説明して理解を求めた後、この発言が再び行われておるわけでありますが、この発言は、国務大臣であるがゆえにも大きな問題であり、国際的な大問題だというふうな理解しないわけにはいかないと思つています。

したがつて、内閣を総攬をし、官房長官としては、内閣としては、一体奥野発言をどのように考えておるのか、どのように対処しようとしておるのか、この点をまず明らかにしていただきたい、そう思います。

○小淵国務大臣 前回、奥野長官が閣議後の記者会見で発言されましたことにつきまして、その発言ぶりが中国、韓国等の批判的反應を招く事態になつたことにつきまして遺憾の意を表しておるところでございます。

政府といたしましては、言うまでもありませんが、日中共同声明に述べられております過去の歴史に対する認識にいささかの变化もないということを確認をいたしておるところでございます。いろいろ靖国神社をめぐる御発言ございましたが、政府といたしましては、国際関係を重視しまして、近隣諸国の国民感情にも十分適切に配慮していかなければならないという立場で従前も考えてきたところでございますし、今日もそのように考えておるところでございます。

なお、昨日の決算委員会での御発言ぶりにつきましては、新

開紙上等で拝見をいたしたところでございますが、その真意と申しますか、そのことにつきましてはまだ十分掌握をいたしておりませんので、現段階で政府としては、この奥野発言につきまして特段コメントすることを差し控えさせていただきますと思っております。

○野坂委員 コメントを差し控えるということですが、新聞等には一問一答が明らかにされております。韓国なり中国なりに遺憾の意を表明されたということはそのとおりであります。韓国や中国はなぜ反発するかわからぬ、あれは侵略戦争ではなかったんだ、しかし勝者が敗者を裁いたわけだからそういうことになっただけであって、そういう意図は全くなかったんだ。今私が申し上げておるのは新聞を読み上げておるわけですが、今まではあの大平洋戦争は侵略戦争であったという規定づけがあるわけでありまして、そういう意味で官房長官としては、竹下内閣の近隣諸国に与える影響、日中の関係の正常化と強化という問題を踏まえて、奥野発言は遺憾であり取り消すべきであるというふうにお考えなのかどうか、もう一度伺いをして、次に入りたいと思うので。

○小淵国務大臣 政府の立場は、いわゆるさきの大戦に関しまして、二度とやってはならない戦争であるという認識、それから侵略戦争であったとの厳しい批判があるということも十分認識していかなければならない。さらに、前内閣におきまして、侵略的事実があったと思うという答弁をいたしておるところでございます。その線上で政府としては対応しておるところでございます。

実は、昨日の奥野発言の詳細な速記録等をまだ読んでおりませんので、私も、政府としての基本的な考え方に沿って発言されておるものと信じておりますけれども、さらに速記録等を拝見させていただきまして、必要とあらば長官にその真意について承って、政府としての考え方を述べさせていただきますように思っております。

○野坂委員 速記録等をよくお読みになって、竹下内閣としては、今私が申し上げたとおりでありますし、侵略戦争であったという発想で進めておられるわけでありまして、遺憾の意の表明と同時に、奥野長官の発言の取り消し、そういうことを当然内閣としては考えたいというふうには私は理解をしてもよろしくございますか。

○小淵国務大臣 速記録を十分調べさせていただきますし、かかるべき対応をさせていただきますと存じます。

【六八九】 第一百十二回国会参議院内閣委員会会議録
第八号（昭和63年5月12日）

柳澤錬造（委員）
平野治生（政府委員、内閣総理大臣官房参事官）
小淵恵三（国務大臣、内閣官房長官）
【発言順、敬称略】

○柳澤錬造君 官房長官に冒頭お願いしておきたいんですが、この法案の持っている性格とか意義というのは大変これ重要なものがあると思うんです。したがって、そういう点でもって、表現が適当じゃないんですけれども、お役人が書いた作文を読んだの答弁じゃなくて、官房長官の本当の真情から出たお答えをお聞かせいただきたいと思うんです。

最初に、まずこの法案の目的としては、第三条で「今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、関係者の労苦について国民の理解を深めること等により」云々、こうなっております。ところが、あの大戦でもってたくさんの人たちが戦争に行つて生命を失つたんですけれども、その人たちについての慰霊祭というものを国家としてはいまだにやっていない。国のために命をささげた人たちに對して国がその人たちの霊を弔うお祭りをやっていない国というものは、私は世界の中で日本以外にはないと思うんです。ですから、そういうことについて政府としてどういうお考えをお持ちなのかということをお聞きしておきたいと思つております。

○政府委員（平野治生君） 先生のお尋ねでございますが、さきの大戦で国家のためにというお話がございました。これは私どもの所管ではございませんが、政府主催ということで厚生省が事務方といたしまして、いわゆる毎年八月十五日戦没者を追悼し平和を祈念する日ということをやっているわけでございます。これが先生のおっしゃる慰霊祭に当たるのかどうかは別でございますが、政府としてはそういうものもやっていますところでございます。また、厚生省におきましてはそれぞれの戦域における戦没者を慰霊するために、遺族を主体とした慰霊巡行などを毎年実施しているというふうになっております。

○柳澤錬造君 その辺から既にやっぱ戦争ということについての私は認識が若干ずれていると思う。八月十五日の戦没者の

慰霊祭というか、天皇陛下までおいでいただいで、私は必ず行きますよ。しかし、あれは八月十五日に日本の国民で戦争犠牲者のすべての人たちのことをあそこでやるんだけれども、じゃ翌日になったらどうなるんですか。これはどこの国へ行つたつて、その国へ行つたらその国のために命をささげた人たちの、いわゆる外国でも無名戦士の墓と言うんだけれども、そこへ必ず行つて花輪をささげて霊を弔うということは、少なくとも国賓で来るような人たちはみんなやるわけよ。私が知る限りは、エリザベス女王が来たときもそれをしたいと言つたときに、日本政府はお断りしたはずですよ。連れていくところがないわけなんだから。

八月十五日のあれは一年三百六十五日の中でたった一日、あのときのあれも一つの行事だ、それはね。だから、その点は認めますし、正午を期して国民全部が、黙禱するしなはいはさておいて、そういうことをしてくださいとやっていますから、これも一つのそういう意味は持っているけれども、そういうあれではなくて、外国から国賓がおいでになつたらちゃんとして、そして花輪をささげて霊を弔うべきであつて、日本の政府としても国家としてそういうことをやるべきであつて、そういう点ではもう一回きちんとこれは官房長官、やらないんだから、日本は。世界にそんな国どこにありますか。

○国務大臣（小淵恵三君） 私も総理のお供をいたしました過去諸外国を訪問する機会に恵まれましたが、いずれの国に参りましても先生御指摘の無名戦士の墓等しかるべきところに花輪をささげて、その国のために尽くされたとういみたまに對して、外国の最高責任者として慰霊の意を表しておるところに私も参列をさせていただきましたが、我が国におきましてはそのようなことが行われる場所、機会を得ておらないことは大変残念だということに思つております。いづれにしても、このことは国民全体の気持ちが一つになつてそうしたことが行われることが望ましいことであり、現時点においては国民全体の考え方がそうしたことを行わしめる動きになつておらないことについては残念に思つております。

○柳澤錬造君 ここですぐそれをやりませうという答弁を官房長官に求めても私は無理だと思つてますからそれ以上申し上げませんけれども、それはぜひ御検討いただきたいと思います。（略）

【六九〇】 第一百十二回国会参議院外交・総合安全保障に関する調査会会議録第三号（昭和63年5月16日）

（発言者） 上田耕一郎（委員）

宇野宗佑（國務大臣、外務大臣）

〔発言順、敬称略〕

○上田耕一郎君 次に、奥野発言の問題について伺います。奥野氏が現職閣僚として問題提起を行ったのは四月二十二日の靖国神社参拝の後だったわけですね。八五年八月十五日に中曾根首相が初めて公式参拝に踏み切って、中国を初め国際的に批判が噴出して、それ以後行われていないわけです。これに対する奥野氏の不満があつたと思ふんです。

八月に竹下首相は訪中されます。それで、私は、八五年八月十五日の中曾根首相の公式参拝以後の国際的な批判、並びに、靖国神社というのは戦前陸軍省、海軍省の管轄だったわけですから、天皇と軍国主義の象徴ですよ。こういうものに対する公式参拝問題、これに対する竹下内閣の基本態度は中曾根内閣と同じなんでしょうか。私は、やはり見直すべきだと外務省は発言しているんじゃないかと思ふんですが、宇野さんいかがですか。

○國務大臣（宇野宗佑君） 靖国神社問題に関しては、従来外務委員会におきましても私は、私の個人的意見でございますが、次のように申し上げております。

我々は、あそこに祭られている方は、私の同窓生もたくさんいますし同年兵もいますから、私も学徒出陣で第二次世界大戦に参加した者で、戦闘には加わらない、主計だったものですから、それで終戦を迎えたんですが、一生懸命国家のために頑張りました。したがって、あそこに祭られている方々に対する私たちはやはり感謝の気持ちには私個人は失ってはいけません、かように思います。ただ、外務大臣でございますから、靖国神社へ参拝すること自体が近隣諸国にいろいろな意味を与えるというところをおもんばかりました場合に、私は靖国神社には参拝いたしませんと、こういうふうな外務委員会においても申し上げておるような次第でございます。

したがって、こうした問題につきましては、今上田委員からのお話でございますが、私といたしましてはノーコメントということにさせていただきますと思います。

【六九一】 第一百十二回国会参議院会議録第十八号（昭和63年5月18日）

○橋本敦君（略）

さらに、総理は近々訪中しますが、八月十五日には靖国神社公式参拝をしないと決まらざるべきであります。そして、この際、昭和六十年に中曾根総理が靖国公式参拝に踏み切ったときに、参拝方式によっては憲法違反にはならないなどといった不當な政府見解を全部撤回すべきではありませんか。それが過去の侵略戦争を厳しく反省し、恒久平和を貫いて国際社会に名誉ある地位を占めたい、こう誓った我が憲法に忠実な道であります。

○國務大臣（竹下登君）（略）

次に、靖国公式参拝問題についてのお話がありました。いろいろ御意見がございましたが、昭和六十年八月十四日の内閣官房長官談話、これは現在も存続しております。見解には変更がございません。したがって、公式参拝は制度化されたものではございませんので、それこそ諸般の情勢を総合的に考慮して、みずから決めることであるというふうには私はいつでも申しております。

【六九二】 第一百十三回国会参議院内閣委員会会議録第二号（昭和63年9月6日）

（発言者） 柳澤鍊造（委員）

小淵恵三（國務大臣、内閣官房長官）

波谷治彦（説明員、外務省アジア局外務参事官）

〔発言順、敬称略〕

○柳澤鍊造君（略）
それで官房長官、この前も私一度申し上げたんですが、もう一度きよう申し上げて、はっきり検討すると約束してほしいと思うことは、お国のために命をささげた人々に対して国家としてきちんと慰霊祭をやるといふことを御検討していただかせんか。

きのうも質問をとりに来た人がそうなんですけれども、私がそう言うといや、八月十五日にやっていますと。私から言わせれば、そこに政府の中の認識の違いとか何というかが、あると思う。私は、毎年八月十五日は武道館に行つて戦没者の慰霊祭に出席しますけれども、あれはあの武道館に戦死した人たちの親なり何なりそういうような者についてお参りにいこうと思つたらいつでも行けるような、外国から来た人たちが日本の国家のためにそうやって戦死した人々をお参りする。外国へ行けば皆さん方だつてみんな無名戦士の墓へ参拝なさると思ふんです。そういうことを日本でも、国のために死んだんですから国家としてその人たちの祭りをすることについてきちんとやるべきであつて、そういうことをこどももつてすぐ官房長官にお約束を言つても無理なことですから、ただそういうことを検討するということぐらいの御返事をきょうはお聞きしたいと思ふんですけれども、官房長官いかがですか。

○國務大臣（小淵恵三君） お尋ねの、事の主旨は理解しているつもりでございますが、政府としては、昨日もお伺いしたところでございますが、やはり八月十五日の日を戦没者を追悼し平和を祈念する日と定めて政府の主催で追悼式を実施しております。また、海外から遺骨収集等によりまして持ち帰られた遺骨を千鳥ヶ淵

戦没者墓苑におさめ、毎年春に拝礼式を実施しているほか、先ほどもお話がありました各主要戦地に慰霊巡拝を実施いたしておりまして、政府としてはこうした式典を挙行することにより政府としての気持ちを込めて対処いたしておるというふうにお考えしております。

しかしながら、今柳澤委員御指摘のように、諸外国へ参りますれば、すべての戦役に携わった方々ないし無名戦士の墓という形で国民すべてあるいは諸外国から参られた代表も参拝をする場所のあることも事実でございます。今後また柳澤委員の御指導をいただきながらいかなるものが望ましいかということにつきましては勉強させていただきますと思っております。

○柳澤錬造君 私、御指導とか勉強させていただきますんで、官房長官、そんなに謙虚にならなくていいんでして、むしろ本気になって考えていただきたいし、そういうことをすることが私は二度と戦争をしないで本当に平和な国家として生きる道なんだと思うんです。そのためには、やはり戦争で苦しんで命を落としていった人たちのことにいつも思いをはせて、ああいうふうなことは二度と起きちゃいかぬというふうな考えることだと思うんです。

それで、官房長官、あの戦争で日本がアジアやその他のいろいろなところへ出かけて行ってあれだけの大変な被害を与えた。そしてそれぞれの国が日本なんかと違ってきちんと慰霊碑をつくっている。恐らく官房長官もフィリピンのマニラのあるそこにも行かれたと思うんです。十字架が延々と続いて戦死をした人々を祭っているわけです。

日本の国は、外国にそういう形で犠牲といえますか被害を与えて、たくさんの人たちを殺したと言っちゃ何ですけれども、亡くなったわけだけれども、そういう外国の戦死者の墓地に日本の政府の代表が行かれて、本当に御迷惑をかけた、申しわけないことをしたと言っちゃ、そういうおわびの気持ちでもって政府として何かおやりになったことはあるんですか。

○説明員（渋谷治彦君） 我が国との戦争で亡くなりました外国人の方々につきましては、もちろん、我が国としては御冥福を祈るという立場でございますけれども、各国の慰霊式に我が国の代表が参加するあるいは代表を派遣するというお考えにつきましましては、相手国の政府の立場あるいは相手国の国民感情もございまして、統一的にやるということはおしておりません。その国々の事情を考慮しましてケース・バイ・ケースに処理しております。

○柳澤錬造君 私の言い方が悪かったのかもしれないんですが、外国の慰霊式とか慰霊祭に行けと言っているんじゃないんです。あなたはマニラの郊外のあの墓地も知らぬからそういう答えが出てくるのだと思うが、本当にあそこへ行ってみると十字架が延々と並んでいる。そしてあそこには何もフィリピンの国民だけじゃない、ちゃんとアメリカの兵隊も亡くなった人たちはみんな名前をそこに刻んでいますよ。だから、私は、そういうところへこちらが戦争をしかけて行って、そういう犠牲を与え被害を与えそして命を落とさせたんだから、本当にそういうところへ政府を代表した人たちが行って、そして頭を下げて、二度とこういうことはいたしませんと言っちゃ心からわびるという、そういうことが私は必要だと思う。

しかも、ハワイなんかへ行かれたって、御存じないことは私はないと思う。ハワイは、日本から行ってあそこで戦死した人たちまでちゃんと墓地をつくってある。アメリカの兵隊とは場所を分けておられるけれども、日本の兵隊の戦死した人たちの墓を全部つくってられて、そしてアメリカでもって祭ってられているわけでしょう。だったらせめて、そこまでしてきてくれるんだから、日本軍のために戦死したアメリカの兵隊たちのところへ行行ってそして参拝をして、こういうことは二度と起こしませんと言っちゃ、そういうおわびぐらいいいことをする。私は、政府を代表して行って、そういうことをやったようなことがないと思うから今聞いているんだけれども、私はそれぐらいのことをやっぱりするべきだと思う。ただ日本の国会の中でもって歴代の総理がみんな、経済大国になっても軍事大国にはなりませんなんで、そんなことをよくいけしやあと言っているのを聞くだけだけれども、そんなことよりも、それぞれの国でみんなそうやってその国で死んだ人たちは祭っているんですから、その人たちの前へ行って頭を下げておわびの参拝をするぐらいのことはして欲しいよ。そういうことをしないから、自分の国の軍人として戦争で亡くなった方に対してもまともな慰霊祭をひとつやろうという気になれないのも、私はそれに共通していると思うんです。

ですから、官房長官、これ以上申し上げませんから、そういうことについて本当にお考えをいただいて善処をいただきたいと思いますということをお願いするんですが、いかがですか。

○国務大臣（小淵恵三君） 先ほども御答弁申し上げました中にあります、各国とも、国のためにとうとい命をささげられた方々をお祭りしての、いわゆる無名戦士の墓等が存在するわけ

でございます。事戦争ということに相なりますれば時に敵味方ということに相なりまして、したがって我が国にとりましてはあるいは敵方であったところもあるかもしれせん。しかしながら、既に死者となられ、またそうした方々もみずから祖国を信じて眠っておられることに対しては、常々、我が国を代表して総理がそうした国々を訪問した折には、過去のいきさつを十分念頭に置きながら、英霊としてそれぞれの祖国に殉じた方々に対しましては必ず花輪をささげ、こうべを垂れて慰霊の気持ちをおわびすることが今日まで必ずあったというふうにお思っております。

政府を代表してといいますか、国民を代表しての総理のこうした態度の表明がやはり今先生のおっしゃられることにはなるのではないかと今ふうに私考えますので、今後とも恐らくそれぞれの地域に参りましたときには国を代表してそうした方々に対する慰霊の気持ちをあらわし、それぞれ歴史的にもおのずと異なる国々だとは思いますが、それぞれの国に対して命をささげられた方々のたつと精神には慰霊の気持ちを保持して命を従前いたしてきたことであろうと思っております。今後とも同機への対応、態度をとられることは当然だと思っております。

（発言者）

尾辻秀久（委員）

森山眞弓（国務大臣（内閣官房
房長官））

公文宏（政府委員。内閣官房
内閣内政審議室長兼内
閣総理大臣官房内政審
議室長）

中山太郎（国務大臣（外務大
臣））

鈴木勝也（説明員。外務省
アジア局審議官）

大森政輔（政府委員。内閣法
制局第一部長）

〔発言順。敬称略〕

○尾辻秀久君 今まさに昭和六十一年度の決算審議をいたしておるわけでございますけれども、この昭和六十一年という年は全国の戦没者遺族にとりましては大変悲しい年でございますと申しますのは、その前の年、すなわち昭和六十年、それこそ全国の遺族の悲願ございました靖国神社に対する総理大臣の公式参拝が実現をしたわけでございます。遺族は本当に喜びました。これでいっお父さんのものに行っても胸を張ってお父さんに報告ができる、そうやって年老いた戦没者の妻はあの靖国神社の社頭でぼろぼろと涙を流して喜んだのであります。これは毎年その後定着をして行われるものである、そう信じておりました。ところが、昭和六十一年の八月十五日、総理大臣はとうとうお参りなさらなかった。なぜだと叫んだ。今改めてそのなぜだについてお答えいただきたい、そのように思います。

それから、あえて、本当にあえてでありますけれども、長官おられますのであわせてお尋ねをするわけでございますが、昭和六十一年八月十五日といえますと、その直前の七月、衆参の同日選挙が行われました。このときに限ったことじゃないわけでありまして、そのときも我が自由民主党は選挙公約として公式参拝を約束いたしました。公約を守るためにも私は、総理大臣お参りになるべきであった、こういうふう思うのでありますけれども、いかがお考えでありますか。

今、官房長官お見えでございますので、大変恐縮でございますが、前段の質問をお聞きになっておられませぬけれども、要は六十一年八月十五日になぜ公式参拝が、その前の年に行われたにもかかわらず行われなかったんだろうか、このことをお尋ねいたしました。それからあわせて、あえてでございますけれども、その直前の衆参同日選挙で公式参拝を公約したにもかかわらず総理大臣お参りにならなかったのは、やっぱりお参りされるべきでなかったか、私はこう思うのであります。この御質問をさせていただきます。

○国務大臣（森山眞弓君） 衆議院の予算委員会に出ておりました。靖国神社の公式参拝につきましては、これは制度化されたものではございませんので、それを実施しますかどうかその都度判断すべきものであると考える次第でございます。

総理大臣の公式参拝ということにつきましては、昭和六十年に実施されました後昭和六十一年以降実施されておりましたが、これはその都度、諸般の事情を総合的に考慮いたしました慎重かつ自主的に検討いたしました結果、これを差し控えることとしたわけでございます。昭和六十一年八月十四日の官房長官談話というのがございますが、これは六十一年の官房長官談話でも変更しないというふうに申しております。ですから、昭和六十一年に実施した方式による公式参拝は憲法違反にはならないということではございますが、参拝をするべきか否かということはそのときそのときの状況判断によって決めていくということになっております。

○尾辻秀久君 それでは、六十一年八月十五日にお参りにならなかったその理由をお聞かせいただけますか。

○政府委員（公文宏君） 六十一年の八月に公式参拝を実施いたさなかった諸般の事情でございますけれども、いろいろなことがございますが、第一に、昭和六十一年八月十四日の内閣官房長官談話は現在も存続しておりますし、昭和六十一年に実施した方式による公式参拝は憲法に違反しないという政府見解には何ら変更がないという点が第一の事情でございます。それから第二に、国民や遺族の多くの方が公式参拝を強く望んでおられるという事情です。これも第二の事情としては考えられるということでございます。

ただ、第三に、靖国神社がいわゆるA級戦犯を合祀しているということもございまして、昭和六十一年に実施した公式参拝につきましては、過去における我が国の行為により多大の苦痛と

損害をこうむった近隣諸国の国民の間に、そのような我が国の行為に責任を有するA級戦犯に対して礼拝したのではないかと、いう批判を生み、ひいては我が国がさまざまな機会に表明してまいりました過般の戦争への反省とその上に立った平和友好への決意に対する誤解と不信さえ生まれるおそれがあり、またそれは諸国民との友好増進を願う我が国利益に照らしましても、また戦没者の究極の願いにも沿うゆえんではないということが第三の事情でございます。

それから第四の事情といたしまして、公式参拝の実施を願う国民や遺族の感情を尊重するということは政治を行う者の当然の責務ではございますけれども、他方、我が国が平和国家として国際社会の平和と繁栄のためにいよいよ重い責務を担う立場にあるということを考えれば、国際関係を重視し、近隣諸国の国民感情にも適切に配慮しなければならぬこともまた当然である。

そういう事情などを勘案いたしまして、六十一年度以降は実施しておらないというところでございます。

○尾辻秀久君 外務大臣おられますので、この際ちよつとお尋ねしてみたいんですが、当時六十一年の八月ころでありますけれども、お参りなさらない理由として、もし総理大臣がお参りなさると中国政権内部に深刻な影響を与えるんじゃないか、そんな話を盛んにお聞きをいたしました。大分年月たつておりますから、今だから話そうというお話があればお聞きしたいと思つてお聞きするわけでございますが、当時そのような状況がございましたでしょうか、あるいは現実にはそういうことが起きたでしょうか、お尋ねをいたします。

○国務大臣（中山太郎君） 先生お尋ねの昭和六十一年……

○尾辻秀久君 六十一年から六十一年にかけてですね。

○国務大臣（中山太郎君） 昭和六十一年秋に、当時の安倍外務大臣が訪中いたしました際に、中国側に対して同年夏の中曽根総理の公式参拝についてその趣旨説明を行つており、そして中国側の理解を求めたわけでありまして、その後外交当局間協議の場でも同様の説明を行つてきております。これに対し、先方の反応は依然厳しい姿勢をうかがわせるものがございます。

また、韓国につきましても、昭和六十一年の公式参拝に際し、公式参拝の趣旨及び平和国家に徹するとの我が国の決意に変わりのないこと等につき説明を行つております。翌昭和六十一年の公式参拝の際には、同年八月の官房長官談話の内容を通報いたしております。これに対しまして韓国側からは特段の公式反

応は見られておりません。

以上でございます。

○尾辻秀久君 今お尋ねいたしましたのは、中国政権内部のこととございました。そして、どうも私どもが聞いておりましたこれは本当かどうかわかりませんが、話として聞いておりましたそういうことは結局むだなことであつたんじゃないかな、むだな配慮をしたんじゃないかな、こう思つたりもいたすものですがからお尋ねをしたんですが、なかなかお答えいただけません部分であろうと思つたので、これ以上はお聞きをいたしません。

ただ、今もう随分お答えいただいたのでありますけれども、昭和六十年八月二十七日の内閣委員会でございます。総理の公式参拝が行われた直後でございますが、このときに私の先輩の板垣正議員が同様の趣旨の質問をしておられます。このときに外務省は、今外務大臣にお答えいただいたことではございませんけれども、とにかく近隣諸国の理解を得たい、そしてそうした皆さんの御理解をいただいて、こうしたことがきつちり行われるようにしたい、努力をしたいというふうにお答えしております。改めて、そうした御努力をいただいたその成果、いま一度お聞きをしたいと思います。

○説明員（鈴木勝也君） そういう努力をした成果とまで申し上げられるかどうかはわかりませんが、例えばことしの八月十六日付の人民日報のこの問題についての扱いというのは、前年が第一面でございますのに対して、第三面で論評を加えずにというふうなところになっております。そのような意味では若干我が方の意のあるところというものが浸透してきているのではないかと、希望的でございますし、そういう見方もあるいは可能かと存じます。

○尾辻秀久君 そういたしますと、先ほど御説明にございました、せんじ話めつて言つと、近隣諸国の皆さんの言つておられることというのは、A級戦犯が祭つてあるからいけない、ネットはそこなんだと、こういうふうな理解してもいいでしょうか。皆さんが言つておられることをどのように私どもは理解してもいいでしょうか、お尋ねをいたします。

○説明員（鈴木勝也君） ただいま御指摘の点も、確かに一つの問題点ではあると思つてはおりますが、先方が、中国の場合にも韓国の場合にもそうでございますが、やはり自国の国民感情というものをよく考えてほしいということが基本的な姿勢でございます。この問題につきましては、引き続き中国の態度というものは極めて敏感であるということをお申し添えさせていただきます。

だきたいと存じます。

○尾辻秀久君 本論から少し外れるようでありませぬけれども、やはりA級戦犯のことがしょつちゅう出てまいりますから少しこだわつておきたいと思つてます。

といいますのは、どうもA級戦犯について触れなすときに、私たちにきつちりしたまだ考え方がないんじゃないか。もつと言いますと、私たちは本当に日本人という立場で戦争責任を問うたり戦争犯罪を問うたりしたことがないんじゃないか。A級戦犯と言われている人たちもしよせんは勝戦国が、勝つた方が一方的に裁いた裁判であります。ですから、この裁判についてだけ言わせていただいても、例えば判事を努めたインドの判事は、この裁判を復讐の欲望を満たすために、単に法律的な手続を踏んだにすぎないやうなやり方は、国際正義の観念とはおよそ縁遠い。こんな儀式化された復讐は瞬時の満足感を得るだけのものであつて、究極的には後悔を伴うことは必然であるとして、全員無罪を主張しておりますけれども、そういう裁判でありました。ただ、ここではそのことを議論するつもりはありません。申し上げたいのは、国内的にきちつとした私たちがこのことについてけじめをつけないんじゃないだろうか、少なくとも国内法で裁いたものではないんじゃないか、そう思うわけでございます。

そんなことを思つますと、例えば一方ではA級戦犯として絞首刑になつた方が靖国神社にお祭りされることすらもけしからぬという、こういう話も出てきますし、しかも一方では、同じくA級戦犯として裁かれた方が勲一等までお受けになつたという事実もあるわけでございます。とにかくこのA級戦犯を私たちがどういうふうにか考へるのか。ちよつと難しい御質問を申し上げているのかもしれないけれども、外国の皆さんに御説明になるときにどういふ立場でお話しておられるのか、お尋ねをいたします。

○説明員（鈴木勝也君） ただいまの点につきましては、法的に言えば極めて簡単な話だろうと存じます。サンフランシスコ条約によりまして御承知のとおり東京裁判の結果というものは認めていくわけでございます。

ただ、法律問題を離れましてどういふふうなことにござりますと、これはいろいろな方々がいるいろいろなお考えをお持ちだろうと思つます。私どもの外国の方々に對する御説明に際しましては、やはり東京裁判の結果、一人一人のいわゆる戦犯といわれた方々についての結果がいいの悪いのといふやうなレベ

ルでの議論は行わずに、むしろ歴史的な事実といたしまして、大東亜戦争と申しますか、第二次大戦の過程で我が国として近隣の諸国に多大の御迷惑をおかけした、そういう認識に立つて対応しているということでございます。

○尾辻秀久君 こんなことで外国の皆さんから誤解されたり、とやかく言われたりするのも大変不幸なことでございますし、きつちり私どもの伝統、習慣というのを御理解いただきたいと思つますので、今後の御努力をお願い申し上げておきたいと思つます。私の立場は、早くまた総理大臣の公式参拝をしていただきたい、こういうことでございますので、先ほど来繰り返してお話させていただいておりますけれども、確認だけさせておいていただきたいと思つます。

そうした外交的な配慮を除きますと、国内の問題はクリアしておる、私はそのように理解をしておりますが、それでいいでしょうかということでございます。すなわち、司法の判断は、これは津の地鎮祭訴訟に対する最高裁の見事な判断がございませぬ。また、先ほど来お話しのとおり、昭和六十年の、時の中曾根総理大臣の公式参拝に当たつて政府は見解を発表しております。この中で、靖国神社は日本の戦没者を追悼するための中心的な施設であるときつちり位置づけをされて、そしてまた憲法上も問題ないということを明確にされておられるわけでございますから、いま一度申し上げられども、国内の憲法上の問題などというの、これはもう完全にクリアされておる、このように理解をいたしておりますけれども、それでよろしゅうございませぬ。

○政府委員（公文宏君） 公式参拝自体は制度化されたものではございません。しかし今までの経緯はいろいろございませぬ。毎年といひますか、毎回その都度公式参拝をどうするかということについては、その都度慎重に検討してまいりたいということに基本でございます。ただ、先生から今お話がございましたように、憲法に違反するかどうかという点に關しましては、ただいま行われておりますやうな、つまり六十年に行われましたやうな公式参拝につきましては憲法上の問題はないというのが政府の見解でございます。

○尾辻秀久君 それじゃ整理して申し上げますと、とにかく国内の問題はない、あとは近隣諸国の皆さんの御理解をいただく、こういうことでございますので、それぞれの御努力をお願いいたします。そしてぜひきつちつと、国のために亡くなつた方々のところには国家、国民を代表して総理大臣が、その日と定め

た八月十五日お参りをいただきますようにお願いいたします。時間がもう少しございますので、この際でございますから、今このことに関連いたしました、我が国の憲法で定めております政教分離についてどうも余りにもぎすぎすしておるのじやないか、このように思いますので、お尋ねをさせていただきますと思います。

まず、続けて三点、御感想といたしますか、御見解をお尋ねをいたします。

これは前に申し上げました板垣正議員が御指摘にもなっておりますのでありますけれども、例えば小学校のプールでプール開きに教頭先生がお清めの塩をまいた、これがたちまち宗教的なものであると云って問題になった。あるいはそんなことを恐れる余りに市立の保育所がもうクリスマススの行事をやめてしまう。こんなことを聞くのでありますけれども、ここまで憲法で定める政教分離というのを、よく言えば厳密にと云うのであります。ようけれども、何かぎすぎすと云うとらえなきやいけないのかなと思っておりますから、この御感想をお聞かせをいただきたいと思っております。

次に、もしそこまでそういうふうな厳密な解釈をしようと思ふならば、これは今行われております私立学校、この中には宗教教育をいたしておる学校がいろいろあるわけでございますが、こうした学校に対する国の補助というものは全くおかしくなってしまう。はつきり言うならば憲法違反になってしまうじやないか、このように思わざるを得ないのであります、いかがお考えでありますでしょうか。

それから三点目に、アメリカも申し上げるまでもなく政教分離の国家でありますけれども、アメリカの大統領の就任式、これはもうよく皆さん御案内のとおり、聖書に片手を置くわけでございます。政教分離をうたいながらあれだけの大統領就任式がなされる、これについての御感想。

以上、三点お聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(大森政輔君) お尋ねが憲法問題に関しますので、便宜私からお答えさせていただきます。

まず第一点でございますが、お尋ねは結局のところ政教分離の考え方はどうかということであろうと思っております。先ほど御指摘のとおり、政教分離の原則にしましては最高裁判所の津地鎮祭判決というのがございます。これは、昭和五十二年七月十三日、大法廷判決でございますが、その中で、憲法第二十条第三項によって禁止される国及びその機関の宗教的活動とは、

およそ国及びその機関の活動で宗教にかかわり合いを持つものすべての行為を指すものではない。当該行為の目的が宗教的意義を持ち、そしてその効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉等になるような行為を言う、こういうふうに判示しております。したがって、ある行為が政教分離、憲法が禁止する宗教的活動に当たるかどうかが、すなわち政教分離の原則に反するかどうかというのを検討するに際しましては、その行為をめぐる諸事情を考慮いたしまして、そして社会通念に従って客観的に判断することにならうかと思っております。

次にお尋ねの第二点でございますが、宗教系の私立学校に対する助成というものについてどう考えるのかということでございますが、御指摘のとおり助成の対象には宗教系の私立学校も含まれております。しかし、この助成と申しますのは、これは私立学校振興助成法第一条に規定してございまして、学校教育における私立学校の果たす役割に着目いたしまして、私立学校の教育条件の維持及び向上、私立学校に在学する児童生徒、学生等にかかる修学上の経済的負担の軽減、そして私立学校の経営の健全性の確保等を目的として行われていたものでございまして、したがって、先ほどの最高裁判所が示しました原則に照らして考えますと、その目的において宗教的意義を有しないということにならうかと思ひますし、またその効果も特定の宗教に対する援助、助長、促進等になるようなそういう効果はないというふうな判断されますので、現行の助成と申しますのは、仮に宗教系の私立学校でございしても何ら憲法上問題はないというふうな考えでございまして。

そして第三点のアメリカ大統領の就任式の儀式の点でございますが、これはアメリカがどのような考え方でなされ、憲法との関係をどう考えているかということは定かには承知しないところでございますが、乏しい知識によりますと、アメリカにおいても宗教とのかかわり合いがあるすべての行為を憲法上禁止しているものではない。たしかアメリカ合衆国連邦最高裁判所の判決による言葉であったと思ひますが、過度のかかわり合いを禁止しているにすぎないのだと。そして、お尋ねのような行為は多分過度のかかわり合いがあるということではないというふうな解してやっているのであろう、これは推測でございます。

○尾辻秀久君 時間がもうございませぬので、最後にお願いだけさせていただきますと思ひます。私がお尋ねした趣

旨も、とにかく変にぎすぎすして、重箱の隅をつつくようなことを言い合っていたらこれは世の中本当にお互いに生きづらくなつていきますから、そんな過度の、まさしく目に余るようなことはいいけませんけれども、もつとおおらかにやっつけていけばいいんじゃないかな、そういうふうな今後とも政府にお願いをしたいと思ひます。そして、そういうことをまさしくおおらかにやろうとすれば、来年の大嘗祭なんつのもまさしくおおらかにできるんじゃないかな、こういうふうな思つておるわけでございまして、そのことをお願いをさせていただきます。私の質問を終わります。

【六九四】第一百十六回国会衆議院法務委員会議録第
六号（平成元年11月22日）

中村巖（委員）
後藤正夫（國務大臣、法務大
臣）
〔発言順、敬称略〕

〔発言順、敬称略〕

○中村(巖)委員 まず最初に、法務大臣にお伺いをいたします。新聞の報ずるところによりますと、これは本年の八月十五日でございますけれども、後藤法務大臣は、八月十四日、大分市で記者会見をして、「閣僚はみんな靖国神社に参拝すべきだ」靖国神社は「宗教法人となっているが、日本の伝統的形式を取った戦没者慰霊のための神道の神社とすべきで、参拝は日本人として当然」、こういうふう述べてたと報道されているのでございますけれども、これは事実でございましょうか。

○後藤國務大臣 お答えいたします。

○中村(巖)委員 法務大臣のお答えは今も変わらぬのでしうか。

○中村(巖)委員 お答えいたします。

○後藤國務大臣 お答えいたします。

私は、日本人はみんな靖国神社に参拝すべきだという考え方もともと持っておりましたので、その記者会見の前に、靖国神社の参拝のことを東京でやはり記者会見でも質問を受けましたときに、閣僚も靖国神社に参拝すべきだという意見を述べましたが、私は、日本人はみんな参拝すべきだということが頭の中にありましたので、特に閣僚だけを特定して参拝をすべきだということを言つたつもりではございませんでした。

○中村(巖)委員 そこで問題は、靖国神社の参拝というものについては、殊に閣僚の靖国神社参拝ということは憲法上問題がある、こういうふうにも私どもは考えておるわけですけれども、憲法との関連で大臣は何かお考えでしょうか。

○後藤國務大臣 憲法上の問題についてはいろいろ意見があることは私も承知しておりましたが、私は、靖国神社に参拝することとは私どもも承知しておりましたが、私には、戦没者一般のいろいろな施設等にもお参りをしているというのと同じ気持ちで靖国神社に毎年参拝をいたしておりますので、それは私ども日本人にとつては常識的なことだというふうに考えております。

○中村(巖)委員 靖国神社というのが神道という一つの宗教の礼拝施設であるということについてはどうお考えですか。

○後藤國務大臣 それが宗教的な施設、宗教ということであるかどうか、これはちよつと学問的にはいろいろ論争される問題であるかもしれないと思いますが、別に宗教であるからということではなく、戦没者を祭つてあり、そこで戦没者の慰霊が行われるということであるならば、そこで戦没者の冥福を祈るといふことは、私は全然、何といひますか抵抗なくやるものだと思います。

○中村(巖)委員 後藤法務大臣が個人としてどういう宗教をとおうとあるいはまだどういう宗教施設に参らうと、それは自由でありませうけれども、閣僚という立場になりますと、特定の宗教を助長するようなことがあつてはいけないのではないかと思ふわけでございまして、今大臣は、戦没者を慰霊すること、こういう気持ちでおつしやつた。戦没者を慰霊することについては私どもはとやかく申し上げないので、戦没者を慰霊することは大切かもしれないけれども、実は靖国神社というのは、まさに神道という一宗教の流派の、これは祈禱所というか、そういうところであつて、そういうところへ閣僚という身分で参拝をするというのには、一定宗教を助長することになるわけであつて、憲法の政教分離の原則に違反をすることになりませんか。

○後藤國務大臣 お答えいたします。

○中村(巖)委員 お答えいたします。

私は、靖国神社というのは、別に諸外国の宗教のような教義のようなものもございませんし、長い日本の歴史と伝統の中で育つてきた文化的な一つのしきたりであるというふうな考え方を持っております。したがつて、宗教的な気持ちでお参りをするといふことではございませんで、そこで戦没者に対して、その御冥福を祈るという気持ちでお参りをしている、そういうこととでございます。

○中村(巖)委員 気持ちがどうかあれ、靖国神社が神道というか神道神道、そういう宗教であることは間違いないわけですから、それをそういう気持ちでなかったからとおつしやつたつて、それは

それは気持ちがどうかという気持ちであるうと、やはりよくないことではないかと私は思うわけでありませう。

そのことはともかくとして、このことについて外国からどういふ反応があつたかということをお承知でしょうか。

○後藤國務大臣 新聞によりますと、中華人民共和国の新聞がそれに対して何か批判をしている記事が載つていた、それを私も見たように思います。

○中村(巖)委員 アジア諸国を刺激するような、あるいはまた反発を招くような行為がこの靖国神社参拝であるということも、もうあまねく知れ渡つてございまして、そういうこととおやりになるというのは、やはり閣僚としては適当ではないのではないかというふうには私は思いますし、とにかく法務大臣というものは法を守る立場にあるわけであつて、しかもおかつ政府の一員でありますから、憲法遵守義務というものを負つておるわけでありませうから、自分のお気持ちだけで勝手にそういうことをやってはいけないのだらう、もつと法律的な側面、憲法の側面からこの問題を研究して慎重に対処しなければいけないのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○後藤國務大臣 お答えいたします。

中村先生の御意見にどうも反論するのは非常に心苦しいのですけれども、私は靖国神社に参拝するに当たりまして、靖国神社のことが宗教であるかどうかという問題、その点については私は他国の宗教とは全く異質のものであるというふうな考え方をしております。したがつて、例えばそれが特定の場合に戦没者の慰霊をしてある、例えば写真がたくさん飾つてあるというふうなところへ参つたときにも、やはり同じような気持ちでそこへ参拝してございまして、一例を挙げますならば、ソ連のモスクワにエネルギー大学というのがございまして、そのこの玄関を入りますと古い写真がたくさん壁に張られていて、それは戦没者の写真であつて、そこを教官も学生も日夜通つて戦没者のことを忘れないようにするということをやつておるといふことを聞きまして、そして、日本では、大学ではどうしているかと、私はちょうど大分大学の学長のときでございましたので、聞かれました、日本ではそういうことはやつていませんといふことを答えましたけれども、いろいろ考えさせられたといふようなことでもございました。これはお答えになつたかどうかはわかりませうか。

○中村(巖)委員 それは問題のすりかえですよ。宗教色のない、戦没者であれ死者を慰霊する施設であれ、そういうものがないか

ば、それはそれに対して尊敬の念を払う、あるいはお参りするお参りというのかそれを尊重するということは大変大事なことですけれども、靖国神社はやはり特定の宗教であることは間違いないのですよ、幾ら大臣が強弁しようとも。その辺のところをもうちょっと大臣も反省をさせていただきたい、こういうふうには私は思うわけでありまして、そのことを申し上げて、この問題はこれで終わりにいたします。

(略)

【六九五】第一百十九回国会衆議院國際連合平和協力に関する特別委員会議録第九号(平成2年11月6日)

(発言者)

石橋大吉(委員)

工藤敦夫(政府委員、内閣法制局長官)

村田直昭(政府委員、防衛庁人事局長)

【発言順、敬称略】

○石橋(大)委員(略)

次にもう一つ、総理にできればお伺いしたいのですが、これは平和協力隊員で海外へ出て、もし事故で亡くなったり、戦渦に巻き込まれて倒れるということはもちろんです、そのときは靖国神社に合祀されますかどうか、ちよつとお伺いしたい。○工藤政府委員 お答え申し上げます。

靖国神社は現在宗教法人でございます、靖国神社でいかに取り扱われるかといえますか、失礼な言い方ですが、そういうことは、靖国神社が主体を持ってお決めになることだ、かように考えております。

○石橋(大)委員 防衛庁長官、自衛隊で過去に亡くなった人は大体合祀されておるのじゃないかと私は思いますが、それはどうですか。自衛隊員で、過去、事故で亡くなったりした人は、全部靖国神社に合祀されているのじゃないですか。どうですか、実態を。

○村田政府委員 突然のお尋ねで、ちよつと定かにはあれませんが、約千五百人程度ではなからうか、警察予備隊発足以来、千五百人程度ではなからうかと思えます。(合祀されているかどうか)と呼ぶ者あり)ちよつと私、定かに、今存じよりませんので……。

○石橋(大)委員 じゃ、後から調べて答弁してください。

恐らく今まで、例えば五〇年ですか五一年ですか、朝鮮海峡へ掃海艇で出た人なんかちよつと合祀をされていますから、恐らく自衛隊で出て、もし万一亡くなられたときにはそうなるんじゃないか、私はこう思っていますから、ぜひひとつ後で具体的に明らかにさせていただきたい、こういうように思います。

(略)

【六九六】第二十回国会参議院予算委員会会議録第十八号(平成3年4月10日)

(発言者)

吉岡吉典(委員)

海部俊樹(国務大臣、内閣総理大臣)

坂本三十次(国務大臣、内閣官房長官)

【発言順、敬称略】

○吉岡吉典君

日本政府はずつと、対等の立場、自由な意思で結んだ条約だと言いつつ続けてきました。私もこれは何回も取り上げましたが、こういうふうには侵略戦争だということをはっきりしていない。朝鮮の併合も今のようにはっきり決着をつけていない。それであつて、一方ではA級戦犯を靖国神社に祭つて総理が公式参拝する。こういう態度が日本の反省をしている態度だと世界から評価されると思いませんか。総理、どうですか。○国務大臣(海部俊樹君) いろいろ問題がございます、私は戦没者の慰霊のために八月の十五日には慰霊をいたしました、それはA級戦犯の問題とは別個の問題でございます。

○吉岡吉典君 靖国神社にA級戦犯を祭つただけでも国際的にはどんな大問題になつたか。そこへ政府が公式参拝して、それでA級戦犯と別だという理屈が通りますか。

○国務大臣(坂本三十次君) 今総理が申されたとおり、追悼の誠をあらわすということがこれは最大の目的でありまして、日本人だれしも憲法によって信教の自由というものはございまして、靖国神社へ行つて、国のために亡くなった方々を悼んで、そして追悼の誠をささげるとこの気持ち、私はたくさんの方が共有しておられることだろうと思っております。

靖国神社へ行きますとA級戦犯にお参りしてきたという話は余り私は聞いたことはありませんが、それはなるほど宗教法人としての組織が、靖国神社がどういう御神体を祭るかということとはそれは自由なものでありましようけれども、お参りをする方も信教の自由がございますから、私はもう何度かお参りをいたしますけれども、心から我々の戦友のみたま安かれと、そして追悼の誠をささげております。あそこへたくさん行く人も皆私はそういう気持ちだろうと、素直に私は私なりに考えておるところでございます。

○吉岡吉典君 私は今この官房長官の答弁を聞いて、いよいよ本

当に驚きました。

ことは真珠湾奇襲攻撃のちょうど五十周年の年です。私は戦争の教訓を生かして日本が世界から信頼される平和で民主的な国になる、そういう決意を固める年にする必要はある。もしそういうときに敵国条項の削除ということが問題になれば、この機会に諸外国に日本の侵略戦争への反省を一層アピールする、そういう年にする必要があると思いました。そのためには、諸外国から非難を受けた戦後一連のそういう事実についても今きちっとしたけじめをつけて、日本の今日の態度を鮮明に世界に示すべきだと思っております。

ところが、靖国神社にA級戦犯が祭られているということも知らないとか追悼の誠をささげる、これはもう本当に大変なことであって、私はきょうの答弁によって、私の期待していたことと反して、日本は敵国条項削除は一生懸命で言うけれども侵略戦争への反省は全くしていない、考えてもいない国だととられる結果になっていると思いますが、総理、そう思いませんか、今の官房長官の答弁をも含めて。

○国務大臣（海部俊樹君） そのような考え方を官房長官も私も述べておりませんし、私は過去の歴史の厳しい反省に立つて行っておるということ、八月十五日も武道館へ行って英霊のみたまに心から礼拝してきたということ、それを申し上げたわけです。

【六九七】 第二百一十回国会衆議院法務委員会議録
第三号（平成三年九月六日）

（発言者） 小森龍邦（委員）

左藤恵（国務大臣（法務大臣））

梶野慎一（説明員。文化庁文化部長）

化部宗務課長）

〔発言順。敬称略〕

○小森委員（略）

その身分差別の問題ということに私は思いが至るのですが、この間法務大臣が私人の資格で参られたという靖国神社に天皇家の紋がありますね。普通の人は菊の御紋と言っておるが、私は御はつけとうない、菊の紋ですね。これは身分制というものとかわるものであるが、しかし、憲法は象徴として認めておるから存在そのものは邪魔を食ったりなんか、あの憲法が存在する限りはそれはやるべきでないと思えますけれども、余りにもそういうものを誇張し過ぎる嫌があると思うのですが、法務大臣はこの間参られてあれを見られて、どういってお感じだったですか。

○左藤国務大臣（略）

それから、靖国神社の中に菊の御紋があるということはどう思うか、こういうお話でございます。これは天皇家の一つの象徴であるということがあって、それをいただいたといえますか、そういう形で明治の時代にこうした靖国神社が設けられて、そしてそこにそういった象徴が置かれていくということであって、今日そのまま続けられておる、それが一つの国民の皆さんの理解の中で現在そういうふうなことが行われておる、こういうふうに私は理解をいたしております。

○小森委員 きょうは文部省の関係の文化庁からおいでをいただいておりますので、なぜこういう借地・借家法のときにそういうことを関連してお尋ねをするかという、やはり徹底した合理精神というものが国民の間になければ、一面合理的な法律が仮にできたとしても、それを運用し切る国民的能力というものがないと、それが意味でお尋ねをするのですが、今法務大臣にお尋ねをしたことについて、つまり信教の自由というものをどういふふうに御理解いただいておりますか。言うまでもなく、信教の自由は国民の基本的な人権の問題であるし、ここが正しく定着するということは、ほかの問題をも合理的に解決する国民的能力にかかわってくると思えますので、お尋ねをしたいと思っております。

○梶野説明員 御指摘の点につきまして、まず、靖国神社が菊の御紋章を現在使用している経緯につきましてでございますが、これは明治七年の太政官達によりまして、官幣社は社殿の裝飾社頭の幕、ちようちんに限りまして菊の御紋章の使用が許されたわけでございますが、明治十二年に別格官幣社となりました靖国神社もこの太政官達によりまして菊の御紋章を使用し、現在に至っているということと承知しております。

ただいまの御指摘の件に関しましては、宗教法人法というのがございまして、靖国神社もこれにのっとった法人であるわけでございますが、その意味では数多くある宗教法人の一つということでございますけれども、宗教法人法は、憲法で定めま信仰の自由や政教分離の原則にのっとりまして、宗教法人の設立や管理運営につきましては、できる限り行政庁の関与を少なくいたしまして宗教上の事項への関与を厳しく排除しております。宗教法人の管理運営は自主的、自律的に行われることを原則としているわけでございます。したがって、御指摘の、どのような紋章を定めたりあるいは使用するかにつきましては、個々の宗教法人の自主的な判断にゆだねられているところと考えております。

○小森委員 以前こういうことに対する政府側の答弁をあらかじめ届けていただいておりますので、私も大体それはわかるのですが、以前は恐れ多いから使うな、こういう法律がありまして、私の近所のお寺さんが、あの菊の枚数は少し少なかったと思うけれども、間違われるということとでベニヤ板を張らされたのを私子供のとくに知っております。それは不敬罪になるとかそういうような意味でやったのでしようけれども、今日になってみれば、逆にそれをどうぞ御自由にといい方になって、つまり昔ながらのことを存続させよう、だから何にもしないことによつて存続させようという見え見えの意思というものを私は読み取ることができるのであります。

それで、結局私らは、こういう意識というのを広く一般に広がっている社会意識、こう言っておるわけですね。その社会意識の中に国民の不合理な感覚というものがある、それを、何をやったら合理的に物の解決はできない。日米構造協議も、アメリカはアメリカの利益をもって言うところだけども、表向

きは日本の不合理性についておると思うのですね。それで外交だつて押しやれざるやうになると私は思うのですね。だから、やはりしっかりした合理的な感覚、人権思想に基づいた合理的な感覚を定着させるように、殊に文部省、文化庁というのは文化が問題なんでありますから、ひとつ配慮をしていただきたいということ要望として申し上げておきたいと思ひます。
(略)

【六九八】 第百二十三回国会衆議院安全保障委員会
議録第三号 (平成4年5月21日)

(発言者) 上田哲 (委員)

渡辺美智雄 (国務大臣(外務大臣))

野村一成 (政府委員、内閣審議官兼内閣総理大臣官房参事官)

【発言順、敬称略】

○上田(哲)委員 (略)
大臣、名前を出すわけにはいかないけれども、自衛隊の人から聞いてほしいと電話があります。万一のことです。去年の秋に、海部内閣時代に私自身が質問しまして、国連の今までのPKOの実績でいうと各国で七百七十余名の犠牲者が出ている、今回出せば不測の事態で戦死者は出るのかと言ったら、海部首相から犠牲者は仕方がないという答弁がありました。それは不測の事態も全然ないとはまた言えないという速回しの言い方なんです。ところが、そこからの一つの質問なんです。そうした場合に戦死者は靖国神社に祭られるかという、どうですか。これは大臣に答えてほしい。

○渡辺(美)国務大臣 さあ、これは神社が決めることですからわかりません。

○上田(哲)委員 大臣としてはどうあるべきだとお考えですか。
○渡辺(美)国務大臣 それは今のところ、私はどちらがいいとか悪いとかということをご申上げることが差し控えます。
○上田(哲)委員 そうすると、自衛隊員のそういう気持ち、質問に対しては答えられないというのが政府の立場ですか。

○渡辺(美)国務大臣 政府としては別に何も決めておりませんが、個人としての考えはありますが、ここは大臣として答弁しているわけですから個人の考えは差し控えておきます。

○上田(哲)委員 個人でもいいです。命令が出て自衛隊員が行くことになった場合、不測の事態が起きたときにどうなるのかという問いに答えてやらないで出すのですか。

○渡辺(美)国務大臣 だれを靖国神社に合祀してくれ、だれをしないであらう、そういうようなことは宗教との関係に絡むものですから政府は申し上げない。それは神社が決めるんですよ。

○上田(哲)委員 靖国神社は宗教の絡みだけではない。国の重

大発言だ。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生の問題提起は、この国際貢献の過程で殉職した職員に対して賞じゆつ金の引用もございましたけれども、それに対していかに功績をたたえるかという、そういう見地からの問題提起であると思ひます。私どもやはりそれにふさわしい功績がある者についてはその対象とするよう、この法案の作成あるいはその実施の段階においてきちんとした処理をしたいと思います。

ただ、ただいま靖国神社にという問題提起がございました。外務大臣がまさにお答え申し上げておりますとおり、この点につきましては靖国神社が自主的に決定することをごいまして、政府として申し上げる立場にはございません。

○上田(哲)委員 宗教の絡みだと言われたのはどうなんですか。
○野村政府委員 私が靖国神社が自主的に決定すること申し上げたその要素の一つとしてまして、これはまさに外務大臣が指摘のように、宗教の問題であるということが当然含まれているわけでございます。

○上田(哲)委員 浅い議論をしたくないのだが、私は功績論で言っているのじゃないんです。今は素朴な質問を取り次いでいるだけだということをばつきりしておきますが、靖国神社は宗教だけの問題ですか。そのところは政教分離原則の問題としてちゃんとした答えをしておいてください。

○野村政府委員 先生、この靖国神社の問題ということで提起されておるわけでございますけれども、もちろん私は、靖国神社と申しますと宗教の問題という要素があるのだと思ひます。それ以外にも論点あるいは論議の対象になっている点があるかと思ひますけれども、外務大臣が申しましたように、基本的に私は、今御指摘の賞じゆつとか功績をたたえるという点につきまして、その点に絞りますと、これはまさに靖国神社が自主的に決定することであるということをご申上げている次第でございます。

○上田(哲)委員 素朴な意見を取り次いだのですから、それ以上私はここでは議論をしません。深くは後に譲ります。
(略)

【六九九】 第二百二十六回国会衆議院予算委員会議録
 第十一号（平成5年2月18日）

（発言者） 鴻池祥肇（委員）
 河野洋平（国務大臣・内閣官
 房長官）
 「発言順。敬称略」

○鴻池委員（略）

大阪の箕面市の忠魂碑訴訟の最高裁判決が十六日に出されました。これは箕面市の忠魂碑の移設費を市が負担したこと、あるいは市の教育長が忠魂碑の前で行われた慰霊祭に参列した、これは信教の自由と政教分離の原則に反し憲法違反ではないかと地元の一部住民が訴えていたのでありますけれども、十六日、最高裁の第三小法廷では、いづれも憲法には違反せず、このように、結論からいえば、私からいえば常識的な判決を出されました。これに関して官房長官の所見をお伺いしたいと思います。○河野国務大臣 最高裁の判決は、地方公共団体にかかわるものでございまして、政府として特にコメントをする立場ではございません。しかし、判決の基本的な考え方は、昭和五十二年の津の地鎮祭にかかわる最高裁判決において示されたいわゆる目的効果論を踏襲しているものというふうに私どもは考えております。

若干の説明を法制局からお求めがあればさせていただきます。○鴻池委員 いや、結構でございます。

この判決において注目すべきポイントというのは、先ほど申し上げた教育委員会あるいは教育長の慰霊祭の参列について、慰霊祭は戦没者の慰霊、追悼を目的とするものであり、教育長の参列は、重要な公職にある者の社会的儀礼として、遺族に対して弔意、哀悼の意を表するのが主たる目的の行為であり、それは政教分離の原則を逸脱するものではないという見解が示されておるわけでございます。私はこの意味というのは非常に大きいと思います。閣僚の皆さん方が、総理を含めて、靖国神社への公式参拝もこれと同趣旨のものではないかと思っております。○河野国務大臣 靖国神社の参拝については、国際的な問題もこれあり、さまざまな視点を持つて考える必要も一方であるということから、かねて内閣としてはそうした対応をしているわけでございます。今回の問題とはその事柄の持つ背景が少し違

うように思います。

○鴻池委員 先ほど御報告を申し上げましたように、総理の ASEAN 四カ国訪問にお供をさせていただきました。やはりかの地で戦没者に花輪をささげられます。どこの国に行かれましても、一国の元首、総理は、祖国の国民を代表してそのような行為をされるわけでございます。我が国だけは、どうしてみずからの国のそういう方々のところにはお参りにならないのかということですが、いろんな意味もわかりませんが、私は不満でございませぬ。これだけを申し上げ、まず官房長官から、ぜひとも官房長官も含めて靖国神社にお参りがいただけますように、お願いと御要請を申し上げます。

（略）

【七〇〇】 第二百二十八回国会衆議院政治改革に関する調査特別委員会議録第十四号（平成5年11月4日）

（発言者） 笹川堯（委員）
 細川護熙（国務大臣・内閣総
 理大臣）
 「発言順。敬称略」

○笹川委員（略）

さて、総理に、実は八月の十日の記者会見で、第二次大戦は侵略戦争で、間違った戦争だと認識している、こういう御発言がありました。しかし、八月二十三日の総理大臣の所信表明の演説では、ぐつとやわらかくなりまして、そういう意味が全く書いてないのですよ。「まずはこの場をかりて、過去の我が国の侵略行為や植民地支配などが多くの人々に耐えがたい苦しみと悲しみをもたらしたことに改めて深い反省とおわびの気持ちを申し述べるとともに、今後一層世界平和のために寄与することによって我々の決意を示していきたいと存じます。」ということでありませぬ。

大変内容的には私も賛成できるわけですが、確かに戦争問題を考えるときに、近隣諸国に迷惑をかけたという言葉はいつも出てきます。中国に行くたびに、あるいは韓国に行くたびに。ところが、総理がここでもう一行加えてもらったら、例えば遺族会にしても、亡くなつて靖国神社に祭られている人に対して、私は相済んだと思うのですが、やはり今度の第二次大戦は、まあ指導者が間違つておつたのでしようが、国のために散つた多くの兵士の皆さん、そしてまた、戦災によってとうとう人命が、民間人も失われております。こういう方々にも思いたいてはいるのだということを本日はこの後につけ加えていただければ、まあ答案としては百点に近くなつたのじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○細川内閣総理大臣 今お話がございましたように、戦没者のみたまを慰霊をするという気持ちにつきましましては、私も決して人後に落ちるものではないと確信をいたしております。予算委員会あるいは本会議の答弁等でも再々申し上げてまいっておりますが、今日の日本の平和と繁栄というものは、そうした諸先輩のたつと犠牲の上に成り立ったものであつて、そのことを片時も忘れてはならないし、また、そのことを子々孫々にわたつてしっかりと伝えていくということが我々の世代に課せられ

た大きな責務である、このように私はかたく信じているところ
でございます。

○笹川委員 それでは、実は我が国では、終戦記念日というふう
にいつもこう新聞に出るわけであり、終戦記念日。しかし、
私は、全面降伏であったので、本当は敗戦記念日と言うのが
正しいと思うのです。特に、戦後A級戦犯で巣鴨の収容所に
入られた、戦争中の陸軍大臣、文部大臣をやられた荒木貞夫大
将にお目にかかったときには、笹川、あれは終戦だ、陛下がや
めろと言うからやめた、しかし、竹やりで本土決戦をしたら勝
負はわからなかったということを私は言われたことがあります。
だから、ああ、これじゃ日本は勝つはずないなということをそ
のとき思ったのですが、私は率直に、敗戦記念日だといつも言
っています。終戦とは言わない。

あの状態のことを、総理は、ちよつと年が若いのでござい
ますが、終戦記念日が正しいと思うか、敗戦記念日が正しいと
思うか、いかがですか。

○細川内閣総理大臣 それはなかなか難しいお尋ねでございま
して、一般に私は終戦記念日と、自分ではそのように、特に意
識をしないでそう申してまいりました。

○笹川委員 今総理が、意識をしないという御返事でありませ
が、この意識をしないことが実はいけないのですね。意識をし
ていないと、いや、あれは終戦なんだ、両方に責任があるんだ
というふうに考えられますね。しかし、敗戦であれば、我が国
が責任の重さが重いというところは、これはだれでも考えつくこ
となんです。だからぜひひとつ、もし何げなく終戦記念日だ
と思っていたというならば、私は、やっぱり今度の第二次大戦
はあくまでも負けたんだ、全面降伏だから敗戦記念日だとい
ふように心の中に思うことにぜひひとつ変えていただきたい、こ
のようにお願いをしておきます。今急に言いますが、これは
なかなか難しいでしょうから。

さて、実は外国へ我々が行きましても、必ず国立墓地へお参
りをするわけでありませぬ。すなわち、その国のために戦った人
兵隊はもちろん、あるいは警察官、消防士、まさに国のため、
国民のために命を散らした人の国立墓地に必ずお参りに行く。
ところが、今の日本では、外国から要人がお参りになつても、
御案内をするところが実はないはずでありませぬ。そこで、まさ
か靖国神社というわけにはまいりませぬので、結局行くところ
がない。

こんなことは、日本の国としては、これは私は一番先に考え

なきやならぬことだろうと思うんですが、そういう意味で、日
本には正式に国立墓地というものはありませんが、何か墓地と
か国立というともう軍人さんだけの話になってしましますが、
私は、これからも日本の国が続いていくんだから、そういう国
のために亡くなられた方々を総称してやはりお参りをする国立
墓地というものを考える必要があるんじゃないかなと思うん
ですが、いかがですか。

○細川内閣総理大臣 おっしゃるようには、諸外国へ参りますと
確かにそのようなところがある、外国から行った人々がそこ
にお参りをし、敬意を表するということがなされているわけで
ございませぬが、我が国におきましても千鳥ヶ淵などはその一つ
の姿として、形として考えられた経緯があつたのではないかと
いうふうには私は承知をいたしております。

○笹川委員 今、千鳥ヶ淵の話が出ましたが、これは戦没者だ
けでありまして、私の申し上げているのは、警察官でも、自衛
隊であるうがあるいは消防官であるうが、国のために国民の犠
牲になつて殉じた人、実は正式にお参りしているところはな
い。そういうものを含めての国立墓地ということであつて、軍
人の墓地という意味だけではありませんから、念のために。

それから、これはいつも問題になるんですが、靖国神社に公
式参拝論がいつもよく出ます。恐らく総理も、いろんな団体か
ら公式参拝をしてくれという陳情もあつたと思うんですが、公
式、非公式というところ、いや公式はね、総理大臣の肩書を書いた
とか、あるいはその玉ぐし料を国の税金から払つたとかと、い
ろんなことがあると思うんですが、私はそういう議論よりも、
やはり総理大臣にも個人があるわけですから、今から行つてく
ださいとか、行くなとかいうことを言っているわけじゃありま
せん。もし機会があれば、御近所を通つたときでも結構です。
まさに総理の好きな平服で結構ですから、ちよつと寄つた、玉
ぐし料を出さなくてもそれは別にどうという問題じゃないと思
うんですが、せつかく連立与党になつて、この問題ではたか
れないんですから、今までは、自民党のときはもうこてんこて
んにやられたわけですね。いかがですか。何か機会があつたら
行くよ、絶対に行かないですか。

○細川内閣総理大臣 率直に申し上げまして、このような立場
になる前は折に触れてお参りをしてまいりました。

今、公人か私人かというお話がございましたが、このことは、
それぞれの方々が個人の責任において御判断をされるべきこと
であらうというふうには私は思っております。今の立場にありま

す以上は、この問題についてのさまざまな問題というものを考
えて、やはり慎重に判断をしなければならぬであろうという
ふうにとめておられるところでございます。

○笹川委員 慎重というのは非常にいいんだけれども、行く気
がありますか、行きたくないかというふうにお尋ねしたので、
行く気がなければ、行きたくない、それは結構。

私も小学校のときから靖国神社へお参りしています。国会議
員になつても行きます。しかし、集団では行きませぬ。集団で
は絶対行かない。これは集団で行くところじゃないと私は思っ
ているから。近所に寄つたときは行きます。じゃ国会議員とし
て行つたのかと言われれば、そうでしょう。私で行つたのか、
そうでしよう。どちらでもいいと思うのですが、余り慎重に慎
重にと言わずに、この問題、四十何年ずつと長いんですから、
もう一度ひとつ答弁してください。

○細川内閣総理大臣 慎重にと申し上げましたのは、今の立場
で参りますと、以前のようにふらつと桜の季節に行つてお参り
をしてくる、あるいははもみじの季節に行つてお参りをしてくる、
何も季節に限りませんが、暑い日でも何でも、折に触れて出か
けていくということがそう気軽にできないと申し上げましたの
は、例えば、使う車は何の車使うのか、だれか秘書を連れてい
つたのか、そういう話にすくなつてまいりますので、非常に問
題が複雑になりますし、また、対外的な配慮というものもして
いかなければならないといったようなこともございませぬので
すから、その辺については慎重に考えている、こういうことを
申し上げたところでございます。

○笹川委員 まあ顔を見ると、行きたいと、行きたいけれ
どもみんなに迷惑をかけちゃ困るし、外国からも批判をされた
ときに非常に困難だから、それを押してまでは今のところ行か
ない、そういうふうな理解をいたします。まあ個人的なお立場
も、御家族、親戚の方のことを考えれば、それは当然今まで行
つておられた、これからも行くということは、私にはよく理解
できますが、やはり総理大臣にぜひこういうことを聞いてほし
い、こういう国民の声もあつたものですから、お尋ねをさせて
いただきました。

(略)

【七〇一】 第二百二十八回国会参議院予算委員会会議録第八号（平成5年12月14日）

（発言者） 尾辻秀久（委員）
 武村正義（国務大臣、内閣官房長官）
 細川護熙（国務大臣、内閣総理大臣）
 「発言順。敬称略」

○尾辻秀久君（略）

八月十一日だったと思うんですが、官房長官にお会いしました。そのときに、靖国神社は戦没者を追悼する中心的な施設である、これは自民党時代の靖国神社に対する官房長官談話で発表した公式見解でありますが、これは今度の内閣もそのまま引き継いでいただけますかというふうに申し上げたら、引き継ぎますとしかお答えにならなかったはずでありますけれども、これは公式にきょう認めていただけますか。

○国務大臣（武村正義君） 靖国神社への公式参拝につきましては、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で、専ら戦没者の追悼を目的とし、これをあらかじめ公にするとともに、神道儀式によることなく追悼行為にふさわしい方式によって参拝を行うことは、憲法二十条第三項に反するものではないとの認識に立っているものであります。

なお、公式参拝は制度化されたものではありませんので、今後公式参拝を実施するかどうかは、その都度諸般の事情を総合的に考慮をしながら各閣僚が判断すべきものと考えております。

○尾辻秀久君 私がお聞きしたのは、靖国神社をどうするかということなんです。公式参拝のことは聞いていません。

○国務大臣（武村正義君） 済みません。戦没者追悼の中心的施設であると認識をしております。

○尾辻秀久君 これは内閣の公式な見解である、こういうふうにご確認をさせていただきます。いいですね。

○国務大臣（武村正義君） 昭和六十年八月の内閣官房長官談話の趣旨を踏襲して申し上げております。

○尾辻秀久君 そうすると、総理はその中心的な施設へのお参りはどうなさいますか。

○国務大臣（細川護熙君） 先ほど官房長官が先に先回りして御答弁なさったとおりでございます。

○尾辻秀久君 機会を見てお参りなさると理解していいですか。

○国務大臣（細川護熙君） 総理に就任いたしましたからはお参りしておりますが、その前には折りに触れてお参りをいたしております。

○尾辻秀久君 神社であるとか憲法で言う宗教上の問題があるとかそんなことではなくて、死んでいった人たちは靖国神社に祭ってもらうんだと思っただけでいいわけですか、今生きている人、そしてそれは国が約束したことでありまして、今生きている人の立場、考え方は別として、お参りだけはしてくださるようにお願いをしておきたいと思っております。

（略）

【七〇二】 第二百二十九回国会衆議院予算委員会会議録第七号（平成6年5月23日）

（発言者） 深谷隆司（委員）
 羽田孜（国務大臣、内閣総理大臣）
 「発言順。敬称略」

○深谷委員（略）

憲法第二十条は、宗教の自由を保障しております。何人もみずからの信ずる宗教を妨げられることはない。言いかえれば、国が特定の宗教を支持したり、そのプラスになるようなことをやってはいけないという当たり前の憲法の原則であろうと私は思うのであります。公明党の大臣がこれだけ多くなって政権に参加すると、そういう心配がないかと私は非常に不安になってきてしまうのでございます。恐らく、これは私人の心配ではないだろうと思う。

そこで、羽田総理に伺いたいと思うのであります。憲法で規定されている宗教、信教の自由、こういうことについてあなたのお考えを伺いたい。どうぞ。

○羽田内閣総理大臣 何人たりといえども、みずからの信ずる宗教、これを侵すことはできないということであろうというふうに思います。

○深谷委員 あなたは、みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会の会長であった。あの靖国神社には、二百四十六万六千二百七十一柱、かつて不幸な戦いでお亡くなりになった人たちの霊が祭られている。戦争責任の問題はこの際別にしたとしても、日本及び日本人の将来のために命を捨てていった人たちが多く祭られていることは確かだ。

だから、今を生きている私たちは靖国神社に参拝しなければならぬ、そういう立場だとは思いますが、しかし靖国神社に参拝するたびごとに、これは公的な参拝なのか私的な参拝なのか、しばしば大問題になってしまうのであります。それは、靖国神社がその名のとおり神道であるからでございます。

あなたは総理になってから靖国神社にお参りに行かれたと聞いておりますが、いつ行かれたか。

○羽田内閣総理大臣 靖国神社につきましては、国のために、たしか国の命令によって戦い亡くなった方々、これが祭られておるということ、こういうことであります。私はそれと同時に

に神を信ずる人間であります。その意味でお参りには行つてお
ります。

ただ、私は、内閣総理大臣という立場になりますと、御案内
のとおりやはりアジアの各国の中にこの戦いによって傷つた
方々がおられるという現状もあります。そういったときに内閣
総理大臣が、しかもそのときの指導された方々が祭られてお
るということになりますと、ここにお参りするという事は、い
ろいろな国の人たちの心をまた傷つけてしまうということがあ
ります。ですから、私は総理になる前にお参りをしております。
○深谷委員 いずれにしても、憲法で規定している信教の
自由ということを守る、その他のいろいろな配慮もありますが、
そういうことで靖国神社の参拝に非常に配慮している、それは
よくわかるわけですね。

そういう観点からいきますと、今の政権が公明党と新生党主
流になつてきているということで、宗教上の心配を持つ向きもござ
いますが、そういうことはお考えになつておられませんかとい
いたいんです。

○羽田内閣総理大臣 この点につきましては、宗教というのは
やはり高い一つの理念、理想というものを持つておる、そうい
ったことを常に腹の中に置きながら、そういう高い理想を追お
うということで政治活動もされておられる方が私は多くあると
思います。これは日本だけではなくて、他の国でも、例えばキ
リスト教何々党という党なんかがあるとおりでございます。

【七〇三】 第二百二十九回国会衆議院予算委員会議録
第十一号（平成6年5月27日）

（発言者） 江藤隆美（委員）

羽田孜（國務大臣、内閣総理
大臣）

〔発言順、敬称略〕

○江藤委員（略）

私は、総理にちよつと聞きたい。この前、靖国神社の春季大
祭に行つた。私は、もう春も秋もいつも行きますからね。通つ
たらお参りするんだから。そして、内閣総理大臣羽田孜のあ
れが上がつていると思つたのよ、あの正殿の左側に。なかつた。
それは土井議長は上げぬでも、それはしようがない、あの人は。
それは考えが違う人だからね。だけれども、靖国神社に参拝す
る国会議員の会長として今まで我々を引き連れて靖国神社に参
拝した総理大臣が、なぜ大変寂しかった。なぜですか。

○羽田内閣総理大臣 私もあそこを通りますといつもお参りし
ますし、総理大臣になる前にお参りしてまいりましたけれども、
これは別に何もサボつたとか何とかということよりは、要す
るに今の我々がお参りすること、これは残念なんですすけ
れども、いろんなところに影響を及ぼしてしまつておるとい
うのが現状であります。

これはある国の首脳は、ともかくあそこで戦争の指導者の方
が祭られてなかつたら私も実はあそこへ行つてお参りしたい。
要するに、国民の中でまさに赤紙一つで行かれた方、それでそ
こに亡くなつた方々が祭られておる、そういうところには私も
お参りしたい、しかし残念だけれども、我が国でもまだ傷つい
ている人たちがあつたというのが、実は各国のいろんな声であ
ります。そういう中で、内閣総理大臣としては遠慮させていた
いたということでもあります。

○江藤委員 私どもは、あなたもそうでしょうが、アメリカに
行つたときはアーリントン国立墓地にお参りをする。あの中に
は日本と戦つた指導者もいるわけよ。そうでしょう。そして、
中国に行けばあの人民広場のところの人民英雄記念碑という
んですか、あそこに花を持つてお参りをする。韓国に行つても
うだ。

山口さん、あなたに見せようと思つて持つてきた。これは、

一回我々が国対委員長でソ連に行つたとき、モスクワの無名戦
士の墓に参つたときですよ。おれは行かぬと言つたんだ、そん
なところには。そして、そう言いなさんな、亡くなつた人に
罪はない、皆純粹に国家のことを思い、そしてはるかふるさと
を思いながら、皆お母さんと叫びながら亡くなつていった若者
がたくさんあるんですよ、亡くなつた人に罪はないと言われて
参りました。

私は、亡くなつた人に罪はないと思いますよ。だから、ベル
リンのど真ん中の公園にソ連は二万人のソビエト兵士の墓をつ
くつているじゃありませんか。あの入り口に有名な嘆きの母の
像というのがあつた。はるか国を離れてドイツの荒野で戦つて、
ふるさとを思いながら、そして国のために死んでいった我が子
のことを思つて母親が嘆き悲しんでおる姿を両側に、あの祈念
像というんですか、嘆きの母の像と、そのはるか向こうに子供
を抱えたソ連の兵士が立つておるのが、これが有名なベルリン
の二万人のソ連兵の墓です。しかも敵国の中ですからね、自分
の領土じゃありませんよ。

私は、ちよつと一緒だ諸君を約十人戦争で失つた。今
生きておつたらどんな幸せな人生が開けたのか、どのようなす
ばらしい人材になつたかなんかというふうな、そういう我々の仲間
やら先輩、後輩がたくさん死んでいった。だから、機会があれば
お参りをするんです。

何もあそこへ行つて、よし、もう一回アメリカと戦争してか
たき討ちをしてやろうなどと考へて靖国神社に行くんじやあり
ませんよ。みんな、君たちのお母さんも兄弟も、あるいはおや
じさんもお婿さんも、歯を食いしばつて生きてきた。どうぞ安
らかににおさまつて、そして国の将来を守つてくれよ。この国に
再びこのような悲劇がないように、静かに日本の将来を見守つ
てほしいと祈つて行くんですよ。

あなた、あそこが青年部の碑が建つておるのを知つておりま
すか。「強く優しく厳しかった母、おかげで私がある。私たち
の悲しみが再び繰り返されることがないように、日本遺族会青
年部」とある。私はせがれを連れていつて見せたのです。よく
見ておけよ。おまえは幸せだぞ。この世に生をうけながら、父
親の顔も知らずに育つた多くの若者のあることを決して忘れて
はいかぬ。それが戦争というものである。理由のいかんを問はず、
戦争というのはそういうものである。それで私は連れていつた。
だから私は、羽田総理になられて、いろいろあるだろうけれど

ども、シキミの花一つ上げぬ、そしてお参りもなさらぬ。政治家というのは、そういうふうな時に場合によって姿勢が変わっていくのかな、こう思うと私は残念であるから、あなたに聞いたんです。感想がありますか。

○羽田内閣総理大臣 あちらに祭られている方についての思いはもう江藤委員と全く同じ思いで、私はあそこにお参りするから再び軍国主義をどうのこうのなんという思いはございません。ですから、今までもそう思い、そして皆さんと一緒に参りに行きながら、記者会見等でもそのことを申し上げてまいったところでもあります。

先ほどのように、無名戦士の墓ということでございますと、これはよその国の方なんかも行ってもよろしいんだということでありまして、それらの国に今なお相当大きく傷つかれた人たちがたくさんあるという現状の中で、その指導者が祭られているところだけはひとつ何とか勘弁してほしい、まだ我々の国の中も安定しておらない、これが実は、中曽根総理が行かれたときにいろいろな国の皆さん方とお話をしたその結果であったというふうには私は元総理からお話を伺ったところでありまして、私ども、今現在まだそういう状況にあるという中で、総理大臣としてはひとつ遠慮させていただいたということでもあります。

【七〇四】第二百二十九回国会衆議院予算委員会議録
第七号（平成6年6月17日）

（発言者） 板垣正（委員）

羽田孜（国務大臣、内閣総理大臣）

〔発言順、敬称略〕

○板垣正君（略）
まず、総理に伺いますが、この八月には靖国神社に参拝されますか。

○国務大臣（羽田孜君） 私自身、実は総理大臣が参拝できるようにという努力は板垣委員とともにやってきた歴史というものを持つものであります。ただ、あのときに、たしか中曽根総理の時代でございましたか、相当いろいろとお話しし、また実はいろいろな御努力もいただいたものでございました。

ただ、残念でございますけれども、まだ先方に傷ついている人たちがいるという現状、そういう中で、日本が今、靖国神社に国を代表する方がお参りすることについてそれぞれ国からいろいろな指摘があったということでございます。私は、遺族の皆様方が大変御高齢にもなっておりますという中で、そのお気持ちというのはよくわかるわけでありまして、そういう参拝については私として今なかなか難しい状況にあるということとを率直に申し上げざるを得ません。

○板垣正君 総理は、日本遺族会の婦人部、青年部から公開質問状が出されておるのをごらんになりましたか。

○国務大臣（羽田孜君） ちよつと私まだ拝見しておりません。

○板垣正君 いずれお手元に届くと思えます。
今申し上げた日本遺族会の全国の婦人部、青・壮年部、公開質問状、これは、前提として、とにかく羽田総理は、靖国神社にお参りする議員の会の会長もやられ、遺族の処遇改善でも大変熱心で、全国の遺族から非常に親しみを持たれておったわけですが、その羽田さんが総理になられたら、あの侵略発言とかそういうふうなことで、耳を疑う、どんな気持ちなんだろうとか、あるいは東京裁判史観、あるいは後から言いたいと思っております二千万人問題等々について公開質問状、いずれお手元に行くと思いますが、これについて総理は誠意のある御回答をいただけますか。

○国務大臣（羽田孜君） 拝見した上で、私は誠意ある回答を申し上げたいと思えます。

そして、今の問題につきましては、今から四年ぐらい前でございましたか、靖国神社におきまして、あそこのお場でいろいろな遺族関係の皆さんあるいは靖国神社を尊崇する皆さん、そういった皆さんがお集まりのときに、私は、たしか亡くなった長谷川峻先輩とともにパネラーとして実は出まして、なぜ総理がお参りできないのかということについても実はざつとばらんにお話を申し上げたことがあります。

そういった問題は、私は遺族の皆様とお話するときにもそのことをずっともう数年前から申し上げてまいったところでございます。私はそういった思いをそのままもしあれでしたら申し上げたいというふうに思います。

【七〇五】第三百十回国会衆議院会議録第二号（平成6年7月20日）

○石田幸四郎君（略）

次に、靖国神社への閣僚の公式参拝について総理の見解をた
だしたいと思います。

従来、社会党は、公式参拝は憲法二十条に規定する政教分離
原則に違反するとしてまいりました。しかるに、総理は、この
公式参拝を容認するかのごとき発言をしております。閣僚の公
式参拝は憲法から見て許されると考えているのか否か、総理の
見解をお聞かせください。（拍手）

○内閣総理大臣（村山富市君）（略）

次に、靖国神社への閣僚の公式参拝についてお尋ねがござい
ました。

靖国神社への閣僚の公式参拝とは、内閣総理大臣その他の国
務大臣が公的資格で行う参拝のことです。内閣総理大
臣の靖国神社公式参拝は、昭和六十年八月十五日に実施されま
したが、昭和六十一年以降は、諸般の事情を総合的に考慮し、
差し控えられているところでございます。公式参拝は制度化さ
れたものではございません。今後、公式参拝を実施するかどうか
は、その都度諸般の事情を総合的に考慮し、慎重かつ自主的
に検討した上で判断すべきものであると考えているところでござ
います。（拍手）

【七〇六】第三百十回国会参議院会議録第三号（平成6年7月22日）

○大久保直彦君（略）

靖国神社への閣僚の公式参拝について、総理は、我が党の石
田委員長への答弁で、その都度諸般の事情を総合的に考慮して
自主的に判断すると述べられました。この答弁は、総理、何事
でございませうか。この問題はまさに信教の自由と政教分離にか
かわる憲法上の重大問題であり、その都度事情によって判断が
変わってよいなどという問題ではございません。現に総理自身
もこれまでそう主張してこられたのではありませうか。

総理、どのような状態なら合憲で、どのような状態なら違憲
なのでしょう。その基準を明確にお示しいただきたいと思いま
す。

（略）

○国務大臣（村山富市君）（略）

次に、靖国神社公式参拝についてのお尋ねがございました。
内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝とは、内
閣総理大臣その他の国務大臣が公的資格で行う参拝のことです。
（略）

内閣総理大臣の靖国神社公式参拝は、御存じのように、昭和
六十年八月十五日に実施された後、昭和六十一年以降は諸般の
事情を総合的に考慮し差し控えられているところでございませ
うが、昭和六十年に実施した方式による靖国神社公式参拝は憲法
に違反しないとの従来の政府方針は変わっておりませんが、公
式参拝を実施するかどうかは、内閣総理大臣その他の国務大臣
が、近隣諸国の国民感情など諸般の事情を総合的に考慮しなが
ら、慎重かつ自主的に検討した上で決定すべきものと考えてお
ります。

（略）

【七〇七】参議院決算委員会（第百三十四回閉会後）会議録第
四号（平成6年9月2日）

（発言者） 笠原潤一（委員）

萩次郎（説明員、防衛庁人事
局長）

【発言順、敬称略】

○笠原潤一君 今、大臣からこの派遣についてかつまた詳細な
内容についてお伺いをいたしました。確かに給水とか空輸とか
医療とか公衆衛生その他のことは当然であります。それはもう
非常に大事なことでありますし、それが任務であります。

そこで問題は、非常に治安の悪いところでありまして、日本
のような平和な国におりますと平和が当たり前のように我々は
感じておるわけです。平和は当たり前だと思っております。しか
し、一たん日本の国の外へ出れば、私はたびたび海外へ出ます
が、何遍行ってもそうすけれども、もう本当に治安というも
のが非常に悪いのが当たり前と言葉は悪いんですが、こ
こは平穩過ぎる。

ましてや、アフリカの中で今度ルワンダの周辺、お隣のゴマ
で百万人とも言われる難民が集まっておるわけです。したがっ
て、ケニアの方はいいでしょうけれども、そういう点で言えば
非常に治安が悪いところで、報告のあったように護身用の小火
器は携帯していかなきゃならぬ、こういうことであります。

かつてのカンボジアのPKOのときもそうでありましたけれ
ども、しかしそれ以上に私はこれは大変なことだと思ってい
ます。カンボジアはどちらかといえば仏教国でもありますし、同じよ
うな同文同種ですからある程度、それは非常に危険なところで
はあるけれども、今度は全然民族も感情も全部違ってしまっ
て、ああいう非常に状況の悪いところですから、もしも不測の事態
が起きたときはどうするかという問題。私はこれは起きないこ
とを願っています。これは当然起きないために行くわけでは
なし、万全の態勢をとられるでしょう。しかし、決して起り得ない
とは想像できないのであります。

そこで、私はいつもよく思うんです。特に海外の事例を引い
てもわかるように、海外の場合は亡くなった犠牲者に対する鎮
魂といえますか、国家補償、慰霊の鎮魂、祭祀というものを非
常に大事にしています。かつてベトナムでカナダの国連軍の兵
士が亡くなった。それが十数年後に出たときにはあのバンクー

バーの空港でカナダの国旗で棺を覆って、そしてカナダのバンクーバーの市民総出で儀仗兵が出迎える。それはアメリカでもそうでしょう。みんな亡くなったらアーリントン。中国だってその例外じゃありませんし、どこの国もそうなんです。

したがって、その犠牲者に対する単なるお金だけの補償で済むというようなことは私は甚だ遺憾だと思ふんです。国連のため、世界平和のために亡くなるんですから、この人のそういうものをどう考えておられるか。靖国の問題が出てきますけれども、これは何か変なふうを受け取られやすいけれども実はそうじゃなくて、そういう意味で慰霊といえますかその人の靈魂というか、そういうものに対する感謝の念とか、そういうものがなかったらこれは本当に何のために、犬死になっちゃいますから。

そういう点からいって、私は防衛庁としてもこういう点についてどう留意されているのかという点をちよつと大臣にお伺いしたい、こう思います。

○説明員（秋次郎君） 先生御承知のとおり、自衛隊は普通、毎日のように訓練をしておりますので、残念でございますが毎年数名から十数名、場合によっては二十数名の殉職隊員を出しております。そういうことで、毎年、中央それから地方で追悼式を行っております。これも十月下旬の土曜日に中央の追悼式を防衛庁長官の指揮のもとに行う予定にしております。それから、各地方の部隊においても地方追悼式を毎年行っております。そのほかに、市ヶ谷駐屯地に殉職隊員の慰霊碑がございます、そこには殉職隊員の全名簿を、芳名板というものを奉納することといたしております。

いずれにいたしましても、防衛庁といたしましては、国内であらうと国外であらうと、不幸にして殉職された場合には十分な敬意を表した行事を行うつもりであります。

○笠原潤一君 そういう点で留意されておるといふことで、それから私も一応は安心しておりますが、そういう点を留意しなかったらば、例えば世界平和とかいろいろなことを言っても言葉だけに終わってしまう、こう思っておりますから、本当に私はその点一番大事にしたい、こう思っております。

【七〇八】参議院決算委員会（開会後）会議録第五号（平成6年9月16日）

（発言者）

横尾和伸（委員）

村山富市（国務大臣、内閣総理大臣）

【発言順、敬称略】

○横尾和伸君（略）

次に、昭和六十年八月七日、日本社会党は中曽根内閣総理大臣に対して靖国神社公式参拝の中止を求める申し入れを行っております。

その主要部分を引用しますと、「公式参拝することは、天皇制と国家権力が神道とむすびついて、戦争に導いた過去の反省の上に立って定められた、信教の自由、政教分離原則を明示した憲法第二十条第三項に明確に違反する。」というものであります。

総理は去る七月十日にイタリアのナポリで、公式参拝について、憲法上問題がある、中国や韓国、アジア諸国の皆さんの気持ちもある、私は参拝しない、閣僚にも自粛をお願いする、こう言ったわけですが、六十年当時も含めて一貫性がある考えだと思ひます。

ところがその翌十一日には、中曽根内閣時代につくられた政府統一見解があった、従来どおりとするという趣旨の発言をして前言を翻したわけであり、憲法違反と断定して大反対したところの中曽根内閣の統一見解を村山総理は一夜にして丸のみしたわけであり、日本が行ったかつての侵略戦争を二度と繰り返してはならないという憲法の基本問題に係る見解、このように一日でひっくり返るのは全く理解できません。

そこで総理に伺います。

去る八月十五日の戦没者追悼式で総理は深い反省という言葉を使いました。そして従来より踏み込んで平和への意識を表明したわけですが、総理として初めて使ったこの深い反省、これは内容は日本が行った侵略戦争への反省であり、その原因となった国家権力と神道との結託にあったという反省ではなかったんでしょか。総理に伺いたいと思ひます。

○国務大臣（村山富市君） 私は基本的に別に考え方を変えたわけでもないし、変更したとは思っていないんです。これは信教の自由というものが憲法では保障されているわけであり、

ら、したがってお参りするしないはそれぞれ個人の自由であるということも当然だと思いますね。

神道という方式を考えた場合に、例えば二礼二拍手といったような儀式上のあれがありますね。そういう儀式に基づいて参拝すると、それはやっぱり公式になる、信教の自由を侵すことになるんじゃないかというふうな意見があるわけですから、そういう点の一つの問題としてあると思ひますね。

それからもう一つは、戦争犯罪人を合祀してあるということに対する中国や関係国、アジアの国々のそれなりの厳しい見方もあるわけですから、そういう隣国との友好関係というものをやっぱり配慮する必要があると、これは国の方針として私は当然だと思ふんです。

そういう点も十分踏まえながら、国のために亡くなった遺族の皆さんのお気持ちもこれは十分わかるわけであり、そういう点も十分踏まえた上で総合的に判断をして出した結論であるというふうには私は思ふんです。

したがって、そういう点を配慮した上で、私はお参りはできませんと、こういうふうに申し上げたので、ナポリで言ったことと帰って言ったこととそれほど私は大きな考え方の違いはないというふうに思っておりますから、そのように御理解をいただきたいというふうに思ひます。

○横尾和伸君 かつて、それもそう昔ではありません、憲法違反と断定して大反対したその中曽根内閣の統一見解を丸のみしたことは事実問題として間違いないことだと思ひます。したがって、深い反省が何物かということも聞きたかったんですが、どうも総理の深い反省というのは中身がないようでございますので、次の問題に移らせていただきます。

（略）

【七〇九】第四百十四国会衆議院予算委員会議録第五号（平成9年2月3日）

（発言者） 西村眞悟（委員）

橋本龍太郎（国務大臣、内閣総理大臣）

〔発言順、敬称略〕

○西村（眞）委員（略）

総理は、御自分の誕生日に靖国神社に参られたけれども、なぜ遺族会会長までされた総理が八月十五日に靖国神社に参られなかったのですか。

○橋本内閣総理大臣 私にとりまして、靖国神社という問題はみずからの心の中の問題であります。みずからの心の中の問題でありますから、今まで自分の心の赴くままに参拝もいたしてまいりました。そして、総理という立場になりましたから、将来に向けての我が国のさまざまな対外的な問題等も考えます中で、自分の誕生日ならという思いで参拝をいたしました。しかし、それが国に何らかの悪影響を与えるおそれがあるのであれば、みずから考えるところがあつてしかるべきだろうと、その後考えております。

○西村（眞）委員 この質問はここでとどめます。

私は、靖国神社という神社の象徴的なものが八月十五日に凝縮してあそこにある、こう思っておる日本人でございますから御自分の誕生日というのは私ことでございますが、あの公の日になぜ行かれないのか。ことしもあなた、総理の気の向くままに御参拝なさるのですか。それとも気の向くままではなくて、何かの基準をそこに設けられるのですか。

○橋本内閣総理大臣 みずからの心の中の問題と申し上げました。その上で、もし少しでもこの国にマイナスを生じるのであれば、私は慎まなければならぬだろう、まさに自分の情を抑えるべきであらうと思っております。

（委員長退席、小里委員長代理着席）

○西村（眞）委員 もうこれ以上お聞きしません。マイナスを生じるというのとはどういふことなのかというのを聞きたいところですが、私、総理、この問題に関しては、またお話しする機会があるかと思ひます。

（略）

【七一〇】第四百十四国会衆議院予算委員会議録第七号（平成9年2月5日）

（発言者） 岡田克也（委員）

橋本龍太郎（国務大臣、内閣総理大臣）

大森政輔（政府委員、内閣法制局長官）

〔発言順、敬称略〕

○岡田委員（略）

報道によりますと、総理は昨年七月二十九日、靖国神社に参拝をされた。その参拝の様式は二礼二拍手一礼の神道方式でなされた、こういうふうな報道されておりますが、これは事実でございますか。

○橋本内閣総理大臣 そのとおりです。

○岡田委員 これも報道で恐縮ですが、七月三十日の朝日新聞、総理の発言がいろいろと引用されております。例えば、「公私かどうかという質問自体はかけている。何をしても公人と言うのか。」それから、「総理大臣に私があるのか。私があるというならそう扱っていただきたいが、それは許されないでしょう。だから公私を分ける質問には首をひねる。心の中の問題を分けようとするに無理があるんじゃないか。」こういうふうな発言したというふうな新聞は報道しておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 確かに、私はそのとおりの言い方かどうかそこまで確認を申し上げる自信はありませんが、例えば、玉ぐし料を持っていったとか、いろんな質問がありました。そして、玉ぐし料を持っていかないなら私ですかというそういう質問もありました。今まで、往々にして公私の別というのを玉ぐし料をどこから支払ったかということで分けた議論がありました。玉ぐし料を多分議員も御記憶だと思います。そして、ですから、玉ぐし料を私は私は持ってまいりませんでしたけれども、むしろそういう議論自体がおかしいよと、そういうことで公私の別というのもおかしいよという話は確かに私はしたように思ひます。

○岡田委員 今の御説明は、玉ぐし料を持っていったことで公私を分けるのはおかしいという趣旨だということですが……（橋本内閣総理大臣「いや、というような議論もありま

したと申しました。正確には覚えておりませんが」と呼ぶ）は新聞の報道によりますと、総理のお答えは、公私を分けることにそもそも無理があるんだ、こういうふうな受け取れるわけですが、そのお答えは今もそういうふうな受け取れるわけですか。

○橋本内閣総理大臣 どういうことを言わせようとおられるのかわかりませんが、実態でお答えをいたしましょう。大変私にとっては苦痛でありますけれども、私自身が本屋に行こうと思ひましても、今、決められた車以外の車で行くことを私は許されておりません。自分の子供の家に行くときにも決められた車、警護つきで、以外の行動を許されておりません。外からごらんになれば、それは公に見えるでありましょう。私自身は、個人としての行動を思ひましても、それが外見には許されておりません。

○岡田委員 車の問題とか玉ぐし料の問題を私は言っているわけではございません。私が公私について申し上げておりますのは、これは政府みずからが出された政府の統一見解、中曽根内閣のときに、いろいろな議論があつた結果、統一見解が出されております。

まず、当時の藤波官房長官談話、昭和六十年八月十四日、これをもとにして八月十五日に中曽根総理は公式参拝をされた。そしてその後、同じ昭和六十年の八月二十日に衆議院内閣委員会に、政府の統一見解として従来の解釈を変えるということが出されております。

この中曽根内閣時代の統一見解についてもいろいろ議論があるところは、総理も御存じのとおりだと思ひます。中曽根総理御自身がみずからの最近の著書の中で、「天地有情」という本を書かれておりますが、その中で、法制局の中にもいろいろ議論があつたけれども、自分がまとめてこういう見解にしたんだ、そういうふうな述べておられます。

そこで、この政府の出されている統一見解、その解釈が問題になるわけですが、私がこれを素直に読むところ、この中曽根内閣の統一見解は、私的な参拝と公式参拝をはっきり分けておられる。そして、公式参拝については一定のルールに基づいてやらなければ憲法上問題があるという、そういう趣旨だと私は理解しておりますが、法制局長官、いかがでしょうか。

○大森（政）政府委員 誤解を避けるために、やや詳細な説明をさせていただきます。ただいまお尋ねの中で御指摘がありましたように、昭和六十年の八月の十五日に、当時の中曽根総理が靖国神社にいわれる

公式参拝をしたわけでございますが、その前日の八月十四日に当時の藤波官房長官が、そしてその直後の衆参の内閣委員会におきまして、また色々説明がございました。

そのいろいろな席、機会に述べられた政府の見解を要点だけまとめて御紹介いたしますと、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に公式参拝することについての見解でございます。

そして、内閣総理大臣その他の国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することが憲法二十条第三項で禁止しております。いわゆる宗教的活動に当たらないための要件といたしまして、まず、専ら戦没者の追悼を目的とすること、そして、そういう追悼を目的とする参拝であることをあらかじめ公にするとともに、次に方式といたしまして、神道儀式によることなく追悼行為としてふさわしい方式によって追悼の意を表すること、こういう要件に合致する限りにおいて、憲法二十条第三項が禁止する宗教的活動には当たらない。

そして、右のような参拝を除き、内閣総理大臣その他の国務大臣が国務大臣としての資格で靖国神社に参拝することは、憲法二十条三項に違反するのではないかと疑いをお否定できないという従来の政府の考えに変わりはない。

したがって、こういう限度で政府の見解を一部変更したということでございます。

○岡田委員 国務大臣が国務大臣の資格として行う、そのことを別の言い方で公式参拝というふうに呼んでいると理解しておりますが、間違いでしょうか。

○大森（政）政府委員 お尋ねの事柄は、そういうことでございます。

繰り返しますと、国務大臣としての資格においてなす参拝を公式参拝といい、それ以外の、国務大臣としての立場ではない、資格ではないという参拝は私的参拝というふうな区別をした上で論じているわけでございます。

○岡田委員 今の御説明で明らかかなように、昭和六十一年の官房長官談話あるいは政府の統一見解は、公式参拝と私的参拝をはっきり分けて、そして公式参拝のときには、例えば一礼方式であればそれはいい、こういう考え方を示しているわけでありませぬ。

そこで、先ほど私が引用しました総理の報道される答弁であります。公私かどうかという質問自体がばかかっているとか、あるいは何をもちて公人というのか、そもそもそういうものは

分けられないんだというふうに言われたとすれば、この中曽根内閣の時代の公式参拝と私的参拝の考え方そのものを否定したことになるんじゃないか、あるいはあいまいにしたことになるんじゃないか、そういう懸念がありますので、私は総理に質問しているわけであります。総理、いかがでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 私は、この靖国神社の問題というのを論議の対象とすること自体を本当に好みません。私にとつては、まさに自分の心の中のことでありませぬ。

そして、私の親戚を含め、私は敗戦が小学校の二年のときでありますから、近所の方々を含めて、随分多くの方々を出征の際に送りました。そして、相当数の方が帰ってきました。そしてその当時、皆、あそこへ帰ってくるからな、本気かうそかわかりませぬ、強がりかもしれませぬ、しかし、みんなそう言つて出ていかれたのです。私にすれば、そうした方々に会い続けてきました。

ただ、総理という立場にあつて、例えば春、秋の大祭あるいは八月十五日の終戦の日という日は避けた方がよかろうと思いましたが、私は、自分の誕生日に、まさに私自身の心の問題として参りました。そうした思いで、みずからの心の中の問題として参りましたわけですから、今述べられたようなルールからいえますなら、私的資格の参拝ということになるでございませぬ。

ただ、先日は御党の他の議員の方からは、なぜ八月十五日に行かなかつたという大変厳しい追及を受けました。その方にも私は、みずからの心の問題というものを踏まえて行動するということをお答えを申し上げた次第です。

○岡田委員 総理のお気持ちも、私よくわかります。私の周りにも、遺族の皆さんおられます。しかし、私があえてここでこの問題を取り上げましたのは、総理が総理だからです。日本国の内閣総理大臣だからであります。総理としての、憲法をきちんと守っていくという立場が総理にあるわけでありませぬ。総理のお気持ち、遺族会の会長も長く続けてこられました。遺族の皆さんを思う気持ちもわかります。しかし、それを越えて、従来、内閣がきちんと決めてきたことを守っていくというのが私は総理としての基本的なあるべき姿じゃないか、そういうふうにおもひますが、いかがでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 議員の御意見は御意見として確かに承りました。その上で一度繰り返しさせていただきます。

これは、私にとりましては心の中のことでありませぬ。そして、

その上で私自身の行動、今議員は憲法を例にとられました。先日、他の議員の方に私がお答えをいたしましたときには、この国にプラスにならない、プラスを生じないということであれば、自分の心のままに振舞うことはしないということをお申し上げております。法のもとにおいての行動というものは、御注意をいただきましたことを大切にいたします。

○岡田委員 今の総理の御答弁は、この中曽根内閣時代の政府の見解を変えるということですか。

○橋本内閣総理大臣 変えるとお申ししておりませぬ。

○岡田委員 従来の内閣の……（橋本内閣総理大臣「心の中をどう変えるかまではだれにも指図されませぬ。行動は従います」と呼ぶ）私は、心の中の問題を言っているわけではありませぬ。総理としての行動について申し上げているわけでありませぬ。

今、総理が、これは私的なものである、こういうお話がありましたから、私は、総理は公式参拝をしたのではない、こういうふうにご確認をさせていただきます、そして従来のこの中曽根内閣時代の政府の統一見解は全く変わっていない、こういうふうにご理解しますが、よろしいでしょうか。

○橋本内閣総理大臣 改めてもう一度申させていただきます。私にとつて心の中の問題であるということはお変わりませぬ。

その上で、まさに先日は、今まで議論をよく呼んでおりました。春、秋の大祭や八月十五日の終戦の日を避けて、みずからの誕生日という別の日を選びました。そうした意味において、その官房長官見解というものに当ってはめてみるなら、私的な参拝ということになるでございませぬ。そして、中曽根内閣当時の見解を変える意思はございません。変える意思はございません。

○岡田委員 今の総理の答弁で結構だと思ひますが、私は、やはりいろいろな記者の質問が相次いで、総理もいろいろそのときにお考えあつたのだらうと思ひますが、やはり総理大臣としては内閣が決めたことはきちんと守っていく、もしこの中曽根内閣が決めた統一見解がだめだというのなら、それをまずきちんと内閣で変えて新しい統一見解を出して、それに基づいて行動していくのが私は総理大臣の取るべき態度だ、こういうふうにおもひしております。

（略）

【七二一】第四百十四回国会参議院内閣委員会會議録
第四号（平成9年3月27日）

（発言者）

板垣正（委員）

梶山静六（国務大臣（内閣官
房長官））

武藤嘉文（国務大臣（総務庁
長官））

〔発言順。敬称略〕

○板垣正君（略）

私はこの戦後体制と言われるものに四つの指標があると思う
んです。

（略）

第三番目は靖国問題であります。靖国神社は、単に憲法上の
政教分離規定とかそういうことで左右される問題というよりは、
まさに我が国の歴史、伝統に根ざした、維新以来国家のため
とうとい命をささげた方々の霊の追悼の場所として、慰霊の場
所として、これは国みずからも全戦没者を祭る中心的な施設で
あると認めておるところであります。それに対する国の公的儀
礼が尽くされていない。私はこういうことでは国の存立の基本
というものが疑われると言ってもいい。

（略）

つまり、今申し上げました憲法の問題、東京裁判史観の問題、
靖国神社の問題、外交姿勢の問題、言うなれば戦後体制の枠組
みと言ってもいいこういう問題についてタブー視しないで積極
的に論議を起こしていく。未来の中で論議を起こし、かついず
れこれらの問題について改正点を得ていく、こういう姿勢とい
うものが求められているのではないのか。この点について、官
房長官、総務庁長官の御見解を承ります。

○国務大臣（梶山静六君） 交代でいつてこちらに振り向けら
れてしまいましたから、私が便宜お答えをいたしますが、大変
基本的な広範な問題で、この問題を二人で答えますと閣内不
一致などということになりまして大変でございますから、余り踏
み込んだ話をするのは、特に今内閣のスポークスマンであり
ますから、避けたいと思います。

（略）

それから、靖国神社の参拝ですが、もちろん宗教上の規定、
これは憲法上の規定もありますから、一宗教に偏つてはいけな

い、そういう一つの現実がございます。あるいは靖国神社の改
組論もないわけではありません。私は毎朝毎晩あの前を通りな
がらこうべを垂れてお参りをしています。公式な参
拝があるかないかということよりも、あの靖国の社に頭を下げ
る国民がたくさんいるという現実、これが大切でありまして、
私は総理が公式参拝をしないかという問題で靖国神社と
いう問題をとらえたくない。いわば国に対する忠誠の結果とし
て亡くなられた方々にお参りをする、その国民的土壌があれば
私は十分である、このように考えます。

（略）

○板垣正君 総務庁長官、いかがですか。

○国務大臣（武藤嘉文君） 内閣の一員でございます、閣内不
一致と言わないように同じ考え方でございます。

○板垣正君 これは問題提起ということで、ただ今の問題につ
いてはまだまだこれは論議をしなきゃならないと思う。国会で
論議を起こす、国民も論議を起こす、それが活力あるこの国を
立て直していく避けて通れない道である、私はこう存ずる次第
であります。

（略）

【七二二】第四百十四回国会衆議院決算委員会第二分
科會議録（総務庁（防衛施設庁、外務
省、文部省、厚生省及び労働省所管））第二号（平成9年5
月27日）

（発言者）

菅義偉（分科員）

小杉隆（国務大臣。文部大
臣）

〔発言順。敬称略〕

○菅義偉分科員 自由民主党の菅でございます。

早速、政治と宗教の問題を中心に質問をいたします。

本年の四月二日に、いわゆる愛媛県の玉ぐし料訴訟で、最高
裁は、愛媛県庁の靖国神社での玉ぐし料への公金支出は違憲と
される判決を下しました。宗教団体に国家機関、自治体がかか
わつてはならないという政教分離原則を確認した判決でもあつ
たわけでありませう。

私は、個人的には、靖国神社というのは本来戦没者の慰霊の
場所、施設であつて、何もそこまで考える必要はないのではな
いかと思つておる者の一人でありますけれども、しかし、この
判決は判決として尊重しなければならぬということもこれは
事実であります。

改めて、この判決について、大臣の御見解をお伺いをいたし
ます。

〔主査退席、滝主査代理着席〕

○小杉国務大臣 今のお話は、愛媛県に関する争訟事件であつ
て、文部大臣として基本的にコメントする立場にはありません
が、これは国家と宗教のかかわりに関する重要な判決と受けと
めております。

今回の最高裁判決は、宗教団体の行う行事に公金を支出した
ことが憲法の禁止する宗教的活動に当たるとする判断を示され
たものであつて、私としてもこの判断に従つていきたいと思
っております。

【七一三】第四百十一回国会衆議院予算委員会会議録
第四号（平成9年10月30日）

（発言者） 西村眞悟（委員）

橋本龍太郎（國務大臣、内閣

総理大臣）

〔発言順、敬称略〕

○西村（眞）委員（略）

私が政治における倫理と言うのは、政治はやはり国家民族の
永続と尊厳を守ることだ。永続ということは、政治の最大の倫
理は、国家民族の永続のために命をささげた人を忘れてはなら
ないということです。そして、それは各民族において固有の形
を持った行動としてあらわれている以上、私はこのことを聞か
ざるを得ない。

あなたは、二月三日に、靖国神社になぜ参拝しないのかとい
う私の問いに対して、国に迷惑をかけるのなら控えねばならな
いと御答弁された。私は、あえてそれ以上お聞きしなかった。
本年は、あなたは靖国神社に行かずに、反対に、この九月は中
国の柳条溝に行かれた。あなたは、真実、総理大臣が靖国神社
に参拝することが我が国に迷惑をかけるという判断に至ったの
だろうと、私はあなたの行動を見て判断いたしました。そのと
おりでよろしいでしょうか。国に迷惑をかけるのですか。

○橋本内閣総理大臣（略）

その上で、内閣総理大臣の靖国神社の公式参拝、これは、昭
和六十年八月十五日に実施をされました後、昭和六十一年以降
差し控えられているところでありますけれども、昭和六十年に
実施した方式による公式参拝は憲法に違反しないという従来の
政府見解は、変わっておりません。

その上で、繰り返し申し上げておりますように、これは心の
中の問題であり、私自身、他の方々から強制されて行動するとい
う思いのものではないと思います。自分がどう思うかというこ
とでありましょう。他の人々に強制のことができることではない、心
の中のことだと思います。その上で、私自身、内閣総理大臣とい
う立場を考慮しなかつたと言え、それはうそであります。

○西村（眞）委員、心の中のこととおっしゃるのは、そのまま受
けとめておきましょう。しかし、各民族には固有の形というも
のがあつた。この観点から私はお聞きしておるわけです。そして
この形、具体的に参拝するの否かというこの形をお聞きした

ときに、あなたは国に迷惑をかけるならば控えねばならないと
おっしゃったから、私はお聞きしているわけです。心の問題を
お聞きしているのではなくて、形をすることが迷惑になるとあ
なたは断定して、本年の行動に歩まれているのかということをお
聞きしているのです。

あなたはかつて、泣きながら日本軍兵士の遺骨収集に当たら
れたと私がお聞きしています。このことについては立派だと思
う。また、あなたは遺族会会長をされた。決してただ単に会長
職が好きだからというのではなくて、遺骨収集に当たられたあ
なたの心の中が、会長という公的な形にあらわれたのだろう。
そして、総理大臣になられるまでは、その形をみずからあらわ
しておられた。

戦争における戦死者、これは、その戦争が五十年後いかなる
評価を得ようとも、その人の生はそこで終わって、その人の生
は、国にささげるための戦死であつたのです。日中は、相戦つ
た国でございます。その中で死んでいった方々がおる。あなた
は、柳条溝で向こうの戦死者のところへ参られたと思ひますけ
れども、日本国総理大臣としては、靖国神社に参り、それはあ
なたの形だ、そして柳条溝に行くべきだ。これが国の誇りだ。
あなたは、心の中というところで逃げられるけれども、英霊に対
して申しわけないと思われぬのですか。

○橋本内閣総理大臣 あなたが私の行動をどう理解し、どう御
批判になろうと、それは議員の権利であります。そして、私の
心の中でどのような思いが渦巻き、その中でみずからの行動を
決しているか、これも私の心のことであります。

○西村（眞）委員 あなたは内閣総理大臣です。私は、国家の政
治の任務として内閣総理大臣にお聞きしている。もはや与党も
野党もないのです。私は、日本国国会議員としてあなたに、国
家の形を示す立場にあるあなたに答弁を求めている。心の中の
ことではない。
（略）

【七一四】第四百十二回国会参議院総務委員会会議
録第三号（平成10年3月19日）

（発言者） 吉岡吉典（委員）

小里貞利（國務大臣、総務庁

長官）

〔発言順、敬称略〕

○吉岡吉典君 時間が来ましたので、これはもう答弁いただく
時間がないかもしれませんけれども、私は戦後の恩給法の運営
というか実施の過程でもう一つ、これも取り消すことのできな
いものですから、どう考えるかということで念頭に置いていた
だきたい問題があります。

恩給法では、「死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役若ハ禁錮
ノ刑ニ処セラレタルトキ」には資格を喪失するということにな
つております。ところが、国際軍事裁判で判決を受けた人は国
内法による有罪でないから犯罪者とみなさないという理由で恩
給が復活させられているという問題についてであります。

私は戦犯の遺族といえども憲法で言う生活の保障は必要なこ
とだと思つております。かつてもそういうことで提起したこと
があります。しかし、恩給法の条文にこういうことのあるのに
国内法による犯罪者と国際裁判による犯罪者は区別して恩給を
支給するという措置をとつたことは、国際的には理解されがた
いことだと私は思います。当時の東京裁判初め国際裁判の判決
は日本を侵略戦争をやつたと断定し、そして平和に対する罪、
人道に対する罪で罰し、日本はサンフランシスコ平和条約第十
一条でこれを受け入れた。これはもう反論することも何もでき
ない国際的取り決めたという答弁が国会でも繰り返されている
問題であります。

ところが、その受け入れた犯罪は犯罪とみなさないという態
度を日本がとれば、国際的には日本はあの戦争についての責任
を何にも感じない国かというようにしか受け取れないと私は
思います。

この問題は、後にA級戦犯であつた人々を靖国神社に合祀し
たことが日本の戦争に対する反省のなさとしていまに国際的
な批判を受けているとともに、我々がそういう措置をしたこと
はどう考えるかということ、二十世紀を締めくくりに二十一世
紀を迎えようとする今、考える必要のあることだと私は思つて
おります。考えていただけるかどうかということだけ長官にお

伺いして、質問を終わります。

○国務大臣(小里貞利君) 法制上の形についての大筋はお話しただいたとおりであろうと思うのでございますが、いわゆる戦犯は連合国等によりまして裁判によって処刑されたものであり、一般の刑事犯とはその性格を異にする、これが従来の政府の解釈でもございます。

これらの戦犯につきましては、昭和二十七年の平和条約の締結後におきましては、国内法上のすべての扱いにおいて何ら他と区別されることがないとされておりまして、いわゆる恩給法における戦犯者に対する取り扱いが平和条約第十一条の規定に反しているとは考えられない、それが従来の政府の判断でございます。さようお答え申し上げる次第でございます。

【七一五】第四百十二回国会参議院外交・防衛委員会
会議録第六号(平成10年3月31日)

(発言者) 田村秀昭(委員)

小淵恵三(国務大臣、外務大臣)
臣

〔発言順、敬称略〕

○田村秀昭君 自由党の田村でございます。

外務大臣にお尋ねいたします。大臣は、大臣に就任される前に、超党派のみんなで靖国神社に参拝する国会議員連盟、私も属しておりますが、その会長をされていたわけですが、どうして外務大臣に就任されるや辞任されたのか、非常に私は残念でならないんですが、その理由をお聞かせください。

○国務大臣(小淵恵三君) 私が外務大臣に就任するに当たりまして靖国神社参拝議連の会長を辞したのは、靖国神社公式参拝の実施については近隣諸国の国民感情など、諸般の事情を総合的に考慮しつつ慎重に考えた上で判断すべきものとの考えを踏まえ、慎重かつ自主的に判断した結果でございます。

○田村秀昭君 そういたしますと、外務大臣になられる前はそういう配慮はされていなかったということでありませうか。

○国務大臣(小淵恵三君) 最近はずっといわゆる閣僚に就任する機会がございませんでしたので、議員として靖国神社に参拝をし、英霊に対して深い敬意と感謝の気持ちを持ちまして春秋参拝をさせていただいてまいりました。

○田村秀昭君 私は、大変尊敬する外務大臣が政治信念で、外務大臣になられても、議員連盟の会長であられたわけですから、みずからの国の英霊に対して参拝するのは当然だと私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。(略)

【七一六】第四百十三回国会衆議院予算委員会
議録第四号(平成10年8月19日)

(発言者) 中村鋭一(委員)

小淵恵三(国務大臣、内閣総
理大臣)

太田誠一(国務大臣、総務庁
長官)

中山正暉(委員、長)

〔発言順、敬称略〕

○中村(鋭)委員(略)

父祖の国という言葉があります。我々はこの日本列島に何千年間生きてきて、今おかげさまで元気に過ごさせていただいております。やはりそういった国を愛するという気持ちを失ってはいけません。

当然ながら、総理、その国を愛する者たちのために命を失った人がたくさんいる。特に戦争のときには三百万人を超える、若い人たちを含めて本当に志に燃えた人たちが、ただ自分たちの愛する者たちのために、国を守るために死んでいった。その人たちが今靖国神社に祭られているわけでございます。

総理は、みんなで靖国神社に参拝する国会議員の会の会長をお務めでございます。私もこの会の議連の一員でございます。何度か私は靖国神社へお参りをさせていただいておりますが、総理はことしの夏は靖国神社へお参りにならなかったようでございますが、これはどういう理由でお参りにならなかったのですか。

○小淵内閣総理大臣 御指摘をいただきましたように、私自身もみんなで靖国神社に参拝する国会議員の会の会長を務めてまいりました。竹下、橋本、羽田、斎藤、各先輩の後を襲いまして、五代目の会長といたし、春秋におきまして参拝いたしました。

今日、内閣総理大臣の立場に相なりまして、諸般の情勢を判断をいたしました。心は常にその靖国神社に参拝いたしました議員の気持ちを持っておりますけれども、今般は私の行動として参拝は差し控えました。

○中村(鋭)委員 総理、今おっしゃったようにあなたは会長です。靖国神社へみんなで参拝しようという。それが、今諸般の状況とおっしゃいました。いや、諸般の情勢とおっしゃいました。

私には全くわかりません。

諸般の情勢とは、じゃ、総理が靖国神社へ、しかも議連の会長である総理が参らなかつた諸般の情勢とは一体何なのか御説明をお願い申し上げます。

○小淵内閣総理大臣 諸般の情勢でございます。

○中村（鋭）委員 それは、ちょっと私には納得いきませんね。

我々にとって、国がある、国民がいる、何千年我々はこの国に生きてきた、その国のために命をささげた人たちがいて、総理はその人たちの英霊を顕彰するための議員連盟の会長です。それが、諸般の状況でここの夏はやめました、私が諸般の状況とは何かと聞いたことに対して、諸般の状況であります、そんな理屈の通らない答弁は答弁にはなりませんので、きちつと諸般の状況について総理が納得のいく御答弁をしていただかないことには私はこの質問を続けるわけにはまいりません。

○小淵内閣総理大臣 私も、衆議院議員といたしまして、その会の皆様方の御推挙をいただきまして会長になりました。申し上げましたように、英霊に対する気持ちも、私、人後に落ちないつもりでございます。

しかし、今日、内閣総理大臣と相なりまして、日本国全体の責任を持つ立場に相なりまして、日本のみならず諸外国に対するいろいろ影響も考えまして私はそうした決定をし、今回は参拝をいたさなかつた、こういうことでございます。

○中村（鋭）委員 今、先ほどの諸般の状況と違いました答弁をいただきました。というのは、外国等への影響も考慮し、こうおっしゃいましたね。その外国とはどの国ですか。

○小淵内閣総理大臣 それぞれの国でございます、特定をすることではございません。

○中村（鋭）委員 それぞれの国というのはないですね。

しかも、私はどう考えてもわからないのは、総理はさつきから御自分で何遍もおっしゃっていますね。英霊を顕彰するにはやぶさかではない、私は議連の会長だとおっしゃっているわけですね。衆議院議員です、国民の選良たる国会議員として、総理は会長として靖国神社へお参りになつていました。それが、総理大臣になつた途端にそれぞれの国に考慮をしようとする、うことなんですか。何で外国に遠慮をするんですか。我が国を守るために死んでいった人たちにお参りをして安らかに眠らせてくださいとお祈りすることが、何で外国に遠慮をすることになるんですか。私は、どう考えてもわかりません。何でそれを外国に配慮するんですか。どういう点ですか。何についてです

か。もう一遍御答弁をお願いします。（発言する者あり）

○小淵内閣総理大臣 せっかくの予算委員会の委員の先生方でございますので、質問者以外のお声にお答えすることはいいかかと思ひますけれども、外務大臣のときも参拝をいたしておりません。

そこで、今のお話は、私自身、近隣の諸国も含めまして、内閣総理大臣として私が参拝することにつき種々の御議論があるとなれば、この際は、私自身として参らないことをもつて私の行動として御理解をいただけるものと理解しております。

○中村（鋭）委員 全く理解はできません。私の行動として御理解をいただきたいとおっしゃいまして、諸般の事情とか外国に考慮してとか。我が国を守るために死んでいった人々を安らかに眠れとお祈りをしてあげることが外国から制肘も容喙も牽制もされることではないことは、総理御自身よく御存じのはずです。何を遠慮するんですか。当然じゃないですか、日本人なら、日本国民なら。それを、御理解を願えるものと思ひます。理解はできませんね。これはどうしても理解はできません。

もう一遍しっかりとした御答弁を、総理、お願い申し上げます。

○小淵内閣総理大臣 内閣総理大臣として、私がそう判断し、そう行動した次第でございます。

○中村（鋭）委員 本当に私は情けない思いがいたします。これは、今のこの質疑を聞いておられる国会議員の中で、与野党を超えて、何だ、どういうことなんだ、そう思っている人がきつとたくさんいると思ひます。

太田総務庁長官にお尋ねをさせていただきます。

太田長官は、八月十五日に靖国神社にお参りになりましたね。確認をさせていただきます。

○太田国務大臣 はい、行つてまいりました。参拝をさせていただきますました。

○中村（鋭）委員 そのときにあなたは、たしか新聞記者の質問に対して、あなたはこういう身分として、どういう資格でお参りになりましたか、これに対して、私は衆議院議員として参りました、衆議院議員にまさる公職はありません、こうおっしゃいましたね。

○太田国務大臣 衆議院議員にまさる公人はないというふうに申しました。

○中村（鋭）委員 これは太田さん、私は本当に、あなたを志あ

る方として、愛国の気持ちのある人として、心から立派だと称揚をさせていただきたいと思ひます。

あなたは元新進党で、それで、新進党からどういうわけかいつの間にかおられなくなつて、そして自民党へ戻られて、今度は引き抜き部隊の部隊長として我が党から何人も何人も議員を引き抜かれた。その点は甚だ感心できない。これはもうけしからぬ話だ。だから私は、その点においては、あなたをまさに私の敵として認識しておりますよ。とことん戦います、そういう点については。

しかし、靖国神社に、衆議院議員にまさる公人はない、こう言つてお参りになつた、これは立派だ。これは立派。これは先ほどの、押し問答になるから、嫌になるからやめましたけれども、まことに私は、こういう表現は失礼でございますけれども、情けない小淵総理の答弁に比べて、それは立派です。まさに憲法の前文の一番最初にあるとおり、我が日本国は選挙を通じて選ばれた国会議員を通じて行動すると憲法の一行目に書いてありますからね。それを体現して靖国神社にお参りになつた。これが偽らぬ大方の日本国民の気持ちであろうと思ひます。総理、総理は勇気を持って、私は、これから総理大臣として靖国神社にお参りになるだけの気持ちをしつかりと腹に据えていただきたい、こう思ひますよ。そうすれば、総理、支持率も少しは回復するんじゃないですか、そう思ひます。

中山委員長、委員長も議連の一員である、こう思ひますが、もしよろしければ、靖国神社にお参りすることについて、委員長のお気持ちがあればお聞かせ願ひたいんですが。

○中山委員長 私、竹下内閣のときに郵政大臣をしておりましたが、参拝をいたしました経験があります。

○中村（鋭）委員 ありがとうございます。

委員長もきつちりとお参りになつていらつしやる。その辺のことも総理、しつかりと腹に置いておいていただきたい、こう思ひます。

（略）

【七一七】第百四十三回国会参議院予算委員会会議録第二号（平成10年8月20日）

（発言者） 鴻池祥肇（委員）

有馬朗人（国務大臣、文部大臣）

〔発言順、敬称略〕

○鴻池祥肇君（略）

歴史認識を中心にした質問を一つ二つ申し上げたいと思いません。

来春から高校で使われる教科書、教育出版の「政治・経済」の靖国神社に関する記述に、「同神社は日本の軍国主義を象徴する施設であったから、韓国や中国などの批判を浴び、首相は翌年から公式参拝を取りやめた」などという驚くべき記述があるということを経経新聞の八月十五日の朝刊で拝見したわけがあります。この記述は既に検定をパスしていると聞いております。政府は靖国神社を軍国主義の象徴などと考えていらつしやるのか、第一点お聞きしたいと思います。

また、高等学校検定基準には、政治や宗教の扱いは公正であり、特定の政党や宗教またはその主義や信条に関しては非難したりしてはいけないというようなことも平成元年四月の文部省告示であると聞いておりますけれども、この記述はまさに靖国神社という一宗教法人に対する非難であり、検定基準にも違反しているのではないかと、このように思いますが、御答弁を願います。

○国務大臣（有馬朗人君） お答え申し上げます。

御指摘の教科書記述は、来年度から使用予定の高校教科書「政治・経済」において、閣僚の靖国神社への公式参拝に対して韓国や中国などから批判があったことを記述している中で、その批判の理由として御指摘のことが記述されているものがございます。

この記述につきましては、教科用図書検定調査審議会の審議においても、韓国や中国などからの批判の理由として記述されたものであるとの理解のもとに許容されたものと承知しておりますが、発行者といたしましては、より適切な記述をしたいという考えから、この記述について訂正を行う考えであると聞いております。

文部省といたしましては、教科用図書検定調査審議会の意見

を聞き、適切に対処したいと思っております。

○鴻池祥肇君 たいだいまの文部大臣の御答弁で、多くのあの産経新聞を読まれた方が一応の安堵をされております。どうか、いわゆる国柄というものを大切にしたいという文部大臣のお気持ちや文部行政に浸透しますように、先ほども申し上げましたけれども、心からお願いを申し上げる次第であります。

（略）

【七一八】第百四十五回国会参議院会議録第三号（平成11年1月22日）

○扇千景君（略）

諸外国では、国賓をお迎えしたとき、その国の無名戦士の墓あるいは国立墓地に参拝していただくなど、国家のために犠牲になられた人々を尊敬し、長く国家としての誇りとしております。国家として当然のことでもあります。総理はしばしば外遊をされますが、無名戦士の墓や国立墓地に参拝されたことはあるのでしょうか。また、国内においては、総理は国家のために犠牲になられた人々を慰霊するためにどこにお参りになっておりますか。外国の要人がお見えになったとき参拝を求められることも考えるべきではありませんか。御見解を伺います。

（略）

○国務大臣（小淵恵三君）（略）

私の外国訪問に際してお話ございました。それぞれの国におきまする無名戦士等のお墓や国立墓地に参拝したことがあるか、こういうことでございますが、例えば昨年十一月、ロシア訪問の際には、モスクワにおきまして無名戦士の墓に献花いたしました。また、日本人墓地にも参拝いたしました。モスクワにおきまして逝去した我が邦人は極めてわずかでございませぬけれども、あつたは自然の中でいろいろの経過を経てその地で命を失われた方々に対し、改めて敬身な気持ちを持ちまして参拝をさせていただきまして、私自身、常日ごろから国のために犠牲になられた方々のことを心にとめてまいっております。昨年の終戦記念日には千鳥ヶ淵にある国立戦没者墓苑にも献花させていただきました。

なお、外国要人の訪日に当たりまして参拝を行っていただくかどうかにつきましては、相手国の意向も尊重しつつ、その都度検討させていただいておるところでございます。

（略）

【七一九】第四百十五回国会衆議院内閣委員会議録
第十六号（閉会中審査）（平成11年8月24日）

（発言者） 深田肇（委員）

太田誠一（國務大臣）（総務庁
長官）

二田孝治（委員長）

〔発言順。敬称略〕

○深田委員（略）

戦後五十年という言葉があつて、五十数年たつてここで一挙に、この間の国会が終わるに当たつて、ほとんどのことが解決されていますが、新しい方針が決まつてしまつたと私の立場から言いたいんですね、全部賛成したわけじゃありませんからというふうに申し上げた上で、一、二伺いたいのであります。

その後の動きの中で、靖国神社の参拝問題等々についてやりとりがあることが新聞報道で出ました。そこで、改めてもう一遍テレビを拝見したら、たしか長官は参拝に行かれた。総理大臣は行かない、官房長官は行かない、国家公務員全体を把握している総務庁長官は悠々として行く。この矛盾は矛盾でなく、これは当たり前のことだというふうな説明を聞いて、私はそれを有権者に説明するべきなんですか、どうでしょうか、やりとりさせてください。あなたの意見を聞かせてください。お返事をいただければそれでいいんですよ。

○太田國務大臣 お答えいたします。

これは先ほど申しましたように、なぜこの国が議院内閣制なのかといえば、それは国民に選ばれた国会議員が行政のリーダーシップをとっていくということがいい制度だからそういうふうになつていのだと私は思います。

そうであれば、国会議員としての人格をすべて捨て去つて閣内にいるわけではない、そこはケース・バイ・ケースで私どもも判断をしなければいけない。内閣全体でもつて足並みをそろえるべきこととそうでないことがあるというところはわかるわけでございますけれども、この話につきましては、私は国会議員としての行動をとることが適切ではないかというふうな考えている次第でございますということが、この間靖国神社に参りましたときに私が質問に対して答えたことでございます。

公人という言葉を開僚についてだけ使うのは間違ひであつて、それこそ選挙で選ばれたということにまさる公の立場はないと

いうふうに、その点を申し上げたわけでございます。
○深田委員 まだ納得できない。納得できませんが、意見の違いや立場の違いもありますから、ここで論争する必要はないと思ひます。

では、あなたのような説明を、総理大臣と官房長官を逆にして、おれは行かないんだ、総務庁長官であるか太田個人であるか知らぬがそこは行けるんだ、こういうふうにあの二人は説明されると思ひますか、総理大臣と官房長官は。

○太田國務大臣 お答えをいたします。

まさにそこが政治判断であらうかと思ひます。

○深田委員 政治判断という言葉を使うのなら、私は、総務庁長官は総理大臣や官房長官と同一行動をとるべきだと思ひ、本件に關して言へば。

なぜこのことは別になつていいのか。それではその他もみんな別になつていいのか、別になつていいことにならないんだ。大体国民から見たら、総務庁長官というのは、だれでもわかっているように、他の大臣とは違つてセクションは全部把握して全体を回している。それで官房長官がいて、総理大臣という状況になつていられるわけですから。

したがつて、私は、ここで戦争問題や靖国神社の問題を語るというだけでなくて、総務庁長官と総理大臣と官房長官が違ふ行動をとつたことが異様な、珍しいことだ、違ふことをやつているなということを言つていられるんですよ。それをあなたができるんだと言ひけれども、これは国民から見たら、行くのが悪いか悪くないかという論争の前に異常なことが起きていると思ひ、私はそう思つている。

私は、個人的には参拝するのは賛成じゃありません、それは正直に言つておきますよ。

○二田委員長 深田議員に申し上げます。質疑時間が終了いたしましたので。

○深田委員 だから最後にこれで終わりますが、そういう意味では、私は、総理大臣の決断、官房長官の決断に総務庁長官というポストは従つていくべきだと思ひますよ。そうしてもらわぬと国民は納得できない。大変異議がある、反対の意見があるということをお知らせいたします。

○二田委員長 答弁はよろしゅうございますね。

○深田委員 答弁してくれば一番いい。できるならしてくださいよ。しないならしくなくていい。

○二田委員長 質疑時間が終了しておりますので。

○深田委員 それは委員長の判断に任せるよ。
○二田委員長 それでは、質疑は終了いたしました。

【七二〇】第四百十六回国会衆議院厚生委員会議録
第四号（平成11年11月16日）

（発言者）

金田誠一（委員）

阪田雅裕（政府参考人（内閣
法制局第一部長））

丹羽雄哉（国務大臣。厚生大
臣）

〔発言順。敬称略〕

○金田（誠）委員（略）
法制局に端的にお答えいただきたいのですが、さきの国会で、日の丸・君が代等々、成立したわけでございますけれども、その流れの中で、靖国神社の特殊法人化というものが出てまいりました。この問題は、戦没者ということからすると厚生省ともかわりがないわけではないと思うわけでございます。

この靖国神社の特殊法人化について二点お聞かせをいただきたいのですが、宗教色を残したままで特殊法人化することは憲法に抵触すると私は考えますが、これについてはどうかというのが一つ。

もう一つは、現に宗教法人として存立している宗教団体のあり方に政府が干渉することは、これまた憲法の政教分離規定に反する行為と私は考えますけれども、この二点について、端的にお答えいただきたいと考えます。

○阪田政府参考人 まず第一点でありますけれども、政府として今御指摘のようなことを考えているというわけではございませんので、具体的には大変お答えがしにくいわけでありまして、けれども、したがって、あくまでも一般論として申し上げますということになろうかと思いますが、宗教上の儀式、行事あるいはその他の宗教的な活動を行うことを本来の業務とするような法人、こういったものを国が設立するということは、そのこと自体が憲法二十三条で禁止されております国が行う宗教的活動に該当する、したがって到底許されないというふうな考えでおります。

それから、第二点目の、政府の干渉ということの意味でありますけれども、その意味が必ずしもはっきりとはしないのですけれども、一般に、憲法二十条が保障する信教の自由は、信仰の自由、あるいは宗教上の行為の自由というものだけではなくて、宗教上の結社の自由も含まれるというふうな解されてお

ます。そして、この宗教上の結社の自由には、単に宗教団体を設立するということだけではなくて、設立された宗教団体が宗教活動に関して自主的にその意思を形成するという自由も含まれるというふうな解されております。

そういったしますと、今の政府の干渉ということの意味が、仮に、例えば宗教団体の教義であるとか、あるいは宗教上の儀式、行事のあり方、さらに申し上げますと、宗教団体が宗教団体として存続を続けるかどうかというようなことについて、これは本来宗教団体の自主的な判断にゆだねられるべき事柄でありますから、そういった事柄について政府がその意思形成に介入するということを意味するものだといえますと、これもまた憲法二十条との関係で問題が生ずるとというのが私どもの考えでございます。

○金田（誠）委員 政務次官、先ほどのホームページ、さっきの部分だけでなく、全部読ませていただいて、政教分離とはどういうことなのか、よく勉強させていただいたつもりであります。そういう観点からいたしますと、このホームページの中にも、創価教育学会はかつて国家神道のもので弾圧された歴史があるということも述べておられました。

一方、自民党の方も、この靖国神社問題が、公式参拝とか、事あるごとに惹起されるわけでございます。そして、今回は靖国神社の特殊法人化ということまで取りざたされて、それは途中でさたやみになったようにございますけれども、これが自民党の大勢だとは思いたくないのですが、そういう方々も中に抱え込んだ政党であるということからして、そこ公明党さんが連立を組んでおられるということは、私は非常に残念でならないわけでございます。そういう立場から、いざ今この政権の枠組み自体も変更になることもあるだろうというふうには思いますが、私ども、現在の枠組みについては、私は非常に残念であるということをおし上げておきたいと思えます。

そこで、今の法制局の見解、特殊法人化につきまして、大臣、これは全くそのとおりだということになりましょうけれども、改めて御見解を確認させていただきたいと思えます。

○丹羽国務大臣 金田委員の御質問は靖国神社の特殊法人化の問題だと思えますが、政府の方の見解につきましては、ただいま法制局の方から答弁がございました。政府の一員として、この問題について個人的な見解を申し上げますことは差し控えていたいただきたいと思っております。

○金田（誠）委員 大臣は個人的にはまた別な見解をお持ちとい

うことなんでしょうか、その見解の中身はさておいて。

○丹羽国務大臣 私の答弁を素直にお聞きいただければ結構だと思います。

○金田（誠）委員 この件については質問をこれでとどめさせていただいて、次に、三点目に移らせていただきたいと思っております。（略）

【七二二】 第四百四十七回国会参議院會議録第三号（平成12年2月1日）

○村上正邦君（略）
あわせて、日本人の魂の問題として申し上げたい。それは、靖国の問題でございます。

二十世紀は、顧みると戦争の世紀でもありました。戦争による全世界の犠牲者は、一般国民、軍人を合わせて五千万人以上にもなります。我が国でも、さきの大戦において亡くなった人たちは約三百万人に上り、今なお大きな傷跡を残しているのがあります。

とりわけ国のため戦場に散った方々に対して深く深く思いをいたし、国が慰霊し顕彰することは、世界共通のことです。そして、どのような形で戦没者を慰霊するかは、あくまでそれぞれの国の主体性の問題であり、諸外国の干渉や思惑によって振り回される性格のものではありません。

小淵総理もかつて代表質問の中で、時の中曽根総理が公式参拝を決断、実行されたことに賛意を表されております。

二十世紀の最後のこの年にこそ、戦後を引きずっている一大懸案に決着をつける節目ではないでしょうか。周辺諸国からさまざまな論評が出るかもしれませんが、日本の文化への理解を求める努力をしていくべきだと思います。総理、いかがでしょうか。総理の決断あるのみだと思います。

（略）

○国務大臣（小淵恵三君）（略）

靖国問題につきましては、日本人の魂の問題であるとされた上の御質問がありました。

昭和六十年に当時の中曽根総理が実施した方式による靖国神社公式参拝が憲法に違反しないとの政府見解は、現在でも変わっておりません。

今日の我が国の繁栄が戦没者の方々のとうとい犠牲にあることは申すまでもありません。議員は、国のため戦場に散った方々に対して深く思いをいたし、国が慰霊し顕彰することは世界共通のことですと述べられました。私自身、戦没者の追悼に対する気持ちについては人後に落ちないつもりであります。

今後、公式参拝を実施するかどうかにつきましては、この私

の現在置かれた立場から率直に申し上げるならば、多くの我が国国民や遺族の方々の思い、及び近隣諸国の国民感情など、諸般の事情を総合的に考慮し、自主的に検討した上で決定すべきものと考えております。

（略）

【七二二】 第四百四十七回国会参議院総務委員会會議録第二号（平成12年3月14日）

（発言者） 森田次夫（委員）

青木幹雄（国務大臣（内閣官房長官））

〔発言順。敬称略〕

○森田次夫君（略）

実は、官房長官の所信表明の中には直接具体的には入っていないのでございますけれども、総理の靖国神社参拝の問題でございます。このことにつきましてお尋ねをさせていただきます。

二十世紀ももう残り少なくなったわけでございますが、二十世紀というのはまさに戦争に明け暮れたそういった時代だったろうと思えます。さきの大戦で三百万のとうとうという方が亡くられておるわけでございます。そうした反省の上に立ちまして、二度と戦争はしてはいかぬ、二度と遺族は出してはいかぬ、こういうことは国民皆思っておると思えます。また憲法等でもそのことを誓っておるわけでございます。

しかしながら、国の命令で、国を思い、また家族の行く末を案じながら、そうしたまさに後ろ髪を引かれる思いで戦地に赴かれ、そして亡くなられた、その戦没者に対して国の代表が敬意を表することができない、これは何かやはり私としては異常だろうな。失礼な言い方もわかりませんが、まさに、諸外国ではみんな行われていることでございますし、まさにそういうような異常な状態ではないのかなと、そんなふう思うわけでございます。

こうしたことにつきまして、官房長官としてどのような御認識を持っておられるか、その辺をひとつお聞かせいただきたいと思えます。

○国務大臣（青木幹雄君） 私も、官房長官としてよりもむしろ個人としては先生と全く同じ気持ちでございます。ただ、立場上、内閣としての考え方を申し上げさせていただきます。

内閣総理大臣の靖国神社参拝は、昭和六十年の八月十五日に一回実施をされました。そして、昭和六十一年以降は、諸般の事情を総合的に考慮し、今日まで差し控えられてきたところでございます。

昭和六十年に実施した方式による靖国神社公式参拝が憲法に

違反しないという従来の政府見解は、今も何ら変わっておりません。

公式参拝は制度化されたものではありませんので、公式参拝を実施するかどうかは、我が国の国民や遺族の方々の思い及び近隣諸国の国民感情など、諸般の事情を総合的に考慮して慎重かつ自主的に検討した上で決定すべきものと考えております。

ただ、私が申し上げたいのは、一般の参議院本会議で村上正邦議員が同じような形の質問をいたしております。それに対して総理は、今のようなお答えをした後で最後に、私自身、戦没者の追悼に対する気持ちについては決して人後に落ちないものがございますという個人的な気持ちを率直に申し上げている、その気持ちは総理も今も変わらない、そういうふうには私に考えております。

○森田次夫君 まさに官房長官おっしゃるとおりでございます。この前の村上先生に対して、私としては人後に落ちない、こういうことでもって述べておられましたけれども、ありがたいことだなというふうに思うわけでございます。

そこで、総理の参拝につきましての遺族の思いですとか大多数の国民の思い、これは非常に強いものがある。長年のまさに悲願だ、こういうことで、官房長官も個人的には一緒だということでも御回答いただいているわけでございますけれども、その中で、政府見解としましては、総理の参拝が見送られるということはやはり近隣諸国の国民感情に配慮して、こういうようなお話がございました。私もそういう認識でおるわけでございませぬけれども、もうちよつと具体的にいたしますか、率直にお聞かせいただきたいわけでございますけれども、いわゆる靖国神社に国の代表である総理が参拝するということは中国の国民感情を損なう、こういうような批判があるわけでございますけれども、このことが最大の原因なのかな、私はそんなふうには思っておるわけでございますけれども、その辺お答えできる範囲で結構でございますので、ちよつとお聞かせいただければ、こういうふうなふうに思うわけでございます。

○国務大臣(青木幹雄君) 今、議員は、総理が胸を張って靖国神社に参拝できない一番の大きな原因は中国に対する配慮じゃないかとおっしゃいましたけれども、私は、中国に限らず、今度の戦争でいろいろ御迷惑をかけた近隣諸国、アジアを中心とした皆さんに、総理が胸を張って靖国神社に参拝できるような環境づくりというものから全力を注いでいかなきゃいけないと考えております。

そういう観点から、政府といたしましてもいろんな過去を直視するために歴史研究支援事業をやったり、また平和友好交流事業を進めたりしながらそういう環境づくりに全力を今も挙げているところでございまして、今後ともそういう面において政府としても全力を挙げて取り組むことによつて、総理が本心に胸を張って自分の思いどおり靖国神社に参拝できる日が近いことを私も心から祈っているような次第でございます。

○森田次夫君 私が質問しようと思ったことを官房長官先に言われてしまったわけでございますけれども、実は、昭和六十一年八月の後藤田官房長官談話というのがございます。これは、いわゆる六十年に中曽根総理が参拝をされ、そして六十一年には参拝を差し控えると、先ほどの国民感情等もあつてと、こういうことでございます。そうした中で、事態の改善のために最善の努力をいたしますよと、こういうこともその談話の中で述べておられるわけでございます。

今、幾つか官房長官お話をされましたのですけれども、その辺につきましても少し何か具体的にあれば、お聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(青木幹雄君) 確かに、後藤田官房長官談話で事態の改善に最大の努力をするという談話を発表いたしました。それに基づいて今申し上げましたような歴史研究支援とか平和友好交流とかそういう事業を今日まで進めてきたわけでございまして、やはり過般の戦争への反省とその上に立つた平和友好ということを近隣諸国、中国も含めて理解をしていただく、そういう努力は今後も私も全力を挙げて続けていきたい、そういうふうな考えております。

○森田次夫君 よろしくどうぞお願いをいたしたいと思っております。諸外国、特に過去におきまして戦い、あるいはまたそこが戦場になった、こういったことで、その国に対しては侵略だとかそういうことは別問題としまして、迷惑をかけたということこれは紛れもない事実であろうと思うわけでございます。

しかし、私は個人の信教というものの、この自由があるように、国にもその国に殉じられた英霊をどうお祭りするかとか、それからその施設をどうするかという、そういった自由というものはあるだろう、このように思うわけでございます。これはまさに国の文化だとかそれから伝統だとか習俗、そういったことだろうと思ひますし、純然たる国内問題ではないのかなというふうな思うわけでございます。

官房長官おっしゃいますとおり、既に憲法問題、昭和五十年

代につきましては憲法上疑義がある、こういうようなことではないかと問題になり、総理の参拝が公的だとか私的だとかそういったことが言われてきたわけでございますけれども、六十年八月十四日でございますか、当時の藤波官房長官談話というものが出来まして、あすは中曽根総理が靖国神社に公式参拝しますよ、そして憲法の問題につきましては、要するに中曽根総理が参拝された一礼方式といえますか、そういった形であれば憲法上は何ら問題ないんだ、こういうようなことを述べられ、そしてそれは現在でも生きておる、こういうことになっておるわけでございますので、憲法問題につきましてはクリアができたというふうには私としては理解をしておるわけでございます。

そこで、いろいろと環境整備という問題、確かにわかります。しかしながら、もう戦後五十五年たつておりまして、せいぜい我々遺族なり国民がその目の黒いうちに何とか解決してほしい、おまえもそのことで頑張れ、こういうふうには強く言われておるわけでございます。

そうした中で、私は、総理が決断すれば、そして実行いただければできる問題じゃないのかな、まさに国内問題じゃないのかな、こんな思いをするわけでございます。

これは総理にお尋ねするのが筋だろうと思ひますけれども、なかなか総理にお尋ねする機会がございませんので、官房長官としてみたいようにお考えになっておられるか、その辺につきましてもひとつお話を承れればと思ひます。

○国務大臣(青木幹雄君) 今、議員もお話しましたように、公式参拝ということが憲法に違反しないということは非常に大事な問題でございます。そういう中で、国民感情としては当然議員おっしゃる様に胸を張って総理が参拝すべきだと私も考えております。

ただ、いろいろ御理解いただきたいのは、中国を初め近隣諸国ではまだこれを素直に受け入れるような体制が整っていない中で、総理が総理という資格で正式に参拝することが今までなかなか実現できなかったわけでございまして、私どももこれの実現に向けては、先ほどからお話し申し上げておりますように、いろいろな問題を通じて近隣諸国の理解を得るような努力を続けると同時に、また一日も早く本心に総理が靖国神社に参拝できるように最大の努力を続けていく考えでございます。

○森田次夫君 ありがとうございます。

ぜひとも今後も最大の努力をお願い申し上げます。小淵総理も二十世紀中に起こったことは二十世紀中に解決す

るんだと、このようにおっしゃっておられるわけでございます。総理の靖国神社参拝というのでもまさに二十世紀中に起きたことで、国の基本をなす問題の一つ大きなものであろうかと、このように思うわけでございます。

そうしたことで、もう二十世紀もあとわずかとなりましてけれども、どうかひとつ今世紀中に解決ができませんように、これからは最大限の御努力をお願い申し上げます。時間でございますので、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

【七二三】 第四百七十七回国会参議院国際問題に関する調査会会議録第五号（平成12年4月12日）

（発言者） 中江要介（参考人。元駐中国大使）

〔敬称略〕

○参考人（中江要介君） 中江でございます。

お許しを得て、座ったままで発言させていただきます。中国の問題というのは、非常に広範でまた奥行きが深いものですのでなかなか簡単には話ができない相手でございますけれども、限られた時間の中で、国分先生の方は学者ですから系統的に整理されたお話をなさるかもしれませんが、私は、御紹介いただいたように、中国大使をしたり、現役時代、外務省でアジア関係の仕事をしていた実務を通していろいろ見聞したところの中から、先生方の御参考になるようなこと、特に、余り言われていないことが一つと、今までだれも言っていないことが一つ、この二点に絞って後でお話しすることになります。

そうはいっても、大体中国のことを話すときには、将来の日中関係をどういうふうに持っていくかと思っておられるか、その個々人の姿勢の問題が著しく物事を理解したりしなかつたりということに影響すると思いますので、お手元に配付させていただいております発言骨子メモの「はじめに」というところに書いておりますが、どうも中国を敵視したいんだと言わんばかりの姿勢の人、あるいは対抗していくんだという意気込みの人、あるいは協調していくんだという人、あるいは友好的な関係が望ましいんだというふうにいるいろいろあると思うんです。そのいろいろの日中関係あるいは中国の将来についてどういうイメージを持つておられるかによって、それぞれの人の中国の問題に対する対処の姿勢が違ってくるということを私はいつも痛感しておるんです。

私は、この四つの中でいけば少なくとも協調、でき得れば友好的な関係が望ましいという姿勢で見たいので、そういうふうに御了承いただきたいと思えます。

その場合に、日中関係でいつも言われることは二つあるんだ、一つは台湾問題であり、一つは歴史認識の問題である、こう言われるんですが、私の見るところ、その歴史認識というのは日中の二国間の問題。これは、前世紀の終わりから今世紀前半にかけて日本と中国の間にある歴史的事実が、

それについて今あるいは将来の日本人がどういう認識を持つていいのかという歴史認識の問題は、何といっても日本と中国の二国間の問題だ。これに対して台湾の問題というのは、これは別途国分先生も御専門でお話しなさっておると思いますが、なぜ台湾問題が台湾問題たり得るのかというところ、これは、アメリカの戦後の極東あるいは世界軍事戦略の中の台湾というものの位置づけがこうさせていると私は一貫してそう思っているんです。

一九四九年に中国がああ解放闘争に打ちかかって革命をなし遂げたとき、そのときに台湾まで解放することができなかった。つまり、台湾海峡を渡ってまで台湾を解放できなかったのは、やはり当時アメリカが何としても中共封じ込めあるいはアジアにおける反共のとりで、そういうことで、日本と並んで韓国、台湾、東南アジア諸国、そういうものを必要としていた。それが台湾の解放をおくらせて、そして冷戦が終わってもなおかつアメリカは台湾に対する軍事戦略的な意味というものを引き続き認めて、そう簡単には手放さないという、そういうアメリカの一貫したアジア戦略というものが台湾問題というよりも、まず第一義的には中国の問題、中国人同士の問題。もしそうでないとすれば、今申し上げましたように、中国とアメリカとの問題だと、こういうふうに思いました。日本としてはそれよりもずっと遠いところに位置している問題だというふうにしていて、この問題を申し上げるだけ短く申し上げて、後の時間を残したいと思えます。

その1にありますが、中国は、なぜ対日賠償を放棄したか、これが余り言われていないことの一つなんです。

これは、御承知のように、日中共同声明をごらんになりますと、本文の第五項にありますように、配付資料の第六ページにございますが、第五項、「中華人民共和国政府は、中日両国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」、こう書いてありまして、字面から見ると、中日友好のために放棄したんだ、だから友好が実現されないうえに賠償は放棄する用意はなかったのだということに理屈としてはなるわけです。ですから、日中友好がうまくいかなければなりなく、日本側に日中友好に対する姿勢に陰りがあったりあるいは間違いがあったりすると、これは賠償が出てきたことについて黙っておられないぞという中国の姿勢が出て

くすることを暗に示しているところまでは字面を読む限りではわかるんですが、実はそれにもう一つ問題がある。

というのは、考えてもわかることですが、日本が太平洋戦争で方々に損害を与えた中で一番多くの損害を長期間にわたって与えたのは中国大陸であることは間違いありません。その中国大陸の人たちが日本と国交を正常化するときに、あれだけの損害を受けたのに一文も賠償を請求しないという中国の指導者、当時としては毛沢東・周恩来路線ですが、そういうものをいかに五億か六億か当時おりました中国の人民に納得させるかというの、これは中国の当時の為政者としては大変な仕事であった、こういうことが言われておるんです。そのときに周恩来が主として組み立てた論法というのが、これが実は問題だと私は思うんです。

それはどういう論法をしたかといいますと、我々は日本と国交を正常化する、しかしそのときに賠償を請求しない、それに対して皆さんは、中国人民は、けしからぬ、たんまり賠償をとりたい、こういうお気持ちであろうけれども、それをとらないのはこういう理由だといって周恩来が言った理屈は、まず第一は、あの戦争で中国に大きな損害を与えた日本の軍事行動といえますか、それは一体何だったのかという、これは日本人民が中国人民に害を及ぼしたのではなくて、一握りの日本の軍国主義者が、侵略主義者が日本人民を唆して、そして戦争に巻き込んで、その結果、中国人民が生命、財産の被害を受けたのだ、だから我々が受けた損害について責任を持つべき者はその一握りの軍国主義侵略指導者なんだという論法をまず置くわけです。これにわかに賛成できるかどうか、これは問題があります。

しかし、中国はそういうふうにはまず問題を設定するわけですね。その結果として、中国人民から見ると、一般の日本国民は敵ではない、責任者でもない、むしろ我々中国人民と同じ戦争犠牲者だ、一握りの軍国主義的な指導者によって起こされた戦争に駆り出されていや応なしに侵略行為の加担をさせられた日本国民はむしろ被害者だ、加害者は一握りの軍国主義者だ、だから中国としてあるいは中国人民として責任を追及すべき者はその一握りの軍国主義者であって、日本人一般ではない、だからこの日本人一般から賠償をとるということはこれは本意ではない。これは第一次大戦のドイツに対する賠償を見てわかるように、天文学的な数字を並べて日本国民に賠償を払えと言つても、結局、それを払わされるために働くのは日本人であるし、いつまでもいつまでも賠償の負担にあえていくのも日本国民

だ、その日本国民は今言ったように中国人民と同じように戦争の犠牲者なんだと、こういう発想をしたわけですね。

ですから、毛沢東、周恩来の中国共産党の指導者の対日賠償を放棄したということは、日本の中の一部の、一握りの軍国主義者に対する責任はあくまでも追及するけれども、一般日本人に対しては戦争の責任は追及しない、賠償の責任は追及しない、こういうことで割り切つたればこそ一九七二年に日中正常化が行われたと、こういうふうな思いです。ですから、あのときは、諸先生方も御記憶がありますが、もし中国側が何億ドルであれ日本に賠償を請求したら、田中総理は日中正常化に踏み切ることはなかつたと思います。賠償を放棄したればこそ正常化に決断ができたということは明らかだつたと思うんです。

それには、その前段として国民党政府の中華民国が賠償を放棄していたことももちろんあるわけですが、そういうことで、なぜ賠償を放棄したかという、戦争の責任を一握りの軍国主義者になすりつけてというか、まとめてそこに集約して、一般日本人とは子々孫々友好を築いていくんだ、それが友好のために賠償請求を放棄するという意味だと、こういうことになるんですね。

そこで、問題は第一握りの軍国主義者というのはどこにいるかというところで第二番目の靖国神社の問題に関連してきまして、東京裁判とサンフランシスコ平和条約十一条。これは、サンフランシスコ平和条約十一条では、日本は戦争に負けた結果として極東軍事裁判その他の連合国の行った軍事裁判の結果を受諾するということを約束しているわけです。このサンフランシスコ条約はこの資料の四ページに十一条を抜いてございませうが、「日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、」と。ですから、極東裁判史観が正しいとか正しくないとかいう歴史的な評価はともかくとして、国際間の約束として、日本が戦争に負けて無条件降伏した結果受け入れさせられた戦争裁判についての立場は、このサンフランシスコ条約の十一条にあるわけです。

したがって、サンフランシスコ平和条約に基づく義務を履行すると。これは、日本国憲法九十八条で国際約束を忠実に履行するのであればサンフランシスコ条約十一条も忠実に守らなさいやいけない、これを忠実に守るのであれば、極東国際軍事裁判の判決を受諾しているんですから、これについて文句を言うのは、これは学問的にはいろいろあるでしょうが、政治的には許されないことだというのが基本にあると思うんです。

そうしますと、東京裁判でA級戦犯のみならず、B級、C級いろいろあつて、戦争犯罪人というものが出てきたわけですね。この戦争犯罪人に対しては中国としては戦争の責任をあくまでも追及するというのでなければ、先ほどの周恩来の一般日本国民を解放した論理とは両立しなくなるということ、そこで、この戦犯を合祀している靖国神社に個人が個人の気持ちとして霊を弔うことは自然なことでは何の問題もないんだけど、内閣として、あるいは総理として閣僚として靖国神社に参拝することによって、中国としては、そこに戦争責任を集約した戦争犯罪人の名譽を回復するとか、あるいはそれは間違つていたんだ、あるいは間違つていなかったんだと、そういうことを意味するような参拝であるならばこれは認められないというのが中国側の態度であつたわけで、一九八五年の八月十五日に当時の中曽根総理が靖国神社を公式参拝されて韓国及び中国から猛烈な反発が出た、そのときちょうど私は北京に在勤しておりましたこの問題について当時の胡耀邦総書記といろいろ交渉したんです。その内容を、これは今までどこにも明らかにされていなくて、きょう初めて言うんですけど、文言そのとおりはまだ公表することを認められていない文書です、その要旨だけを御参考までに申し上げておきたいと思ひます。

これは、一九八五年八月十五日に靖国神社公式参拝があつて、それで日中間というのが物すごく冷え込んだ何人ももストツプした時期があつたんです。それで、多くの人が心配して中国側に働きかけることがあつたんですが、中国側は頑として動かない。

それで、靖国神社の公式参拝とか防衛費の1%粹突破の問題だとか第二次教科書問題だとか、いろんなものが重なつて日中関係が険しくなつたときに、その年の十二月八日、この日も珍しい日ですが、この日に胡耀邦総書記が私に昼の食事を一緒にしたいと、こう言ってきたんです。それには「大地の子」を書かれた山崎豊子先生をお招きするんだということになっておりまして、そういう形で山崎豊子さんをお呼ぶお昼の御飯に大使も来いと、こういうことで、これは当時としては中国の高官と会える非常に珍しい機会になるので、どういふことになるかと思つて昼食を一緒にして、その日、私の日記を見ますと、重要極秘電報を八本夜遅くまでかかつて書いたと、こう書いてあるんです。八本のうちの一本がこの靖国問題なんです。そのほかいろいろの問題があつたんです。

この靖国問題について打つた電報の中身のうちで御参考にな

るだろうと思うのはどういふことかといえますと、胡耀邦はそのときに、もう靖国神社の問題は両方とも言わないことにしよう、こう言い出したんですね。まだ戦争が終わって四十年しかたっていないじゃないかと。その当時はそうなんです。一九八五年です。義和団事件で八カ国が中国に干渉したことに対する中国人の怒りというものは、そのときから八十五年たった最近やっと中国人の関心が薄らいできているぐらいなんだから、靖国の問題というのは、黙って八十五年でも百年でも両方で騒がずに静かにして自然消滅を待つのが一番いいじゃないか、こういうことを言い出して靖国の問題が話題になったんです。これは食事をしながらの話です、ちょっとようはつしの大議論というよりも雑談の中のやりとりを多少整理したものであります。

そこで私は、もし今黙っちゃったら、日本ではああ、もうあれでよかったですと思ってしまう人が出るかもしれないよと、こういうことを言いました。それは困る、それは困るんだという一度靖国参拝が出たとして我々の立場は困るんだということ、こう言ったんですね。そこで山崎豊子さんもあれっと思つたと思うんですが、私もそうなんですが、いや、それはA級ばかりじゃなくてB級、C級みんな入れている話でしょうと言つたら、そうだと。とにかく戦犯というのはAもBもCもみんな変わりはないんだ、こう言つたんですね。

それで私は、それは言うけれども、A級は東京裁判で平和に對する罪とか人道に對する罪とか、ちよつと後から見ると納得のできない罪名をつくって処刑されたにしろ、一応A級戦犯というのは戦争犯罪人ということになっている、だけれどもB級C級という中には、A級の人たちの命令に従って、あの体制のもとでは命令に従って軍事行動を起こさざるを得なかった、そういうやむを得ない人たちも含まれているはずだと。私自身も中国では戦争をしませんでしたけれども、学徒兵でとられた身分ですからそのことはよくわかるんです。

ですから、A級だけなら多少わかるかもしれないけれども、B級、C級まで含めてはちよつと日本国民としては承服できない人がいるだろうと。こういう話をしましたら、胡耀邦が、なるほどそれはわかった、それなら文革の後で中国がやったように、実は本人には責任はないけれども、いろいろのいきさつ、経緯、命令系統その他でやむを得ずそういうことになった人たちの名譽を回復するという措置をとつたらどうだと。だから、

B級、C級のこれぞと思う人は名譽を回復してあげればいい、本当に戦争に責任のある人だけに限つたらどうだと言つたんですね。

それで、そうすると結局、一口で言えば、A級のみということになると、中国側としてはこの靖国神社参拝の問題というのは問題でなくなるかと考えていいのかが言つたら、胡耀邦はここが非常に大事な点だと思つたんですが、A、B、Cを全部取り除けば、取り除くというのはつまり靖国神社の合祀から外すんですね、靖国問題はなくなるけれども、A級戦犯だけでも靖国から外せば世界のこの問題に對する考え方は大きく変わるだろうと、こう言つたんですね。これは、世界の見方は変わるだろうという表現でだけれども、中国の見方も変わるといふことを暗に意味していると私は受け取つたんです。

ですから、もう時間を節約してしましますと、A級戦犯だけに限ればあとは相当問題は変わつてくるだろうと。だから、A級戦犯だけ靖国神社の合祀から外して別のところにお祭りして遺族なり関係者がお参りする、こういうふうにするにはそれはちよつとも構わないと。いわゆる一般の靖国神社の中に入つてそれに日本政府を代表する人たちが靖国を参拝するということが問題だと、こういうことを言つたんですね。ですからこそ、あの当時、A級戦犯を靖国神社の合祀から外すということが多少話題になりましたけれども、いろいろの事情で実現をしなかつたことは御承知のとおりです。

それでも一つ、まただけれど靖国神社を公式参拝したらどういふふうになるかということについて胡耀邦が非常に憂慮して言つたことは、こういうことをやっていると日中間の離間をはかる第三国がいることを忘れてはいけない、こういう言い方をしておりました、つまり靖国神社の問題で日中間がこじれることを喜ぶ第三国がいるということに對する警戒心を示したと、大体それが今まで余りこういう席で申し上げなかつたことで、御参考までに申し上げたことです。

ですから、この2の靖国公式参拝のところが問題かといふのは、今申し上げた点が問題で、それを裏づけるようなものが、盧溝橋に中国人民抗日戦争記念館というのがございますが、ごらんになった先生方は御承知のとおりです。ずっと侵略の記録、証拠物件が並んでおりまして、こんなに日本の侵略を非難し日本人を悪く訴えるような記念館に中国の若い学生たちが参観してどうなんだ、こういうことをしておいて日中友好といつたって無理じゃないかという気持ちを持つて出ようとするとここに、

こういう日本だけれども、田中訪中によつて日中関係は正常化されて子々孫々の友好を約束するに至つたんだということを書きまして、そこに並べて当時、今もそうだと思いますが、日本国憲法の特に第九条が書いてあるわけですね。

それで、日本はもう戦争をしない国になつたんだということによつて多くの中国の学生たち、若い世代に新しい平和の日本というものを印象づけることによつて、前のことを忘れずに後の戒めとするというあの中国のことわざが最後に大きく壁に書いてある。これが中国の日本の戦争責任の追及と、その後始末をどういふふうにかえていっているかといふことの象徴的な意味があると私は思つたわけです。

四番目に、にもかかわらず、にもかかわらずじゃない、それだからこそ知りませんが、江沢民主席が日本に來られて、歴史認識、歴史認識とうるさく言つて何だという非常に反感を買つたことは御記憶のとおりですが、そのときに金大中効果だといふことが言われたんですね。

それは、江沢民が日本に來る直前に金大中大統領が日本に來て、そして日韓両国は戦争の責任について日本が謝罪をする趣旨の声明が出たんですね。文書が出たんです。それで中国は、韓国に對して文書が出て、なぜ中国に出ないかといふ妙な論法をやつたときに、日本の多くのマスメディアを初めとして論者たちがその論法に乗つちやつたのは私は非常に見識がなかつたかと思つたんです。

そのことをちよつと言つておきたくて、この四番目のところの日韓基本関係条約の前文を参照してほしいと書いてございませうが、これはきよの席上配付の五ページに書いてございませう。これが日韓基本関係条約ですが、これは日中共同声明とか日中平和友好条約に匹敵する日韓間の基本を決めた条約ですが、この中のどこを見ても戦争に對する反省とか謝罪とか遺憾の意とか、そういうのはいないんですね。ただ一つ冒頭に、両国民間の関係の歴史的背景とこれこれとを考慮し、歴史的背景を考慮するといふ言葉の中で読み込んでしまつていて、はつきりとした反省と遺憾の意がないといふので金大中大統領のときにはそういう文書を出したんですね。

中国の場合は、先ほどちよつと引用しました日中共同声明、これは六ページですが、その上から第五番目のパラグラフに、「日本側は、過去に對して日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と、これだけはずきり共同声明で明言しているんですか

ら、韓国とは事情が違うので、金大中のときには文書が出たから中国も文書を出してくれというその論法に乗るのはおかしかったのに、日本のマスコミその他は盛んに金大中効果といってこれを取り上げたのは、非常に日本側の不勉強を暴露したものだと思はれ、今でも嘆いてるわけです。

そんなに偉そうなことを言うけれども、歴史認識が問われる原点は何かということが一番最後に、これはカイロ宣言の第三項、ボツダム宣言の第四項、八項、十項、共同声明の前文の五項、平和友好条約の前文の三項、日本国憲法の九十八条二項、こういうところを読めば中学生でも理解のできる問題だろうと思ふんです。

以上のことを申し上げまして、私の冒頭の発言とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

【七二四】第百四十七回国会衆議院決算行政監視委員会第二分科会議録（総務省・防衛省・文部省・厚生省及び労働省所管） 第二号（平成12年4月21日）

（発言者） 米津等史（分科員）

大野由利子（厚生政務次官）

炭谷茂（政府参考人（厚生省 社会・援護局長））

【発言順、敬称略】

○米津分科員 おはようございます。自由党の米津等史でございます。

私は、本日、厚生省に對しまして、海外戦没者の遺骨収集と亡くなられた方々への慰霊について御質問をしたいと思ひます。資源のない日本が自存自衛の戦争をせざるを得なかった時代、その時代を経て今日の日本の平和が成り立っていると思ひます。

私は、平和日本の礎となられた英霊の方々に對し、感謝の気持ちをおぼえてはならないと強く感じている次第でございます。そこで伺いをいたしますが、大野厚生政務次官は、海外戦没者の慰霊碑への参拝並びに遺骨収集活動等に御参加した経験はございますでしょうか。

○大野（由）政務次官 海外の戦没者慰霊碑につきましては、残念ながら現在まで参拝の機会がございません。

また、遺骨収集活動につきましても、これまで参加したことがございません。

○米津分科員 それでは、海外に視察等行つていらつしやると思ひますけれども、世界的に有名なアメリカのアリントン国立墓地、こちらへの御訪問等の経験はありますか。

○大野（由）政務次官 アメリカのアリントン墓地は、アメリカの建国以来の数々の戦争で犠牲になられた一般市民の方や、またアメリカの国民的英雄などが埋葬されている、世界的に大変著名な墓地として聞いてはおりますが、私自身が参拝をした機会は今のところございません。

○米津分科員 今のアリントン国立墓地を初めとして、海外で二十四個の墓地と二十七個の慰霊施設を管理している委員会、米国のアメリカ大統領を長とする行政部門の一部に戦争記念碑委員会というものがございす。

この戦争記念碑委員会というのは、立派な行政部門の一部門であり、職員は三百六十三人もいらつしやうって、大統領に直接

選ばれた十一人の委員によつて構成をされてる。このアメリカの戦争記念碑委員会という組織について御存じでいらつしやいますか。

○炭谷政府参考人 ただいま御指摘されました戦争記念碑委員会につきましては、詳しくは私ども承知しておりませんが、ただ、私どもの承知している範囲内だけで御紹介させていただきますと、一九一七年四月六日以降軍務に服していたアメリカ軍人のための慰霊事業の主催、海外の記念碑等の設計、建立、維持管理等を所管するアメリカ連邦政府行政部の独立機関ということ承知いたしております。

○米津分科員 現在、厚生省では、海外戦没者の慰霊についてどのような体制でお取り組みいただいているのでしょうか。

○炭谷政府参考人 慰霊事業につきましては各種行つてはいるわけでございますが、各項目別に御説明させていただきますと存じます。

一つは、慰霊碑の建立でございます。

政府としましては、旧主要戦域ごとを中心とする地域を一方所選びまして、昭和四十六年に硫黄島戦没者慰霊碑の建立を初めとして、以後計画的に慰霊碑の建立を進め、現在までのところ、硫黄島のほか海外十三カ所、計十四カ所に慰霊碑を建立しております。

第二番目は、慰霊巡拝、墓参についてでございます。

慰霊巡拝につきましては、旧主要戦域における戦没者を慰霊するために、昭和五十一年度から政府の事業として、これまで二十五年間にわたり延べ百二十四回実施しており、約五千名の御遺族の方に御参加をいただいております。

また、旧ソ連地域等における抑留中死亡者については、昭和三十四年から政府による墓参事業として、これまで延べ六十三回にわたり実施し、約九百名の御遺族の方の御参加を得ております。

これらの慰霊事業を実施するために、担当部局でございます私ども社会・援護局の職員を総動員して取り組んでおりますし、また、厚生大臣を初め厚生省幹部におきましては、可能な限り慰霊碑の竣工式、追悼式や慰霊巡拝などに参加していただいております。

この四月、今月からでございますけれども、慰霊事業の推進体制を一層強化するため、厚生省社会・援護局の中に新たに外

事後とも、海外戦没者の慰霊に全力を尽くしてまいりたいと

考えております。

○米津分科員 私も昨年の十一月十八日の決算行政委員会、海外の戦没者慰霊碑の現状について多くの問題を抱えているというふうな御指摘をさせていただき、今炭谷局長がお答えいただいたようにいろいろな形で改善努力をなさっているようではありますけれども、また一つ例を取り上げてお話をいたしますが、先ほどのアーリントン国立墓地の入り口に立てられた看板には、我が国で最も神聖な寺院であるアーリントン国立墓地へようこそ、参拝者は常に気品と尊敬の念を持ってみずからを律していただきたい、そしてこの地はアメリカの中で一番聖なる場所であることをくれぐれも忘れないようにというふうな書かれております。

このアメリカと日本の、亡くなった方に対する差は一体何に起因をするのか。私は、国家の意思、つまり礎になつた方々への姿勢の問題だと思えますけれども、政務次官、いかがでございますか。

○大野（由）政務次官 国のために犠牲になられた戦没者の方々に対して哀悼の意をあらわすということは、これは国として当然のことでございますし、また人としても極めて当たり前で自然な感情のあらわれであり、その心は国は違つても同じではなからうか、このように思っております。

ただ、そうした慰霊の気持ちの具体的なあらわれ方というのは、その国の歴史とか文化等々によつて、またさまざまな事情によつて違つてきておりまして、一概に比較することとは必ずしも適当ではないのではないかと。

また、一例を申し上げますと、我が国と違ひまして、アメリカは第二次世界大戦後におきましても、朝鮮戦争、ベトナム戦争、また最近では湾岸戦争等と、現実に国民の皆さんの身近なところで今なお戦場で亡くなつていらつしやる方がいらつしやる、こういうことが、我が国とは大いに事情が違ふという面もあらうかと思つております。

しかし、我が国といたしましても、政府として、旧主要戦域ごとに戦没者の慰霊と平和への思いを込めまして慰霊碑を建立するとともに、適宜補修を行うなど、その適正な維持管理に努めており、戦没者に対して礼を尽くした対応に心を砕いているところでございますし、こうしたことは今後も大変重要なことである、このように認識をしております。

○米津分科員 私が申し上げたいのは、形としては確かに日本の施設あるいは慰霊等の記念碑については整つてきていると思

いますが、今次官がおつしやつたように、この気持ちのあらわし方について、よりもう一步工夫をしていただきたいなということをお指摘したいと思います。

例えば、先ほどアーリントンの国立墓地の例をお話し申し上げましたけれども、この国立墓地に入られる基準というのが明確に定まつております。軍隊の戦闘行為中に戦死をした軍人あるいは軍役を経て六十歳以上の年齢に達し、予備役から年金をもらつて生活を営んで亡くなった方々、あるいは一九四九年十月一日以前に戦場にて負傷をされ、それを原因に亡くなられた方々、またそれらの方々の配偶者、あるいは子供さん、奥様、そしてまた戦闘中に行方不明になつた兵隊の方々の配偶者、御婦人、子供さん方、こういうように明確に国立墓地に入る基準というものがあらわされておりますし、国民にも伝えられているわけがあります。

加えて、アーリントン国立墓地のお墓、埋葬などについては原則として無料で提供される。それ以外の費用については家族が負う。これは行かれたことのおありの方はおわかりだと思えますけれども、墓碑は基本的に統一してありまして、その中の、宗教につきましても、個人のそれぞれの宗教がございまして、十字架を入れられたり、ダビデの星を入れられたり、あるいは日系の方々でしられた法華経を入れられたり、あるいは、国が基本的なことについては全部無料で提供するという姿勢が明確にあらわれておりますし、さらに、これもひとつ参考にしていただきたいのは、申し込みをした後、四十八時間以内にその決定が申し込みをされた方に伝えられている、こういう行政サービスとしてのシステムが明確になっているということでございます。

私が最近目にした新聞では、四月十一日付の朝日新聞夕刊によりまして、厚生省の戦没者調査に関して、次のような問題点が指摘されておりました。

まず第一に、厚生省が昨年の夏、DNA鑑定による身元確認を想定して国内外で収集した戦没者の遺骨が、予算がないという理由で今も鑑定のめどが立たず、霊安室に置かれたままになっているという指摘。加えて、厚生省は希望する遺族に自己負担で鑑定してもらおうという方針だったが、鑑定対象の特定が難しいことがわかり、今年度のDNA鑑定関連予算がゼロで、当面無理になつてしまったということ、この二点が載つておりました。

亡くなった方々の遺族は、期待させておきながら鑑定のでき

ないのは耐えがたい、加えて自己負担でやれというふうな厚生省に言われた、こういう国の姿勢に大変不満を漏らされておりますし、こういうようなことが現実には起きているのであれば、ぜひ改善していただきたいというふうな考えますが、この報道等について、政務次官、いかがでございますか。

○大野（由）政務次官 厚生省といたしましては、平成十一年度の遺骨収集から遺体が個別またはこれに準じるような形で埋葬されている場合には、今委員御指摘にありましたように、一部の遺骨を検体として、焼骨しないでそのまま持ち帰りまして、当時の埋葬図等から見て遺族が主張する戦没者の遺骨である蓋然性が高い場合には、自費によるDNA鑑定を行う、このようにしている次第でございます。

しかし、DNA鑑定は、まだ新しい技術で実例の積み重ねもない中で、当初、平成十二年度概算要求の段階では、DNA鑑定に要する費用について、その一部を国が負担する方向で検討も行ってまいりましたが、その後のDNA鑑定の実例を見ますと、予想に反して遺骨の氏名特定になかなかつながらなかった、つながらなかった例が一件もない、こういう結果が出ております。

このため、具体的には、ある遺骨の氏名特定につきまして、どのような蓋然性が出てきた場合にDNA鑑定が有効か、さらなる実例の積み重ね、検証を踏まえる必要があると思えます。また、戦没者本人の尊厳、プライバシーの問題、倫理上の問題がございまして、また、DNA鑑定の対象とならない遺族の方とのバランスなどについてさらに考慮すべき問題があるということから、予算計上を見送つたものでございます。

また、新聞に報道されましたモンゴルの事例につきましては、平成十一年七月から九月にかけて遺骨収集を実施いたしました、八百七柱を収集し、祖国にお迎えしたものでございますが、その埋葬状況は入手している埋葬資料等とはほとんどかけ離れたものでございまして、したがって収集された遺骨をDNA鑑定するのが適当なのか判断ができません、そういう状況でございます。

肉親の遺骨を探し出したいという、こうした御遺族のお気持ちはお察しするに余りあるものがございまして、DNA鑑定に寄せる期待も大きいものがあるということは推察をいたしますが、何分新しい技術であり、また先ほど申し上げましたようにさまざまな問題点もあることから、今後、慎重に検討し、適切な方策を考えてまいりたい、このように思っております。

○米津分科員 炭谷援護局長にちよつとお伺いをしたいのです

が、私が以前、平成十一年の五月二十七日の決算行政監視委員会でも、似たような事例を新聞紙上で見つけ、御質問をさせていただきますました。このときは、お盆までに御遺族に御遺骨をお返しするという希望があったにもかかわらず、やはり厚生省の霊安室に放置され続けた。そのときの理由が、ほかの仕事もありますから、それが厚生省の積明だったというふうに書かれております。

そのときの局長は、こういうことが二度と起きないように、前向きに、そして機械的な処理に流されないよう、誠心誠意、懇切丁寧な対応をしてみたいというふうに御答弁をいただき、その後改善されてきつたと思えますけれども、やはり同じように御遺族からは、予算がない、あるいは自己負担で鑑定してもらおうという言葉が聞こえてきてしまう。これは、窓口の担当なさっている方々のやはり心の部分で、とうとう仕事をしているという自覚に欠けているからこういうことが起きてくるのではないのでしょうか。そこについてどういう御指導をなさっているのか、お伺いしたいと思います。

○炭谷政府参考人 先生が御指摘されましたように、国家のために犠牲になられた方の御遺骨というのは、国の責任に基づいて日本にお返しし、できれば御遺族のもとに御帰還していただくということが本当に必要なことであり、思っております。私自身もそのような旨で援護局の職員を指導してまいっているところでございますし、また不十分な点がありましたら、さらに努力をして、本当に重要なものはやはり、先ほど申されたような遺族に対する心というものを基本に置いて仕事をしていくということが重要かというふうに思っております。

○米津分科員 また、政務次官が御答弁の中で、DNA鑑定というものを充実して、お一人でも多く身元確認をして、少しでも早く御遺族にお返しをしたいというふうなお話がございますが、これはぜひ充実をしていただきたいと思っておりますが、その中で、一つとても参考になる事例がございます。

それは、アメリカ政府は一八四〇年から、戦闘中に亡くなった兵士の遺骨収集に積極的に取り組んできており、その具体的なものとしてアメリカ軍の中に中央身元確認研究所というのを設置しております。現在はハワイのホノルル市にございまして、約百七十七人の方々によって、太平洋戦争、朝鮮戦争、ベトナム戦争、こういう各戦域において亡くなった方々の身元確認作業を一手にやっている組織でございます。

この組織は、まず計画局、管理局、そして科学研究所という

大きな三つに分かれておりまして、年度予算は日本円にいたしますと四十一億七千四百万円という予算規模でやっております。計画局は、特に朝鮮半島、日本、東南アジアというところに身元探索チームというのを組みまして、これを十四組保有しておる。この十四組の中で、特にアジアについては五つのチームが、年間二百日以上、遺骨収集、発掘作業をしているという内容の活動をしています。

特に参考にしていただきたいのは、このチームの人々はボランティアでもなく、本当のプロフェッショナルの方で、旧戦場ですので危険がありますから、爆弾の探知、それを破壊するにはどうしたらいいのか、あるいは医療、あるいは現地の言語、そしてまた戦争の歴史、戦史にも詳しい専門知識を有する人々がチームを組んでそれぞれの戦域に遺骨収集活動に行っているというのが、これがアメリカの姿勢でございます。

加えて、さらに特徴としては、二〇〇四年までにその使命を完了するというをはつきりと打ち出しています。要は、自分たちは二〇〇四年までに重立った戦域の遺骨収集活動については一通りのめどを立てるんだ、そのために大量の人員とそれに伴う予算を投入するんだという、めり張りが非常にきいた活動をしているわけなんです。こういう米軍の中央身元確認研究所という組織は、厚生省は御存じでいらっしゃったのでしょうか。

○炭谷政府参考人 先生が御指摘されましたホノルルに存在する機関でございますけれども、英語名はユナイテッドステーツ・アーミー・セントラル・アイデンティフィケーション・ラボラトリーのことだろうというふうに思っております。この研究所につきましては、先生が今言われましたように、米国により収集された遺骨の身元を鑑定する機関と承知しております。

この研究所と私どもの接触でございますけれども、この研究所において日本人戦没者の遺骨と特定された場合は、私どもに御連絡をいただきまして、日本側に遺骨が引き渡されております。直近の例で申しますと、昭和六十二年の七月に、マーシャル群島において米軍基地の工事中に見つかった遺骨二柱が同研究所で日本人戦没者の遺骨であると鑑定されたことから、翌年三月に厚生省職員をホノルルへ派遣し、遺骨を受領して帰ってきております。

○米津分科員 そういう組織の存在も御存じであり、連携もとられているということはよくわかったのですが、私がお伺いしたいのは、そういうような形で国家の礎になられた方々の身

元確認については、はっきりとした意思を持って計画をつくって回収をしているということが、国の姿勢として大変大切なのではないかなというふうに思います。

DNA検査なども利用されておりますけれども、やはり一番重要なのは、骨格からの故人の年齢、人種、性別、身長などを確認をし、行方不明者の情報と比較をして身元を明らかにしていくということで、特に医療分類学者十六人、また医療歯学者三人ということで、非常に専門的な体制をとり、科学的な分析をやっている。

先ほど申し上げましたように、通常、一カ月に大体ほとんど休みなく入られて、年間二百日に及ぶ活動をしているということは、これはもう日本が残念ながらも追いついていけないくらい骨太な遺骨収集活動をしているのではないかなと思えます。

この遺骨収集についての取り組みでのアメリカと日本との大きな差について、大野政務次官はどのようにお考えでございますでしょうか。

○大野(由)政務次官 アメリカとの違いという御質問でございます。

先ほどちょっと答弁させていただきましたが、戦没者に対する慰霊事業につきましては、それぞれの国の歴史や文化の違い、そしてまた諸事情の違いもありますことから、一概に比較するのは難しいのかな、このように思っております。

我が国といたしましては、国の責務として、海外戦没者の遺骨収集に力を入れるとともに、墓参とか慰霊巡拝、さらには慰霊碑の建立等を鋭意実施をし、努力をしてきたところでございますし、また、毎年八月十五日には、天皇、皇后両陛下の御臨席を仰ぎまして、国民を挙げて戦没者を追悼し平和を祈念する式典を挙行しております。

また、遺族に引き渡すことができない遺骨がおさめられております千鳥ヶ淵戦没者墓苑におきましては、毎年春拜礼式を挙行するなど、戦没者の慰霊のための各般の事業に取り組んできているところでございます。

今後とも、戦没者の御遺族のお気持ちを大切にしつつ、国民の皆様の御意見もお伺いしながら、国として戦没者の慰霊事業に力を注いでまいりたいと思っております。

○米津分科員 予算的にはどのような差があるのか、お伺いしたいと思います。

○炭谷政府参考人 現在の予算につきまして、私どもの総額予

算は、遺骨収集等に要している費用は三億六千万余でござい
ますので、先生が先ほど言われた中央研究所の額が非常に多額に
わたっているということに比べまして、相当の差があるのでは
ないのかなというふうに承知いたします。

○米津分科員 ありがとうございます。

今政務次官がおっしゃいましたように、私もけさ方千鳥ヶ淵
の戦没者墓苑に行つてまいりましたが、確かに、戦没者墓苑に
行きますと、こういうパンフレットが雨にぬれながら、文鎮を
置いて、とりたい人はとって行ってほしいというふうになつて
いましたし、また、もうかなり古くなつてお花が、一本百
円で献花してくださいというふうになつておりましたし、とて
も、形ができていても心がこもっていないんじゃないかとい
ふふうに憤りを感じて、けさ、この質問に立つているわけであ
ります。

最後の質問ではありますけれども、昭和二十年の二月二十九
日に、東京からわずか一千二百五十キロメートルの硫黄島にア
メリカの海兵隊が上陸してまいりました。硫黄島は、御存じの
ように、サイパン、テニアン島から東京及び日本全域にわたる
戦略爆撃機の出発点を防衛する重要な地政学的な位置にあり、
この硫黄島をどうしてもアメリカはとるんだということで、お
よそ日本軍の倍以上の戦力で上陸してきたわけであります。

栗林大將は、硫黄島を準備し、最後の突撃に至るときに、残
つた兵士に対して、今、日本は戦いに敗れたといえども、日本
国民は、諸君の忠君愛国の精神に燃え、諸君の勲功をたたえ、
諸君のみたまに対し涙して黙禱をささげる日がいつか来るであ
らう。安んじて諸君は国に殉ずべし。この言葉を残し、後世の
日本人が自分たちの死に対し感謝の誠を尽くしてくれるという
ことを固く信じて、国家の存立の危機に際し、御盾となつて戦
い、散華されていきました。

政務次官、よくアメリカと日本は違うというふうにおっしゃ
いますけれども、同じアーリントン墓地の中では、墓碑銘の中
に、神のみぞ知る、アメリカのために戦つた人々の栄光ここに
眠るというふうに刻まれております。そして、その墓苑には常
に二十四時間衛兵が立ち、国として最高の礼を尽くしているの
であります。

今日までの戦没者の遺骨収集や慰霊について、余りにも日本
とアメリカの姿勢の違いに私はただただ驚くばかりであり、今
後、厚生省は、ぜひ抜本的な見直しをすることを含めて御検討を
いただきたいと思いますというふうに申し上げて、私の質問を終わります。

【七二五】第四百四十七回国会衆議院決算行政監視委
員会議録第五号（平成十二年五月二十二日）

菅直人（委員）

菅直人（委員）

菅直人（委員）

菅直人（委員）

菅直人（委員） 靖国神社の公式参拝について、これまで森
総理は、総理大臣になられるまでは何度かされておりますが、
ことしの八月十五日に森総理が総理大臣であるかないかは私に
もわかりませんが、総理大臣として在任されていたとき
に参拝されるおつもりですか、公式参拝として。

○森内閣総理大臣 私は、これまでは一議員として、そうい
つた立場でお参りを申し上げたこともございます。

ただ、文部大臣のときのことを思い出してみますと、これは
やはり政府のそういう立場でございましたので、私は当日は、
議員の皆様がおいでになるところには行かずに、自分で途中で
おりまして、そこからおりて、御案内もなく自分なりに鳥居の
下に行つてお参りをしたという経験がございます。

総理という立場でその参拝をするのかしないかということに
ついては、十分これまでの例、あるいはまたその当時の、その
ときの時代時代の考え方を十分踏まえて、十分に慎重に対応し
ていきたいと考えております。

【七二六】第四百四十九回国会衆議院予算委員会議録
第一号（平成十二年八月二日）

菅直人（委員）

菅直人（委員）

菅直人（委員）

菅直人（委員）

菅直人（委員） 八月十五日が間近に迫つておりますけれども、靖国公式参拝
問題というのが常にこの時期になると大きな課題になってまい
ります。自由民主党の中でこの問題について検討する場もつく
られたとお聞きをいたしております。

私も、本来、太平洋戦争を含めて徴兵やいろいろな形で戦地
に赴いて亡くなられた方を、総理を含めてその慰霊を行うとい
うのは当然のことでありまして、そういうことが自然のことと
して行われるようになるべきだと思っております。ただ、いろ
いろな経緯があつて、いわゆる極東裁判の結果A級戦犯とされ
て処刑された方々の合祀をさける靖国神社の参拝については、
アジアの諸国から非常に強い反発がある。

私は、これは長い時間の議論は差し控えますが、やはり日本
自身が、あの戦争を間違ひであったということを経験した政府が
何らかの形でけじめをつけていけば、もう少し状況は変わった
のかもしれないけれども、結局は極東裁判の結果を受け入れるとい
うその一点だけで対応して、それ以外のことは何も行わなかつ
た。つまりは戦後の政府が、戦前の政府がやった間違いをこれ
は間違いであったとして否定してこなかったことに大きな原因
があると思っております。

しかし、その時点に戻るわけにはいきませんので、森総理にお
尋ねします。

この靖国問題について、あるいは八月十五日の公式参拝につ
いて、総理としてはどういう態度で臨まれるおつもりか、お答
えをお願いします。

○森内閣総理大臣 我自己、戦没者に対する追悼の気持ちはだ
れにも増して強いと思っておりますし、また、今日の我が国の
平和と繁栄が戦没者の方々のとうとい犠牲の上にあると考えて
いることは、私は変わっておりません。

ただ、本年におきます私自身の公式参拝についてはというお
尋ねであります。多くの我が国国民や遺族の皆さんの思い、
それから、今御指摘ございましたように近隣諸国の国民感情、

そうした諸般の事情を総合的に考慮して、慎重かつ自主的に判断をしたいと考えております。

○菅(直)委員 ということは、どうされるかは現時点ではまだ決めてないということですか、参拝されるかどうかを。

○森内閣総理大臣 そのとおりです。自主的に判断をしたいと思っています。

○菅(直)委員 いや、自主的に判断されるのは当たり前なんです。決めてないということなんです。私は、何か今回は公式参拝は控えるというふうにお聞きしていたように思ったのですが、そうではなくて、まだ決めてないということですね。判断は自主的にされるのは当然ですが、そういう理解でいいのですか。

○森内閣総理大臣 今申し上げましたように、公式にいたしましても自主的なものにしたとしても、自分で判断をしたいと思っています。

○菅(直)委員 この問題は、ある意味での戦後処理にもかかわる非常に深い問題でありまして、私は、何らかの形で、国民的にもあるいは国際的にも納得される形を求めていく努力をそれぞれ立場でなさるべきだ、私たちも努力しなければいけないが、そのように思っているところです。

(略)

【七二七】第四百十九回国会参議院法務委員会会議
録第一号(平成12年8月9日)

(発言者)

江田五月(委員)

保岡興治(国務大臣。法務大臣)

〔発言順。敬称略〕

○江田五月君(略)

保岡大臣は八月十五日の靖国神社への公式参拝について、これは閣議後の会見なんでしょうか、公式に参拝されると、そういう意見を述べられたということですが、私も戦没者に対して甲意を表すること、これは大切なことだ、またそのための適切な施設があることが望ましい、そのこともそうだと思うし、これを十分みんなで検討しなきゃならぬということはそう思います。

しかし、今の靖国神社というのがさまざまな角度から、そのような政府の閣僚が公式に戦没者に甲意を表する機関としてふさわしいのか、これが実は問題になっていて、森総理ほか多くの閣僚の皆さんがちゅうちょされていくことなんです。そのあたり、ほかの閣僚の皆さん、総理大臣も含めちゅうちょされているということを保岡さんはどうお感じですか。

○国務大臣(保岡興治君)(略)

今お尋ねの点については、私は、確かに森総理初め公式参拝を慎重に考えている閣僚の皆様方は、近隣諸国とかに対する配慮、あるいはまた憲法二十条の、国は宗教活動を一切行つてはならないということとの関係で慎重にされているものとは思いますが。

しかし、私はやはり閣僚として平和を祈念する機会をしつかり持ちたい。それは、さきの大戦で犠牲になられたとうとい戦死者などに対して哀悼の意を表する一番重要なときだと考えておりました。八月十五日の記念すべき日に祭られている皆様方のところに伺って、いろいろ国家が宗教的活動を行つてはならないという配慮などから方式が決まっておりますので、そういう方式のつとつてお参りをしてみたい、こう考えておるところでございます。

○江田五月君 私は、靖国神社というのは、幾ら理屈をこねてみてもそれはへ理屈で、宗教的施設であつて、そこへ参拝することは宗教的な行為になるし、また靖国神社に合祀されている

仕方がやはり近隣諸国の神経を逆なですることになっておる。慎重に考えなきゃならぬ。しかし、慎重に考えてと言うだけでなく、みんなで戦没者に哀悼の意を表する、そういうやり方は何がふさわしいのか、本当に知恵を絞らなきゃならぬという気持ちであります。ひとつそこは、そういう意見もよく御理解いただくようお願いをしておきたいと思ひます。

(略)